# 令和5年度

# 札幌市の区勢

札幌市

## 目 次

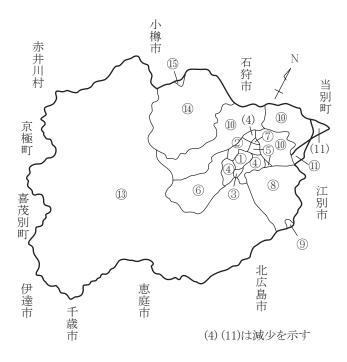
Ι	市勢概況	
	1. 市域の変遷	1
	2. 行政区域の概況	2
	(1) 区域面積の変遷	2
	(2) 区域の概況	2
	(3) 行政区域図	4
	3. 各区のあらまし	5
	4. 各区町名一覧	15
Π	区役所の行政機構等	
	1. 行政機構	28
	2. 事務分掌	30
	3. 職員数	36
	(1) 区の課別職員定数	36
	(2) 区・部・職種別職員定数	37
	4. 区の組織の変遷及び区の機能強化の年譜	38
Ш	区役所関係庁舎等	
	1. 区役所	40
	2. 出張所 (まちづくりセンター) 及び地区集会所	44
	3. まちづくりセンター及び地区会館	45
	(1) まちづくりセンターの概要	45
	(2) 地区会館の概要	45
	(3) 施設一覧	46
	4. 区民センター、コミュニティセンター、地区センター	50
	(1) 概要	50
	(2) 使用料	51
	(3) 区民センター施設一覧	52
	(4) コミュニティセンター、地区センター施設一覧	54
	(5) 区民センター等利用件数	60
	(6) 区民センター等利用人員	62
	5. 集会施設	64

(	6. 市民交流広場	64
,	7. 土木センター	65
8	8. 保健センター	65
IV	各局出先機関	
-	1. 清掃事務所・清掃工場等	66
4	2. 下水管理センター	67
,	3. 水道局配水管理課	67
4	4. 水道局料金課	67
ļ	5. 消防署	67
V	区民活動	
-	1. 住民組織	68
4	2. 地区集会施設	68
,	3. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	69
VI	区関係諸統計	
-	1. 窓口事務量	82
	(1) 届出事務件数	82
	(2) 証明事務件数	86
	(3) 印鑑登録者数	86
	⑷ 戸籍届出事件別件数	88
4	2. 国籍・地域別外国人人口	90
,	3. 交通安全関係	92
	(1) 行政区別スクールゾーン設定状況	92
	(2) 交通事故発生状況	92
2	4. その他の区関係諸統計	93
VII	自治基本条例	94
VIII	区関係諸規程	
-	1. 札幌市区の設置等に関する条例	102
4	2. 札幌市区長委任規則	104
,	3. 教育委員会事務の補助執行について(区関係分抜粋)	105
4	4. 札幌市区事務分掌規則	106

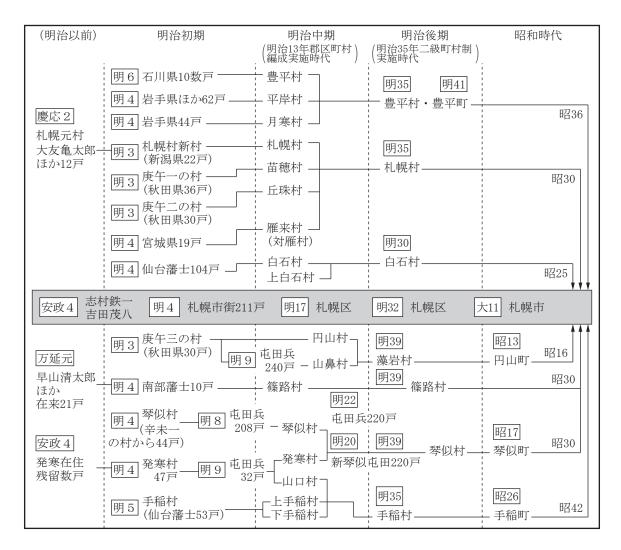
5.	札幌市区における総合行政の推進に関する規則	107
6.	札幌市区保健福祉部長事務委任規則	110
7.	札幌市各区選挙管理委員会の事務を補助する職員に関する規程	112
8.	札幌市中央区選挙管理委員会事務局規程	112
9.	札幌市事務専決規程	115
10.	札幌市区民センター条例	124
11.	札幌市区民センター条例施行規則	127
12.	札幌市区民センター等使用承認取扱要領	129
13.	札幌市地区集会所条例	133
14.	札幌市地区集会所条例施行規則	134
15.	札幌市民交流広場条例	135
16.	札幌市民交流広場条例施行規則	137
17.	札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例	138
18.	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱	141
19.	札幌市福祉に関する事務所設置条例	143
20.	札幌市保健所及び保健センター設置条例	144

#### I 市勢概況

#### 1. 市域の変遷



No.	年月日	面積(km²)	備考
1	明 4.12.一	5.492	札幌創建当初
2	<i>"</i> 15. 2. 8	13.472	三県分立当初
3	" 19.12.31	14.557	北海道庁設置時代、中島公園 の区域編入
4	" 43. 4. 1	24.169	豊平町・白石村・札幌村・藻 岩村の一部を編入、区の一部 を琴似村に分割
(5)	昭 9.4.1	29.274	札幌村の一部を編入
6	<i>"</i> 16. 4. 1	76.254	円山全町を合併
7	<i>"</i> 25. 4. 1	76.657	札幌村の一部を編入
8	<i>"</i> 25. 7. 1	133.168	白石全村を合併
9	<i>"</i> 26. 4. 1	133.487	広島村の一部を編入
10	<i>"</i> 30. 3. 1	287.666	琴似町・札幌村・篠路村を合併
11)	<i>"</i> 30. 4. 1	286.666	江別市と交換分合
12	<i>"</i> 30.10. 1	284.15	国土地理院の改測による
13	<i>"</i> 36. 5. 1	1,008.67	豊平全町を合併
14)	<i>"</i> 42. 3. 1	1,117.98	手稲全町を合併
15	" 48.12. 1	1,118.01	小樽市の一部を編入
16	<i>"</i> 63.10. 1	1,121.18	国土地理院の改測による
17)	平 3. 4. 1	1,121.12	国土地理院の境界修正による
18	平26.10. 1	1,121.26	国土地理院の計測方法変更による



## 2. 行政区域の概況

#### (1) 区域面積の変遷

	市計	中央区	北区	東区	白石区
昭和47年4月 旧本市独自の測定					
	1, 117. 98	50.45	57. 91	57. 76	57. 65
昭和48年10月1日 建設省国土地	0	△ 4.34	4. 79	$\triangle$ 0.49	1.81
理院発表面積との修正	1, 117. 98	46. 11	62. 70	57. 27	59. 46
昭和48年10月1日 豊平区・南区	0				
境界変更	1, 117. 98	46. 11	62. 70	57. 27	59. 46
昭和48年12月1日 小樽市の一部	0.03				
編入による変更	1, 118. 01	46. 11	62. 70	57. 27	59. 46
昭和49年8月1日 豊平区・南区	0				
境界変更	1, 118. 01	46. 11	62. 70	57. 27	59. 46
昭和54年10月29日 豊平区・南区	0				
境界変更	1, 118. 01	46. 11	62. 70	57. 27	59. 46
昭和57年3月23日 白石区・豊平	0				△ 0.25
区境界変更	1, 118. 01	46. 11	62. 70	57. 27	59. 21
平成元年11月6日 白石区及び西	0				△ 24.86
区の分区による変更	1, 118. 01	46. 11	62. 70	57. 27	34. 35*
平成元年11月10日 建設省国土地	3. 17	0.30	0.78	$\triangle$ 0.19	△ 0.08
理院発表面積との修正	1, 121. 18	46. 41	63. 48	57.08	34. 27
平成2年10月1日 建設省国土地	0				0.39
理院発表面積との修正	1, 121. 18	46. 41	63. 48	57.08	34. 66
平成3年4月1日 建設省国土地	$\triangle$ 0.06			0.06	△ 0.08
理院の境界修正による変更	1, 121. 12	46. 41	63. 48	57. 14	34. 58
平成9年11月4日 豊平区の分区	0				
による変更	1, 121. 12	46. 41	63. 48	57. 14	34. 58
平成10年10月1日 建設省国土地	0				
理院発表面積との修正	1, 121. 12	46. 41	63. 48	57. 14	34. 58
平成10年10月19日 北区・東区境	0		0.01	$\triangle$ 0.01	
界変更	1, 121. 12	46. 41	63. 49*	57. 13*	34. 58
平成12年1月29日 中央区・北区	0	0.01	△ 0.01		
境界変更	1, 121. 12	46. 42	63. 48	57. 13	34. 58
平成26年10月1日 国土交通省国	0.14		0.09	$\triangle$ 0.16	△ 0.11
土地理院の計測方法変更	1, 121. 26	46. 42	63. 57	56. 97	34. 47

注) \* 本市独自測定値である。

#### (2) 区域の概況

区分	市計	中央区	北 区	東 区	白石区
面積 (k m²)	1, 121. 26	46.42	63. 57	56.97	34. 47
人口 (人)	1, 969, 004	252, 689	288, 252	263, 899	211, 088
人口密度(人/k ㎡)	1, 756. 1	5, 443. 5	4, 534. 4	4, 632. 2	6, 123. 8
世帯数	990, 375	147, 032	141, 825	132, 953	110,823
外国人人口(人)	15, 960	3, 111	3, 401	1, 885	1, 454
選挙人名簿登録者数 (人)	1, 689, 317	213, 898	241, 704	223, 864	185, 925
市税収入 (千円)	334, 595, 895	58, 429, 984	18, 699, 860	18, 177, 677	15, 263, 558
労働力人口(人)	887, 222	108, 811	129, 525	119, 693	98, 989
事業所数	71,024	21, 398	8, 628	8, 422	8,067
市議会議員定数 (人)	68	8	10	9	7
道議会議員定数(人)	28	3	4	4	3

注) 市税収入市計には、本庁分163,480,207千円を含む。 事業所数には、国・地方公共団体の事業所を含まない。

<sup>※</sup> 平成20年度の西区、手稲区の境界変更により、面積が西区で2,092㎡の減、手稲区で2,092㎡の増となった。

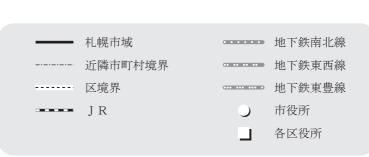
(上段:增減/下段:面積 単位;k m²)

厚別区	豊平区	清田区	南 区	西区	手稲区
	107.01		657. 19	130.01	
	△ 0.91		△ 2.32	1.46	
	106. 10		654.87	131. 47	
	△ 0.04		0.04		
	106.06		654. 91	131.47	
				0.03	
	106.06		654. 91	131.50	
	△ 0.29		0. 29		
	105. 77		655. 20	131.50	
	0.02		△ 0.02		
	105. 79		655. 18	131.50	
	0. 25				
	106.04		655. 18	131.50	
24. 86				△ 56.26	56. 26
24.86*	106. 04		655. 18	75. 24*	56.26*
△ 0.05	0.01		2.05	0.20	0.15
24.81	106.05		657. 23	75. 44	56.41
△ 0.39				△ 0.51	0. 51
24. 42	106.05		657. 23	74. 93	56.92
△ 0.04					
24. 38	106.05		657. 23	74. 93	56.92
	△ 59.79	59. 79			
24. 38	46. 26*	59. 79*	657. 23	74. 93	56.92
	0.09	△ 0.09			
24. 38	46. 35	59. 70	657. 23	74. 93	56.92
24. 38	46. 35	59. 70	657. 23	74. 93	56.92
24. 38	46. 35	59. 70	657. 23	74. 93**	56. 92%
	△ 0.12	0. 17	0. 25	0.17	△ 0.15
24. 38	46. 23	59.87	657. 48	75. 10	56. 77

厚別区	豊平区	清田区	南区	西 区	手稲区	備考
24. 38	46. 23	59.87	657.48	75. 10	56. 77	令和5年1月1日現在
123, 096	226, 274	110, 625	134, 192	217, 347	141, 542	令和5年4月1日現在
5, 049. 1	4, 894. 5	1, 847. 8	204. 1	2, 894. 1	2, 493. 3	令和5年4月1日現在
58, 131	122, 175	46, 093	62, 611	106, 533	62, 199	令和5年4月1日現在
872	1, 789	751	908	1, 164	625	令和5年4月1日現在
108, 574	197, 246	93, 240	117, 156	187, 996	119, 714	令和5年9月1日現在
8, 255, 087	15, 597, 924	6, 620, 459	7, 315, 023	15, 340, 315	7, 415, 801	令和3年度実績
55, 096	105, 210	49, 263	59, 021	99, 509	62, 105	令和2年10月1日現在
2, 741	5, 777	2, 909	3, 315	6, 563	3, 204	令和3年6月1日現在
5	7	5	5	7	5	令和5年8月1日現在
2	3	2	2	3	2	令和5年8月1日現在

#### (3) 行政区域図





#### 3. 各区のあらまし

【中 央 区】 シンボルマーク(昭和50年4月制定)





地域資源(藻岩山)を活用したイベント

#### 〈位置と広さ〉

市の中央部に位置し、北区、東区とはJR函館本線で、白石区、豊平区とは豊平川で、南区、 西区とは南西部山地の稜線で接しており、その形は東西に長い。面積は 46.42 平方キロメート ルで、東西に 15.3 キロメートル、南北に 9.8 キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

中央区は、札幌の中心として計画的な街づくりが進められ、現在では、大通や駅前通に面して官庁や企業の近代的なビルが立ち並び、道内最大の中枢管理機能の集積地となっている。一方、昔の面影を残した建物や史跡、円山や藻岩山、豊平川など豊かな自然にも恵まれている。

また、区のシンボルにもなっている市電(路面電車)は、市内では唯一中央区内で走行しており、区民が強い愛着を持ち続け市民生活に定着したものとなっている。平成27年には、「西4丁目」停留場から「すすきの」停留場まで新たに駅前通で接続したループ化の営業を開始し、利便性・回遊性の向上とともに、今後も市電を生かしたまちづくりが期待されている。

区では、区民に信頼され、区民の視点に立ち、質の高い行政サービスを目指すとともに、区 政への区民参加を広げ、多くの区民が住みよいまちづくりの担い手となるよう支援を進めてい る。

これまで、地域資源を活用した「アタック・ザ・531M(藻岩山ファミリー登山)」や「まちの魅力再発見事業」のほか、地域住民や地元企業などとのアダプトプログラムによる「環境美化活動」、地域と学生ボランティアの連携による「ウィンタースポーツフェスタ in 大倉山」開催など、地域の多様な団体、資源・特色を生かしたまちづくりを進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

中央区役所ホームページ「市電のふるさと中央区」https://www.city.sapporo.jp/chuo/

#### 【北 区】 シンボルマーク(昭和52年3月制定)





創成川通のポプラ並木

#### 〈位置と広さ〉

市の北部に位置し、区の東は創成川、旧篠路村境界で東区と、西は新川を挟み、西区及び手稲区と、南はJR函館本線を境として中央区と、北は発寒川、茨戸川及び石狩川を隔てて石狩市、当別町と接する。面積は63.57平方キロメートルで、東西に14.2 キロメートル、南北に13.7キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

地形は平たんで山がなく、地質・地盤は鉄西地区などの一部を除き、粘土質の土地や泥炭からなり軟弱である。水辺に恵まれた北区には、大小多くの河川が流れており、特に創成川、伏籠川、発寒川の3河川が合流する茨戸の水郷景観は、他に見られない素晴らしいものとなっている。昭和20年代までは、旧札幌市街である鉄西、幌北地区などが市街化していたが、昭和30年代に入り、札幌市の人口の急速な増加と並行して新琴似、屯田、篠路地区などの農業、酪農地帯の市街化が進み、その後、屯田、篠路、あいの里などの地域で宅地化が進展したことなどにより、人口も約29万人と10区の中で最も多くなっている。

また、札幌駅北口周辺では、昭和63年に完成した鉄道高架事業をきっかけに再開発事業が進展し、札幌第一合同庁舎や札幌エルプラザなどをはじめとするビルが建ち並び、オフィス街を形成している。加えて、広大なキャンパスを持つ北海道大学のほか、北海道教育大学など多くの高等教育機関が存在し、文教地区としても発展している。

そのような環境を生かし、北区では、学生や地域住民と連携した各種まちづくり活動をはじめ、 高齢者等が安心して暮らせるよう、地域連携による見守り支え合い活動の推進、災害に備えた避 難所運営研修などを地域住民と協働で行っている。また、「北区歴史と文化の八十八選」や「農 村歌舞伎」のPR等、地域の特色ある歴史や文化を生かした取組や、隣接市町との交流による活 力あるまちづくりを進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

北区役所ホームページ「みてきて北区」https://www.city.sapporo.jp/kitaku/





幻のたまねぎ「札幌黄」

#### 〈位置と広さ〉

市の北東部に位置し、区の南はJR函館本線を境に中央区と、西及び北はそれぞれ創成川、 旧篠路村境界で北区と、東は白石区、江別市及び当別町と接している。面積は56.97平方キロ メートル、東西9.3キロメートル、南北11.0キロメートルに広がっている。

#### 〈地勢と現況〉

地形は平たんで、地質は鉄東地区の一部を除き埴土及び泥炭から形成され、伏籠川やモエレ沼が古豊平川の名残りをとどめている。区の北東部には、タマネギ栽培を中心とする農地が広がり、北区に次ぐ耕地面積を有している。一方、苗穂地区にJR苗穂工場や大規模食品工場、丘珠地区に鉄工団地などが立地しているほか、都心に隣接して古い街並みも残っている。

東区では、昭和33年から土地区画整理事業が進められ、大規模施設も相次いでオープンしている。平成7年にサッポロさとらんど、平成9年に札幌市スポーツ交流施設(つどーむ)、平成17年には、昭和57年から造成が進められていたモエレ沼公園がグランドオープンし、いずれの施設も札幌を代表する施設として現在も大勢の市民が利用している。

この間、将来的なまちづくりの基本指針として、平成10年に「東区ゆめプラン21」を策定。 このプランの基本的方向を踏まえ、区民が主役のまちづくりと、区民に親しまれ信頼される区 役所づくりの2点を目標に掲げながら、東区に住んで良かったと実感できるまちづくりを推進 してきた。

近年は、防災協働社会を目指し、各地区のニーズに応じた自主防災活動を支援するとともに、若年層や子育て世代等の多様な世代に対する防災普及啓発を実施している。また、東区と協力して地域貢献を行う企業・団体等(タッピーフレンズ)と連携しながら、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めている。さらに、地域活性化に向けて、東区ならではの魅力を区内外に向けて広く発信するため、年間を通じて様々なイベントや広報活動を実施するとともに、誰もが生涯健康で、自分らしく活躍できるまちを目指し、ウオーキング体験会や地元スポーツチームの試合招待イベントを開催するなど、幅広い世代の方々が気軽に健康づくりやスポーツに触れられる取組を実施している。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

東区役所ホームページ「ようこそ ひがしく」https://www.city.sapporo.jp/higashi/

## 【白 石 区】 シンボルマーク(昭和52年8月制定)





白石区マスコットキャラクター「しろっぴー」「くろっぴー」

#### 〈位置と広さ〉

市の東部に位置し、北は江別市に、南は東北通を境に豊平区及び清田区と接する。また、東は厚別区、西は豊平川を境に中央区と東区に隣り合う。面積は34.47平方キロメートルで、東西に約8.7キロメートル、南北に約8.7キロメートルの広がりを持つ。

#### 〈地勢と現況〉

古くから軽工業や商業の街として栄え、昭和30年代には急増する人口の流入地域として宅地化が進んだ。

JR函館本線・千歳線、地下鉄東西線、国道 12 号、道央自動車道などの各種交通網が発達 しており、札幌市の交通の要衝となっている。

区内には、大規模会議場や展示場機能を併せ持つ札幌コンベンションセンター、地震体験コーナーや消火体験コーナーを備えた札幌市民防災センター、産業情報の提供などを行う札幌市産業振興センター、大型イベントの会場となるアクセスサッポロ(札幌流通総合会館)、国際交流施設のJICA北海道(札幌)や札幌国際交流館(リフレサッポロ)、道内の物資の集散地である大規模な流通センターなど札幌市を代表する施設がある。また、都市生活に潤いをもたらす場として、白石こころーど(旧白石サイクリングロード)や川下公園などがあり、子どもからお年寄りまで多くの人々に利用されている。

住民のコミュニティ活動では、白石区ふるさと会をはじめとする地域の団体が、文化の振興、青少年健全育成、緑のまちづくり、祭りなどふれあいの場の創出、地域の防災・防犯、高齢者の見守り、さらには歴史的なつながりがある宮城県白石市や北海道登別市との交流など、様々な活動を積極的に進めている。

区では、区民の皆さまが「白石区に住んで良かった・住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指して、毎年「しろいしアクション」を策定しており、「安全・安心で快適に暮らせるまち」「地域のチカラ、魅力の向上」「区民のための区役所」の3つを運営目標として掲げ、様々な事業を行っている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

白石区役所ホームページ「おもしろいしWEB」https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/

#### 【厚別区】 シンボルマーク(平成2年2月制定)





ふれあい広場あつべつで行われる 恒例の「厚別区民まつり」

#### 〈位置と広さ〉

市の東部に位置し、北東は江別市と、南東は北広島市と接する。また、南は清田区と、西は厚別川、一部三里川を区境に白石区と隣り合う。南北9.9キロメートル、東西5.0キロメートルの広がりをもつが、面積は24.38平方キロメートルと10区の中で最小である。

#### 〈地勢と現況〉

地形はJR函館本線を境に、北の平野部、南の丘陵部に大きく分かれ、丘陵部は厚別川、野津幌川、三里川、小野津幌川が流れ、全体にゆるやかな起伏となっている。

昭和30年代の大規模な団地建設、昭和47年の厚別副都心開発基本計画に基づく都市空間の 創出などにより、農業地帯だった街並みは大きく変ぼうした。現在の厚別区は、JR新札幌駅、 地下鉄新さっぽろ駅付近を中心とした商業地区と周辺の住宅地からなるが、野幌森林公園など 豊かな自然環境にも恵まれている。

区内には、情報産業が集積する「札幌テクノパーク」や大型社会教育施設の「札幌市青少年科学館」・「サンピアザ水族館」・「北海道開拓の村」、道内唯一の第1種公認陸上競技場であり、また北海道コンサドーレ札幌のホームゲームも行われる「厚別公園競技場」がある。

区では、地域課題の解決などに取り組む「あつべつ区民協議会」への支援をはじめ、多くの 人がまちづくりに関心を持ち、積極的に参加できるよう、区民を主役としたまちづくり活動を 推進している。さらに、大規模複合開発が進む新さっぽろ駅周辺地区の「まちびらき」を令和 5年秋に控え、ふれあい広場あつべつを活用したイベントの誘致を進めるほか、「厚別区民まつ り」をはじめとするイベントの開催支援など、地域交流の拠点として「新さっぽろ駅周辺のに ぎわいづくり」に取り組み、厚別区全体の活性化につなげている。

また、高齢の方が、住み慣れた地域で、健康で生き生きと活躍し続けることができるよう「生涯現役を目指した地域活動人材づくり」にも力を入れており、北星学園大学と連携し、種々の学習プログラムを高齢者に提供するとともに、地域活動への参加意欲の向上と活動への橋渡しに取り組んでいる。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

厚別区ホームページ https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/

#### 【豊 平 区】 シンボルマーク(昭和52年7月制定)





区のキャラクター「こりん」と「め一たん」

#### 〈位置と広さ〉

市の南東部に位置し、北は東北通で白石区、西は豊平川を隔てて中央区、南西部は丘陵地で南区、東は清田区と接する。面積は46.23平方キロメートルで、東西に6.7キロメートル、南北に14.5キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

豊平地区は、歴史を感じさせる寺社と再開発事業による近代的なビルなどが立ち並び、新旧の味わいを見せている。平岸・南平岸・中の島・月寒地区は古くから商業地域として発展し、活気あふれる街並みが続いており、西岡・福住・美園・東月寒地区は、かつては牧場や田畑、果樹園が広がっていたが、現在は落ち着いたたたずまいをみせる住宅街となっている。

また、様々な樹木や鳥、昆虫などを見ることができる「西岡公園」、緑のセンターを中心に、 針葉樹、花木、野花、庭園などを楽しめる「豊平公園」のほか月寒川・望月寒川・吉田川など 河川も多く、憩いと安らぎを与えてくれる。さらに「札幌ドーム」をはじめ、道立総合体育セ ンター「北海きたえーる」、通年型のカーリング専用施設「どうぎんカーリングスタジアム」 などのスポーツ施設の他、さっぽろ羊ヶ丘展望台などの観光施設、大学や研究機関も充実して いる。

区では、ひとりひとりの区民が安全・安心で心身ともに充実した生活を送ることができる区を目指し、「スポーツ」「健康」「安心安全」をキーワードに街の魅力と活力を高めるまちづくりを進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

豊平区役所ホームページ「夢ひらく 花ひらく」とよひらく」https://www.city.sapporo.jp/toyohira/

#### 【清 田 区】

シンボルマーク(平成9年11月制定)





平岡公園の梅林

#### 〈位置と広さ〉

清田区は、札幌市の南東部に位置し、白石区、厚別区、豊平区、南区、恵庭市、北広島市の4区2市と接している。面積は、59.87平方キロメートルで、東西に7.8キロメートル、南北に15.3キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

清田区は、区域のおよそ3分の2が緑豊かな丘陵地と山林に覆われ、南北に縦断するあしりべつ川(厚別川)、山部川などの河川にも恵まれた自然豊かな区である。南西部には白旗山を有する市最大の市有林があり、「ふれあいの森」や「自然観察の森」が整備され、行楽や散策の場として多くの人々に利用されている。

区民から「あしりべつ川」と呼ばれ親しまれる厚別川は、アシリベツの滝、有明の滝などが合流し豊平川に注いでいる。かつて両岸の平地は、札幌で一番の米産地帯であったが、今は河川敷に花壇や樹木の植栽が施され、散策やパークゴルフなど区民の憩いの場となっている。また、平岡公園には、約1,200本の梅の木が植栽され、梅の名所として広く親しまれている。

区では、「多くの方が行き交い、安心で住み続けたいまち」を目指し、清田区の魅力である「自然」(「白旗山」「あしりべつ川」「平岡梅林」)、「食」(「きよたマルシェ」「きよたスイーツ」)、「音楽」(「きよフェス」「区民コンサート」)を活かしたまちづくりを区民と協働で進めているほか、安心して生活できる環境づくりのため、防災、子育て支援(「こそだてインフォメーション」等)、健康増進(「きよっち健康ポイント」、「健活ラボ」)等の取組を進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

清田区役所ホームページ「きよたFan倶楽部」https://www.city.sapporo.jp/kiyota/

### 【南 区】 シンボルマーク(昭和52年6月制定)





市民の水がめである豊平峡ダム

#### 〈位置と広さ〉

南区は、札幌市の南西部に位置し、小樽市、千歳市、恵庭市、伊達市、京極町、喜茂別町そして赤井川村の4市2町1村と接している。面積は、657.48平方キロメートルで、市の総面積の約60パーセントを占め、東西に33.2キロメートル、南北に37.6キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

区内には、無意根山や空沼岳など標高 1,000 メートルを超える山々がそびえ、真駒内川をは じめとした大小 100 余りの河川が豊平川へと注いでいる。市街地は平坦な北東部とこれらの河 川に沿って形成されている。

豊かな自然に恵まれた区内には、滝野すずらん丘陵公園や真駒内公園など大規模な公園・緑地や市民の水がめである豊平峡ダムと定山渓ダム、札幌国際スキー場などがあり、市民のレクリエーションの場となっている。また、長い歴史がある定山渓温泉には、国内外から毎年多くの観光客が訪れている。そのほか、"芸術文化の薫る街"のシンボルとしての札幌芸術の森をはじめ、札幌市立大学芸術の森キャンパス、軟石採掘場跡を造成した石山緑地など、新しい芸術文化の発信地となっている。

南区では、地域の皆さまの安心・安全で豊かな暮らしを守るため、福祉・健康・子育て、防災、道路・公園の維持管理などの取組を進めるとともに、区内の大学等と連携し、地域資源であるアートを活用したまちづくりや、豊かな自然環境をはじめとした区の魅力のPRにも力を入れている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

南区役所ホームページ「ゆたかな緑 きよらかな水 みなみ区」https://www.city.sapporo.jp/minami/





琴似発寒川での稚魚放流

#### 〈位置と広さ〉

西区は、市の西部に位置し、東側は中央区に、南西側は山岳地帯に沿って南区に、西側は手稲区に、そして北東側は新川と琴似川を挟んで北区に接している。面積は75.10平方キロメートルで、東西に14.1キロメートル、南北に11.3キロメートルの広がりをもつ。

#### 〈地勢と現況〉

区の南西部は手稲連峰を中心とした山々に囲まれ、そこから流れ出た琴似発寒川が区の中心を南北に流れている。この川は、途中、名勝「平和の滝」となって流れ落ち、左股川と合流して水量を増しながら、北部で琴似川と合流して新川となる。西区は、ほぼこの琴似発寒川の扇状地の上に発展している地域である。南部の福井地区には、パークゴルフ場や炊事広場などを備えた五天山公園があり、市民の交流・憩いの場として親しまれている。一方、北部には発寒鉄工団地を有し、本市の第2次産業の重要拠点としての役割を果たしている。また、東部の琴似地区周辺は、区役所をはじめとする公共施設や様々な商業、文化施設が集積し、区の中心としての役割を果たしている。

区では、気軽に本格的な演奏を楽しむことができる無料コンサート「コトニジャズ」・「コトニクラシック」や芸術文化の祭典「西区文化フェスタ」など、文化芸術を生かした事業を区民と一体となって展開している。また、市内唯一の環境推進区として、琴似発寒川での稚魚放流や一斉清掃、北海道で初めて導入した地域の団体との「アダプト・プログラム」による環境美化活動を実践しているほか、町内会、学校、企業、NPO法人などから組織される「西区環境まちづくり協議会」が中心となって、環境に優しいまちづくりを進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

西区役所ホームページ「Hello!西区」https://www.city.sapporo.jp/nishi/

#### 【手 稲 区】



シンボルマーク (平成2年3月制定)



手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」

#### 〈位置と広さ〉

手稲区は市の北西部に位置し、南東は西区と、西は南区・小樽市と、北東は北区・小樽市・石狩市と、北西は小樽市と接している。面積は 56.77 平方キロメートルで、東西に 10.9 キロメートル、南北に 9.4 キロメートルの広がりをもっている。

#### 〈地勢と現況〉

地形は区域を東西に横断しているJR函館本線よりも北部は低地で泥炭層からなり、南部は 北部に比べて高く火山岩(安山岩)からなっている。

手稲区は市内でも自然に恵まれた地域であり、特に、区のシンボルである手稲山(標高 1023.12 メートル)は、1972 年冬季オリンピック札幌大会会場となり、その存在を全世界に広めた。現在は、四季を通じてスポーツやレクリエーションが楽しめる空間として、市民に親しまれている。

平成元年の分区当時、人口 10 万人程度であった手稲区は、現在では人口 14 万人を超えるまでに成長した。 J R 手稲駅の南側には、古くから栄えてきた商業地が広がり、北側一帯には新興住宅を背景に幹線道路沿いに大型店舗や商店街の広がりが見られる。曙地区には工業団地が立地し、また山口地区では砂地を生かした露地栽培が行われ、カボチャ(大浜みやこ)やスイカ(サッポロスイカ)などの特産品を全国に出荷している。

区では、「人に優しいまちづくり」と「ふるさと手稲づくり」をまちづくりの目標に掲げ、各種事業を実施。災害時における地域の自主防災力の向上を目的とした研修会の実施、大学や近隣市と連携したまちづくりの推進、手稲山の自然に触れ親しんでもらえるようなイベントの開催など、区民が住んでいて良かったと実感できるまちづくりの実現に向けて取組を進めている。

#### 〈ホームページ・アドレス〉

手稲区役所ホームページ「ていねっていいね」https://www.city.sapporo.jp/teine/

## 4. 各区町名一覧 【中央区】

令和5年4月1日現在

	1				节和5年4月1日現住
お大大北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北北	1~6丁目 西1~28丁目 東1~14丁目 西1~28丁目 西1~28丁目 西1~28丁目 西1~30丁目 西1~30丁目 西1~29丁目 西1~29丁目 西10~28丁目 西11~27丁目 西12~26丁目 西13~24丁目	南南南南南南南南南南南南	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	条条条条条条条条条条条条条	西1~28丁目 西1~28丁目 西1~28丁目 西1~18·20~28丁目 西1~18·20~28丁目 西1~18·20~28丁目 西1~18·20~27丁目 西1~18·20~26丁目 西1~18·20~26丁目 西1~18·20~23丁目 西1~18·20~23丁目 西1~6~18·20~23丁目 西1·6~18·20~23丁目 西1·6~18·20~23丁目
北 11 条   北 12 条   北 13 条	西13~24丁目 西15~20·23丁目 西15~19丁目	南 南 南	16 17 18	条 条 条	西1・4~19丁目 西4~18丁目 西5~17丁目
北 14 条 北 15 条	西15・18~20丁目 西15・19丁目	南 南	19 20	条 条	西5~16丁目 西5~16丁目
北 17 条 北 18 条	西15・16・20・21丁目 西15丁目 西15丁目	南南南	21 22 23	条条条	西5~16丁目 西6~15丁目 西7~15丁目
北     20     条       北     21     条       北     22     条	西15丁目 西15丁目 西15丁目	南 南 南	<ul><li>24</li><li>25</li><li>26</li></ul>	条 条 条	西7~15丁目 西7~14丁目 西7~14丁目
北 2 条	東1~19丁目 東1~20丁目 東1~15丁目	南南南南	27 28 29	条 条 条	西7~14丁目 西7~13丁目 西8~12丁目
北 4 条 北 5 条	東1~8丁目 東1~3丁目	南 南	30 1	条 条	西9~11丁目 東1~8丁目
さ か い が わ 界 川 なかじまこうえん	1~4丁目	南南南	2 3 4	条 条 条	東1~6丁目 東1~6丁目 東1~5丁目
中島公園 ばんけい 盤 渓		南 南 南	5 6 7	条 条 条	東1~5丁目 東1~3丁目 東1・2丁目
ふ し み 伏 見 ふたごやま	1~5丁目	み や 宮 宮	が <i>お</i> ケ ケ	が 丘 丘	1~3丁目
双 子 山 まる や ま 円 山	1~4丁目	宮	のも の 森 1	森	1~18丁目
まるやまにしまち 円 山 西 町	1~10丁目	宮 の 宮 の	森 2	条 条	1~17丁目
	•		ANI I	-14	• • •

## 各区町名一覧 【北 区】

あいのさと	篠路6条1~8丁目
あいの 里 1 条 3~7丁目	篠路 7 条 1~8丁目
あいの里 2条 1~8丁目	篠路 8 条 1~7丁目
あいの里 3 条 1~10丁目	
あいの里 4 条 1~10丁目	篠路10条 1~4丁目
あいの里 5 条 3・4丁目	しのろちょうかみしのろ
あさぶちょう	<b>篠路町上篠路</b>
麻 生 町 1~9丁目	しのろちょうしのろ
北 6 条 西1~9丁目	篠路町篠路
北 7 条 西1~10丁目	しのろちょうたいへい
北 8 条 西1~11丁目	篠路町太平
北 9 条 西1~11丁目	しのろちょうたくほく
北 10 条 西1~11丁目	篠路町拓北
北 11 条 西1~11丁目	しのろちょうふくい
北 12 条 西1~12丁目	篠路町福移
北 13 条 西1~12丁目	しんかわ
北 14 条 西1~13丁目	新新川
北 15 条 西1~13丁目	新 川 1 条 1~6丁目
北 16 条 西1~13丁目	新川2条1~13丁目
北 17 条 西1~13丁目	新川 3 条 1~20丁目
北 18 条 西2~13丁目	新川 4 条 1~20丁目
北 19 条 西2~13丁目	新川 5 条 1~6・14~16・20丁目
北 20 条 西2~13丁目	新川 6 条 14~16・20丁目
北 21 条 西2~13丁目	新川 7 条 16丁目
北 22 条 西2~13丁目	新川 8 条 17丁目
北 23 条 西2~14丁目	しんかわにし
北 24 条 西2~19丁目	新川西1条 1~4·6·7丁目
北 25 条 西2~9・11~18丁目	新川西2条 1~7丁目
北 26 条 西2~9・12~17丁目	新川西3条 1~7丁目
北 27 条 西2~16丁目	新川西4条 3・4丁目
北 28 条 西2~15丁目	新川西 5 条 4丁目
北 29 条 西2~15丁目	しんことに
北 30 条 西2~14丁目	新琴似 1 条 1~13丁目
北 31 条 西2~14丁目	新琴似 2 条 1~13丁目
北 32 条 西2~13丁目	新琴似 3 条 1~13丁目
北 33 条 西2~12丁目	新琴似 4 条 1~17丁目
北 34 条 西2~11丁目	新琴似 5 条 1~17丁目
北 35 条 西2~10丁目	新琴似 6 条 1~17丁目
北 36 条 西2~10丁目	新琴似7条 1~17丁目
北 37 条 西2~9丁目	新琴似 8 条 1~17丁目
北 38 条 西2~8丁目	新琴似 9 条 1~16丁目
北 39 条 西3~7丁目	新琴似 10 条 1~17丁目
北 40 条 西4~6丁目	新琴似11条 1~17丁目
	新琴似12条 1~17丁目
しのろ   篠 路 1 条 1∼10丁目	
篠 路 1 条 1~10丁目   篠 路 2 条 1~10丁目	しんことにちょう 新 琴 似 町
	たいへい 太 平 1 条 1丁目
篠 路 4 条 1~10丁目   篠 路 5 条 1~10丁目	太 平 1 条 1丁目   太 平 2 条 1·3~5丁目
	A 十 2 末 1·3·3·1日

太平3条 1・3~5丁目 ゆりがはら 太平4条 百合が原 1⋅3~6丁目 1~11丁目 太平5条 1~6丁目 ゆりがはらこうえん 太平6条 百合が原公園 1~6丁目 太平7条 1~7丁目 太平8条 1~7丁目 太平9条 1~7丁目 太 平 10 条 1~7丁目 太 平 11 条 1~7丁目 太 平 12 条 1~7丁目 たくほく 拓 北 1 条 1~4丁目 拓 北 2 条 1~4丁目 拓 北 3 条 1~4丁目 拓 北 4 条 1~4丁目 拓 北 5 条 1~5丁目 拓北6条 1~5丁目 拓 北 7 条 1~5丁目 拓 北 8 条 1~5丁目 とんでん 屯田1条 1・2丁目 屯田2条 1~5丁目 屯田3条 1~8丁目 屯田4条 1~10丁目 屯田5条 1~12丁目 屯田6条 1~12丁目 屯田7条 1~12丁目 屯田8条 1~12丁目 屯田9条 1~12丁目 屯 田 10 条 1~3丁目 屯 田 11 条 1~3丁目 とんでんちょう 屯 田 町 にしばらと 西茨 戸 西茨戸1条 1丁目 西茨戸2条 1丁目 西茨戸3条 1丁目 西茨戸4条 1・2丁目 西茨戸5条 1丁目 西茨戸6条 1丁目 西茨戸7条 1丁目 ひがしばらと 東茨 戸 東茨戸1条 1~3丁目 東茨戸2条 1~3丁目 東茨戸3条 1 • 2丁目 東茨戸4条 1丁目 みなみあいのさと 南あいの里 3~7丁目

## 各区町名一覧 【東 区】

444444		北 50 条	東2~10・13~15丁目
おかだまちょう 丘 珠 町		1	東2~10・13・15丁目
			来2°~10•14•15 ] 日
かりきちょう		きたおかだま	0 477
雁 来 町		北丘珠 1 条	2~4丁目
北 4 条	東10~16丁目	北丘珠2条	1~4丁目
北 5 条	東4~17丁目	北丘珠3条	1~4丁目
北 6 条	東1~8・12~20丁目	北丘珠4条	1~4丁目
北 7 条	東1~9・11~20丁目	北丘珠 5 条	1~4丁目
北 8 条	東1~19丁目	北丘珠6条	4丁目
北 9 条	東1~16丁目	さかえまち	
北 10 条	東1~17丁目	栄町	
北 11 条	東1~17丁目	なえぼちょう	
北 12 条	東1~17丁目	苗穂町	1~16丁目
北 13 条	東1~10・12~16丁目		1 10 1 🖂
13 条 14 条	東1~10・12~16丁目	なかぬま 中 沼 1 条	1~2丁日
			1~3丁目
北 15 条	東1~10・12~18丁目	中沼2条	1・2丁目
北 16 条	東1~10・12~19丁目	中沼3条	1・2丁目
北 17 条	東1~10・12~20丁目	中沼4条	1・2丁目
北 18 条	東1~10・12~21丁目	中沼5条	1・2丁目
北 19 条	東1~10・12~22丁目	中沼6条	1~3丁目
北 20 条	東1~10・12~22丁目	なかぬまちょう	
北 21 条	東1~10・12~23丁目	中 沼 町	
北 22 条	東1~10・12~23丁目	なかぬまにし	
北 23 条	東1~10・12~23丁目	中沼西1条	1・2丁目
北 24 条	東1~10・12~22丁目	中沼西2条	1・2丁目
北 25 条	東1~10・12~22丁目	中沼西3条	1・2丁目
北 26 条	東1~10・12~22丁目	中沼西 4 条	1・2丁目
北 27 条	東1~10・12~22丁目	中沼西 5 条	1・2丁目
北 28 条	東1~10・12~21丁目	ひがしかりき	•
北 30 条	東1~10・12~20丁目	東雁来1条	1丁目
北 31 条	東1~10・12~19丁目	東雁来2条	1丁目
北 32 条	東1~10・12~13丁目	東雁来3条	1丁目
北 33 条	東1~10・12~18丁目	東雁来4条	1丁目
1 北 34 条	東1~10・12~28丁目	東雁来5条	
		東 雁 来 5 条   東 雁 来 6 条	1丁目
北 35 条	東1~10・12~28丁目		1~3丁目
北 36 条	東1~10・12~29丁目	東雁来7条	1~3丁目
北 37 条	東1~10・12~22・25~30丁目	東雁来8条	1~4丁目
北 38 条	東1~10・12~21丁目	東雁来9条	1~4丁目
北 39 条	東1~10・12~21丁目	東雁来10条	1~4丁目
北 40 条	東1~10・12~20丁目	東雁来11条	1~4丁目
北 41 条	東1~10・12~20丁目	東雁来12条	2~4丁目
北 42 条	東1~10・12~19丁目	東雁来13条	2~4丁目
北 43 条	東1~10・12~19丁目	東雁来14条	2~4丁目
北 44 条	東1~10・12~15丁目	ひがしかりきちょう	
北 45 条	東1~10・12~19丁目	東雁来町	
北 46 条	東1~10・12~19丁目	ひがしなえぼ	
北 47 条	東1~10・13~19丁目	東苗穂1条	1~3丁目
北 48 条	東1~10・13~19丁目	東苗穂2条	1~3丁目
北 49 条	東2~10・13~17丁目	東苗穂3条	1~3丁目
	- • •	,=	

東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~4丁目 1~4丁目 1~4丁目 1~4丁目	
	2~5丁目 3~5丁目 2~5丁目 2~5丁目 2~5丁目 2~5丁目 2~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目	
伏 古 13 条       伏 古 14 条       ばんちょう       本 町 1 条       本 町 2 条       もえれぬまこうえん       モエレ沼公園	3~5丁目 3~5丁目 1~11丁目 1~11丁目	

## 各区町名一覧 【白石区】

## 各区町名一覧 【厚別区】

あおばちょう		しものっぽろ	
青 葉 町	1~16丁目	下野幌テクノパーク	1・2丁目
あつべつきた		もみじだいきた	
	1 - 4 - 1	もみじ台北	1~7丁日
厚別北1条	1~4丁目		1~7丁目
厚 別 北 2 条	1~5丁目	もみじだいにし	
厚別北3条	2~5丁目	もみじ台西	1~7丁目
厚別北4条	2~5丁目	もみじだいひがし	
			1 7 7 1
	4•5丁目	もみじ台東	1~7丁目
厚 別 北 6 条	4・5丁目	もみじだいみなみ	
あつべつちゅうおう		もみじ台南	1~7丁目
厚別中央1条	1~7丁目	0 / 0 / 111	- ' ' ' ' '
厚別中央2条	1~6丁目		
厚別中央3条	1~6丁目		
厚別中央4条	2~6丁目		
厚別中央5条	1~6丁目		
あつべつちょうかみのっぽろ			
厚別町上野幌			
あつべつちょうこのっぽろ			
厚別町小野幌			
あつべつちょうしものっぽろ			
厚別町下野幌			
あつべつちょうやまもと			
厚別町山本			
あつべつにし			
厚 別 西			
	1 578		
厚別西1条	1~5丁目		
厚 別 西 2 条	1~6丁目		
厚別西3条	1~6丁目		
	1~6丁目		
厚別西5条	1~6丁目		
あつべつひがし			
厚別東1条	1~6丁目		
	1~7丁目		
	1~7丁目		
厚別東4条	1~9丁目		
厚別東5条	1~4・7・8丁目		
	1 1 0 1 H		
あつべつみなみ			
厚別南	1~7丁目		
おおやちにし			
大谷地西	1~6丁目		
	1 01 H		
おおやちひがし			
大 谷 地 東	1~7丁目		
かみのっぽろ			
	1~6丁目		
上野幌1条	1~6丁目		
	1~6丁目		
上野幌3条	1~6丁目		
L			

## 各区町名一覧 【豊平区】

		I	
		亚 山 夏 冬	10 1077
あさひまち	1 - 7丁日	平岸7条	
旭町	1~7丁目	平岸8条	12・13丁目
すいしゃちょう   水 車 町	1~8丁目	ふくずみ 福住1条	1~9丁目
	1, -0 1 日	│ 福 住 1 条 │ 福 住 2 条	1~11丁目
つきさむちゅうおうどおり 月寒中央通	1~11丁目	福住3条	1~12丁目
つきさむにし	1 11 1 1	みその	1 10,1
月寒西1条	2~11丁目	美 園 1 条	1~8丁目
月寒西2条	4~10丁目	美 園 2 条	1~8丁目
月寒西3条	4~10丁目	美 園 3 条	1~8丁目
月寒西4条	5~10丁目	美 園 4 条	1~8丁目
月寒西5条	6~8・10丁目	美 園 5 条	1~8丁目
つきさむひがし		美 園 6 条	1~8丁目
月寒東1条	1~20丁目	美園 7条	1~8丁目
月寒東2条	1~20丁目	美園8条	1~8丁目
	3~11・15~19丁目	美園 9 条	1~8丁目
月寒東4条 月寒東5条	6~11・15~19丁目 5~19丁目	美園 10 条 美園 11 条	4~8丁目
とよひら	2, -19 1 日	美園 11 朱	4~8丁目 6~8丁目
豊 平 1 条	1~8・10~13丁目		0 01 11
豊平2条	1~8・10~13丁目		
豊平3条	1~13丁目		
豊 平 4 条	1~3・5~13丁目		
豊 平 5 条	1~3・5~11・13丁目		
豊 平 6 条	2・3・5~10丁目		
豊 平 7 条	7~10·13丁目		
豊平8条	8~13丁目		
豊 平 9 条	9丁目		
なかのしま 中 の 島			
中の島1条	1~14丁目		
中の島2条	1~12丁目		
にしおか	1 12 1 🖂		
西岡			
西 岡 1 条	2~11丁目		
西 岡 2 条	1~14丁目		
西 岡 3 条	1~13丁目		
西岡4条	1~14丁目		
西岡5条	1~3・11~15丁目		
ひつじがおか			
羊ケ丘			
ひらぎし 平 岸 1 条	1~23丁目		
平岸 1 条	1~18丁目		
平岸3条	1~18丁目		
平岸4条	1~18丁目		
平岸 5条	6~15·18·19丁目		
平岸6条	9~17丁目		

## 各区町名一覧 【清田区】

		1	
ありあけ有 明		ひらおか 平 岡 1 条 平 岡 2 条	1~6丁目 1~6丁目
	1~10丁目 1~10丁目 1~10丁目 5~10丁目	平 岡 3 条 平 岡 4 条 平 岡 5 条 平 岡 6 条	1~6丁目 1~3・6・7丁目 1~4・6丁目 1~4丁目
美しが丘 5 条 きたの 北 野 1 条 北 野 2 条	5・6・9丁目 1・2丁目 1~3丁目	平 岡 7 条 平 岡 8 条 平 岡 9 条 平 岡 10 条	1~4丁目 1~4丁目 1~4丁目 1~3丁目
<ul><li>北野3条</li><li>北野4条</li><li>北野5条</li><li>北野6条</li></ul>	1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目	ひらおかこうえん 平 岡 公 園 ひらおかこうえんひがし 平 岡 公 園 東	1~11丁目
北野 7 条 き よ た 清 田 1 条	1~5丁目 1~4丁目		
清田2条清田3条清田4条清田5条	1~3丁目 1~3丁目 1~4丁目 1~4丁目		
清 田 6 条 清 田 7 条 清 田 9 条 清 田 10 条	1~4丁目 1~4丁目 1~3丁目 1・3丁目 3・4丁目		
# B 10 未 さ と づ 塚 里 塚 1 条	1~4丁目		
里 塚 4 条	1~7丁目 1~7丁目 1・3丁目		
さとづかみどりがおか 里塚緑ケ丘 しんえい 真 栄	1~12丁目		
真 栄 1 条真 栄 2 条真 栄 3 条真 栄 4 条	1・2丁目 1・2丁目 2丁目 1~5丁目		
真栄5条真栄6条	1~5丁目 1丁目		

## 各区町名一覧 【南 区】

い石石石石石い石が硬が川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川	1~9丁目 2~9丁目 5~8丁目 6丁目 1~6丁目 1~6丁目 1~6丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~4丁目 2~4丁目 2~4丁目 2~4丁目 1~4丁目 1~4丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1・2丁目 1・2丁目 1・2丁目 1・2丁目 1・2丁目 1・2丁目 1・2丁目	澄澄澄澄澄 た滝と砥と常常常常常常常と砥と豊豊な中中ふ藤藤藤藤藤藤藤藤 ま真ま真ま真ま真り川川川川川川川 い 盤盤盤盤盤 よ か 野野野野野野 こ な駒な駒な駒なりれて、123456 や 123456 た さ 123456 な ぼ曙み泉 やめん たん さ 123456 な ぼ曙み泉 やめた き糸条条条条の野ま山や盤条条条条条ま山き滝滝や沢沢の野条条条条条条、内ま町も町が丘は条条条条条条の野ま山や盤条条条条ま山き滝滝や沢沢の野条条条条条、内ま町も町が丘は	
じょうざんけい 定 山 渓		まこまないいずみまち真駒内泉町	1~4丁目
Elijekhthakethomil 定山渓温泉東	1~4丁目 1~4丁目	まこまないかみまち 真駒内上町	1~12丁目 1~5丁目
しらかわ 白 川 すみかわ 澄 川		まこまないこうえん真駒内公園	1~3丁目

もいわやま まこまないひがしまち 藻 岩 山 真駒内東町 1~3丁目 まこまないほんちょう 真駒内本町 1~7丁目 まこまないみどりまち 真駒内緑町 1~4丁目 まこまないみなみまち 真駒内南町 1~7丁目 みすまい 簾 舞 簾 舞 1 条 1・2・4・5丁目 舞 簾 2 条 1~5丁目 舞 3 条 1~3・5・6丁目 簾 簾 舞 4 条 1~3・6丁目 簾 舞 5 条 1・2丁目 1・2丁目 簾 舞 6 条 南 30 条 西8丁目 条 南 31 西8~11丁目 32 条 南 西8~11丁目 南 33 条 西8~11丁目 南 34 条 西8~11丁目 南 35 条 西9~11丁目 南 36 条 西10·11丁目 南 37 条 西10·11丁目 南 条 38 西10·11丁目 南 39 条 西10·11丁目 みなみさわ 沢 南 南沢 1条 1~3丁目 南沢2条 1~4丁目 南沢3条 1~4丁目 南沢4条 1~4丁目 南 沢 5 条 1~4丁目 南沢 6 条 2~4丁目 もいわした 藻 岩 下 岩 下 藻 1~5丁目

## 各区町名一覧 【西区】

I		T	
こ琴琴琴琴 こ小に西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西	1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~10丁目 1~10丁目 1~10丁目 1~10丁目 1~10丁目 1~10丁目	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 2~4丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~6丁目 1~7丁目 2~8丁目 3~5·7~14丁目 4·5·7~14丁目 5·7·9~14丁目 9~14丁目 1~6·11~14丁目
西 野 10 野 野 11 西 西 野 12 西 西 野 13 西 西 野 14 は き た き た	3~9丁目 6~9丁目 7~9丁目 8丁目 8丁目	発 寒 11 条 条 条 第 12 8 寒 13 8 寒 14 8 寒 15 8 寒 16 8 来 17 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	$1 \sim 6 \cdot 11 \cdot 12 \cdot 14$ 万日 $1 \sim 6 \cdot 11 \cdot 12 \cdot 14$ 万目 $1 \sim 5 \cdot 11 \sim 14$ 丁目 $2 \sim 5 \cdot 11 \sim 14$ 丁目 $1 \sim 5 \cdot 11 \sim 14$ 丁目 $1 \sim 4 \cdot 12 \sim 14$ 丁目 $1 \sim 4 \cdot 12 \sim 14$ 丁目 $3 \cdot 4 \cdot 13 \cdot 14$ 丁目
西町 北 にしまちみなみ 西町 南	1~20丁目 1~21丁目	ふ く い   福	1~10丁目
二十四軒1条 二十四軒2条 二十四軒3条 二十四軒4条	1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目	平 平和1条 平和2条 平和3条	2~11丁目 1~11丁目 4~10丁目
は 大 大 大 手 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒 軒	西1~4丁目 西1~4丁目 西1~5丁目 西1~6丁目 西1~6·8~11丁目 西1~11丁目 西1~11丁目	み 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮	1~5丁目 1~5丁目 2~5丁目 2~5丁目 3~5丁目
八 軒 10	西1~7·9~11丁目 西1~6·9~13丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目 東1~5丁目	山の手2条 山の手3条 山のの手5 山のの手6 山の手7	1~12丁目 1~12丁目 1~11丁目 1~10丁目 1~9丁目 5~8丁目

## 各区町名一覧 【手稲区】

		1	
あ曙曙曙曙曙曙曙曙曙曙曙 明い稲稲稲稲稲稲 か金金金し新新新新新新 て手で手で手で手がける。1234567891112 か 12345 1234567な い稲な金み富し星条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	1~3丁目 1~5丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~3丁目 1·2丁目 1·2丁目 1·2丁目 1·2丁目 1·2丁目 1~6丁目 1~6丁目 1~7丁目 2~7丁目 1~7丁目 2~7丁目 1~4丁目 1~4丁目 1~3丁目 1~3丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~6丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~6丁目 1~10丁目 1~10丁目 1~11丁目	手手で手で手と富富富富富に西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西	3~7丁目 2~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 1~7丁目 2~7丁目 2~7丁目 2~7丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~5丁目 1~4丁目 1~9丁目 1~9丁目 1~9丁目 1~4~9丁目 1~4丁目 1~12丁目 1~4~7~13丁目 3・4・7~10丁目 4~15丁目
ていねほしお 手 稲 星 でいねほんちょう 手 稲 本 町 1 手稲本町 2条 手稲本町 3条	1~4丁目 1~5丁目 1~4丁目 1~4丁目	前 田 12 条	10丁目

#### Ⅱ 区役所の行政機構等

#### 1. 行政機構 (令和5年4月1日現在)



中央区	本府・中央、東北・東、苗穂、豊水、西創成、曙、山鼻、幌西、大通・西、南円山、円山、桑園、宮の森
北区	篠路茨戸、鉄西、幌北、北、新川、新琴似、新琴似西、屯田、麻生、太平百合が原、拓北・あいの里
東区	鉄東、北光、北栄、栄西、栄東、元町、伏古本町、丘珠、札苗、苗穂東
白石区	白石、東白石、東札幌、菊水、北白石、北東白石、白石東、菊の里
厚別区	厚別中央、厚別南、厚別西、もみじ台、青葉、厚別東
豊平区	豊平、美園、月寒、平岸、中の島、西岡、福住、東月寒、南平岸
清田区	北野、清田中央、平岡、清田、里塚・美しが丘
南 区	定山渓、真駒内、石山、簾舞、藤野、藻岩、藻岩下、澄川、芸術の森地区
西区	八軒、琴似二十四軒、西町、発寒北、西野、山の手、発寒、八軒中央
手稲区	手稲、手稲鉄北、前田、新発寒、富丘西宮の沢、稲穂金山、星置

- 保護一課 [清田を除く] 管理係 保健福祉部 保健担当部長 - 主査(管理)[南・手稲のみ] - 保護一係 保健福祉課 - 保護二係 - 保護三係 [厚別・南・西を除く] - 地域福祉係 -相談担当係長 - 主査(地域福祉)[手稲のみ] 「中央・北・東・白石・豊平・西②、厚別・南・手稲①] 活動推進担当係長 -主査(保護) 福祉助成係 [西を除く] - 給付事務係 福祉支援係 [厚別・清田・南・手稲のみ] - 保護二課 [清田を除く] -主査(個別支援) - 保護一係 -福祉支援一係[厚別・清田・南・手稲を除く] - 保護二係 -主査(個別支援) - 保護三係 -福祉支援二係[厚別・清田・南・手稲を除く] - 保護四係「厚別・南・手稲を除く〕 -保健支援係 - 保護五係 [中央・豊平のみ] -相談担当係長 [東④、中央・北・白石・豊平・西③、 厚別・清田・南・手稲②] -保護三課[厚別・清田・南・手稲を除く] -主査(相談) - 保護一係 - 保護二係 - 介護障がい担当課長 - 保護三係 -保護四係 [西を除く] -保護四課[北・東・白石のみ] -健康・子ども課 保護一係 保護二係 - 保健予防係 - 保護三係 主査(予防)[西のみ] - 保護四係 [東・白石のみ] - 健やか推進係 保護五係 [東のみ] - 主査(地域健康づくり) -主査(健康)[中央・北・白石・豊平・南のみ] - 主査(母子保健)[中央のみ] 保護課 [清田のみ] -家庭児童相談担当係長 -管理係 - 主査(家庭児童相談)[西のみ] - 保護一係 - 子ども家庭福祉係 -主査(保護) [厚別・清田・南・手稲を除く] - 保護二係 子ども家庭福祉担当係長 - 保護三係 [厚別・清田・南・手稲のみ] -相談担当係長 -子育て支援担当係長 生活衛生係 [北・東・白石・豊平・西のみ] - 生活衛生一係 [中央のみ] - 保険年金課 - 生活衛生二係 [中央のみ] - 給付係 [厚別・清田・手稲を除く] -生活衛生担当係長 保険係 [厚別・清田・南・手稲のみ] - 後期高齢担当係長 [厚別・清田・手稲のみ] - 収納一係 [厚別・清田・南・手稲を除く] – 医事担当課長[東・白石・厚別・豊平のみ] -収納二係 [厚別・清田・南・手稲を除く] -収納係 [厚別・清田・南・手稲のみ] - 年金係 - 生活衛生担当課長 [白石・南を除く] - 支援調整課[北・東・厚別・南のみ] - 支援調整係 - 地区福祉活動支援担当課長 〔まちづくりセンター所長兼務(※)〕 [中央13、北9、東8、白石8、厚別6、 豊平⑨、清田⑤、南③、西⑧、手稲⑦]

(※)自主運営のまちづくりセンターを除く

#### 2. 事務分掌 (令和5年4月1日現在)

#### 市民部

#### 総務企画課

- 1 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整に関すること。
- 3 まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施計画 並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係部分に係 る調整に関すること。
- 4 文書の収受発送及び完結文書保存に関すること。
- 5 区に係る公印の管理に関すること。
- 6 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関する こと。
- 7 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- 8 区役所出張所庁舎の維持管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(北区及び南区に限る。)。
- 9 地区集会所の維持管理(市長が定めるものに限る。) に関すること(北区及び南区に限る。)。
- 10 区民センター、コミュニティセンター、地区センター、 地区会館及びまちづくりセンター(中央区にあつては 円山児童会館及び桑園児童会館、北区にあつては太平 児童会館及び麻生児童会館、東区にあつては北光児童 会館、厚別区にあつては厚別南児童会館、豊平区にあつ ては豊平児童会館及び美園児童会館、清田区にあつて は清田中央児童会館、南区にあつてはみすまい児童会 館を含む。)に係る施設の維持管理(市長が定めるもの に限る。)に関すること(コミュニティセンターにあつ ては、北区及び手稲区に限る。)。
- 11 部所管施設に係る委託契約に関すること。
- 12 部所管公有財産の管理に関すること。
- 13 市民交流広場の管理運営に関すること(厚別区及び 清田区に限る。)。
- 14 防犯に係る連絡調整に関すること。
- 15 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 16 区災害対策の連絡調整に関すること。
- 17 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- 18 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関すること。
- 19 区民の相談及び要望等への対応の総括に関すること。

- 20 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関すること。
- 21 部内の経理に関すること。
- 22 区内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

#### 地域振興課

- 1 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関すること
- 2 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画 及び調整に関すること。
- 3 住民組織の振興(まちづくりセンターが所管するものを除く。)に関すること。
- 4 地区センター、まちづくりセンター(篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセンターを除く。) 及び地区会館の新築、改築等の要望に係る事務の連絡 調整に関すること。
- 5 地区会館の運営に関する指導及び助言に関すること。
- 6 市民集会施設の補助に関すること。
- 7 各種統計調査の実施に関すること。
- 8 自衛官の募集に関すること。
- 9 まちづくりセンターにおける未来へつなぐ笑顔のま ちづくり活動推進事業の企画及び実施に係る調整に関 すること。
- 10 地区住民組織の振興に関してまちづくりセンターが行う事務の連絡調整に関すること。
- 11 前号に掲げるもの以外の事務に係るまちづくりセンターとの連絡調整に関すること。
- 12 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- 13 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関すること。
- 14 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成人式 に関すること。
- 15 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関すること(コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。)。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るものを除く。

#### 戸籍住民課

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 住民記録に関すること。
- 3 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 4 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
- 5 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 6 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関すること。
- 7 個人番号カードに関すること。
- 8 電子署名に係る認証業務に関すること。
- 9 人口動態調査に関すること。
- 10 臨時運行許可に関すること。
- 11 学齢児童、生徒に関すること。
- 12 埋火葬の許可に関すること。
- 13 犯罪人名簿に関すること。
- 14 市税に係る諸証明書の交付に関すること (別に定めるものに限る。)。

#### 篠路出張所·定山渓出張所

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 3 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 4 転出証明その他諸証明に関すること。
- 5 臨時運行許可に関すること。
- 6 埋火葬許可に関すること。
- 7 交通安全の推進に関すること。
- 8 地区集会所の管理運営に関すること。
- 9 市税に係る諸証明書の交付に関すること(別に定めるものに限る。)。
- 10 児童手当に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 11 子ども医療費の助成に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 12 介護保険に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 13 敬老優待乗車証に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 14 高齢者、障がい者等の保健福祉に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 15 母子保健に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 16 難病対策に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関す

ること(篠路出張所に限る。)。

- 18 国民健康保険に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 19 国民年金に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 20 後期高齢者医療に関すること(篠路出張所に限る。)。
- 21 その他区長が必要と認めたこと。

#### まちづくりセンター

- 1 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化 支援に関すること。
- 2 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の集約に 関すること。
- 3 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関すること(篠 路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセン ターを除く。)。
- 4 地区に係る要望等の収集に関すること。
- 5 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に 係る調整に関すること。
- 6 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。
- 7 児童会館の管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(円山まちづくりセンター(円山児童会館に限る。)、桑園まちづくりセンター(桑園児童会館に限る。)、麻生まちづくりセンター(麻生児童会館に限る。)、太平百合が原まちづくりセンター(太平児童会館に限る。)、北光まちづくりセンター(北光児童会館に限る。)、厚別南まちづくりセンター(厚別南児童会館に限る。)、豊平まちづくりセンター(豊平児童会館に限る。)、美園まちづくりセンター(美園児童会館に限る。)、清田中央まちづくりセンター(清田児童会館に限る。)及び簾舞まちづくりセンター(みすまい児童会館に限る。)とで
- 8 地区センターの管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(屯田まちづくりセンター(屯田地区センターに限る。)、拓北・あいの里まちづくりセンター(拓北・あいの里地区センターに限る。)、里塚・美しが丘まちづくりセンター(里塚・美しが丘地区センターに限る。)、藤野まちづくりセンター(藤野地区センターに限る。)、藻岩まちづくりセンター(もいわ地区センターに限る。)、新発寒まちづくりセンター(新発寒地区センターに限る。)及び星置まちづくりセンター(星置地区センターに限る。)に限る。)。

- 9 コミュニティセンターの管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(手稲まちづくりセンター(手稲コミュニティセンターに限る。)に限る。)。
- 10 区民センターの管理(市長が定めるものに限る。)に 関すること(清田まちづくりセンター(清田区民センターに限る。)に限る。)。
- 11 その他区長が必要と認めたこと。

#### 土 木 部

#### 維持管理課

- 1 公園緑地等(みどりの推進部の所管に係るものを除 く。以下この項において同じ。)の占用許可及び公園緑 地等内の行為の許可に関すること。
- 2 市民記念植樹の受付に関すること。
- 3 道路の占用及び掘削の許可に関すること(建設局総 務部の所管に係るものを除く。)。
- 4 道路占用の監督処分に関すること。
- 5 道路損傷に対する原状回復命令に関すること。
- 6 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関すること。
- 7 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴 う公安委員会との協議に関すること。
- 8 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に関すること。
- 9 道路の監察パトロールに関すること。
- 10 私人の行う道路工事の承認に関すること。
- 11 道路認定の願出の受付及び相談に関すること。
- 12 道路用地の寄附申出の受付及び相談に関すること。
- 13 私設街路灯の設置費補助等に関すること。
- 14 道路、公園緑地等及び河川のパトロールに関すること。
- 15 道路、橋梁及び河川の維持補修の計画及び実施に関すること。
- 16 道路の新設改良、橋梁の新設架換及び河川工事の施行に関すること。
- 17 他部から委託された工事施行に関すること。
- 18 道路等の除雪の計画及び実施に関すること。
- 19 道路等の除雪に係る地域との連携に関すること (建設局土木部の所管に係るものを除く。)。

- 20 区内スキー場に関すること(南区に限る。)。
- 21 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に関すること。
- 22 公園緑地等の設計及び工事に関すること。
- 23 区土木部庁舎の維持管理に関すること。
- 24 部内の経理に関すること。

#### 保健福祉部

#### 保健福祉課

- 1 地域福祉の推進に関すること。
- 2 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- 3 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に関すること。
- 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援 護資金の貸付けに関すること。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人並びに引取者のない遺骨の 取扱いに関すること。
- 6 老人クラブの運営指導に関すること。
- 7 区民生委員・児童委員関係事務の総括に関すること。
- 8 区社会福祉協議会の事業支援に関すること。
- 9 地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整に関すること。
- 10 地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所 管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調 整に関すること。
- 11 災害に備えた要配慮者避難支援の促進に関すること。
- 12 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受付に関すること。
- 13 児童手当、災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金の受付及び支給に関すること。
- 14 心身障害者扶養共済制度の実施に関すること。
- 15 子ども、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関すること。
- 16 老人福祉法に関すること。
- 17 健康増進法による健康増進事業(市長が定めるものに限る。)の実施に関すること。
- 18 国民健康保険に係る特定保健指導(健康・子ども課の 所管に係るものを除く。) に関すること。

- 19 高齢者の虐待防止に関すること。
- 20 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- 21 介護保険の給付、負担限度額等の認定及び利用者負 担額の減額に関すること。
- 22 介護認定審査会(部会に限る。)の庶務に関すること。
- 23 地域支援事業の運営に関すること。
- 24 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。
- 25 知的障害者福祉法に関すること。
- 26 身体障害者福祉法に関すること。
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に関すること。
- 28 児童福祉法の規定による障害児通所支援等に関する
- 29 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する こと(精神保健福祉センターの所管に係るものを除 < , ) ,
- 30 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受付及び支給 に関すること。
- 31 障害支援区分認定等審査会(部会に限る。)の庶務に 関すること。
- 32 障害者の虐待防止に関すること。
- 33 高齢者、障がい者等の保健福祉及び介護保険に係る 相談及び苦情並びにこれらに伴う指導及び助言に関す ること。
- 34 保健福祉に係る総合的な相談並びにこれに伴う部内 調整、指導及び助言に関すること。
- 35 その他区内社会福祉施設との連絡調整に関すること (健康・子ども課の所管に係るものを除く。)。
- 36 部内(保険年金課を除く。)の経理に関すること(健 康・子ども課の所管に係るものを除く。)。
- 37 部内他課の主管に属しないこと。

#### 健康・子ども課

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律に関すること(市長が定めるものに限る。)。
- 2 難病対策に関すること。
- 3 母子保健に関すること。
- 4 歯科保健に関すること。
- 5 医療社会事業に関すること。
- 6 育成医療その他児童に係る医療の給付に関すること。 保護一課(清田区以外の区)

- 7 健康づくりセンターの維持管理(市長が定めるもの に限る。)に関すること(東区に限る。)。
- 8 地域の健康づくりに関すること。
- 9 健康増進法による健康増進事業(高齢保健福祉部、保 健所及び保健福祉課の所管に係るものを除く。)の実施 に関すること。
- 10 母子、成人及び老人の保健指導に関すること。
- 11 国民健康保険に係る特定健康診査(後期高齢者等の 健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除 く。)・特定保健指導(市長が定めるものに限る。)に関 すること。
- 12 栄養指導・食育(市長が定めるものに限る。)に関す ること。
- 13 助産施設入所者からの費用徴収に関すること。
- 14 母子生活支援施設入所者からの費用徴収に関するこ と(中央区、東区、白石区、豊平区及び南区に限る。)。
- 15 児童福祉法に関すること(保健福祉課の所管に係る ものを除く。)。
- 16 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付 認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設 等利用給付認定及び償還払いに関すること。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関す ること。
- 18 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 19 家庭児童相談に関すること。
- 20 婦人相談に関すること。
- 21 地域子育て支援事業の実施に関すること。
- 22 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関するこ と(子育て支援部の所管に係るものを除く。)。
- 23 児童虐待に関すること (児童相談所の所管に係るも のを除く。)。
- 24 衛生害虫の駆除相談等の環境衛生関係の市民相談に 関すること。
- 25 空き地等に繁茂する雑草の除去の指導に関すること。
- 26 畜犬の登録及び犬猫の引取りに関すること。
- 27 保健センターの管理運営に関すること。
- 28 部内の経理に関すること(健康・子ども課に係るもの (市長が定めるものを除く。) に限る。)。

- 1 生活保護法に関すること(保健福祉部長が定めるものに限る。)。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。
- 4 保護一課、保護二課及び保護三課(北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課及び保護二課)所管事務の総括調整に関すること。

#### 保護二課 (清田区以外の区)

1 生活保護法に関すること(保護一課及び保護三課(北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課)の所管に係るものを除く。)。

### 保護三課(厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区)

1 生活保護法に関すること(保護一課及び保護二課(北区、東区及び白石区にあつては、保護一課、保護二課及び保護四課)の所管に係るものを除く。)。

### 保護四課(北区、東区及び白石区)

1 生活保護法に関すること (保護一課、保護二課及び保護三課の所管に係るものを除く。)。

### 保護課 (清田区)

- 1 生活保護法に関すること。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。

### 保険年金課

- 1 国民健康保険の資格得喪に関すること。
- 2 国民健康保険の給付に関すること。
- 3 国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- 4 保健事業の実施に関すること。
- 5 国民健康保険に係る特定健康診査(後期高齢者の健康診査を含む。)の受診券交付及びデータの管理に関すること。
- 6 国保協力会に関すること。
- 7 国民年金の資格得喪に関すること。

- 8 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
  - 9 特別障害給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
- 10 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
- 11 介護保険の資格得喪に関すること。
- 12 介護保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- 13 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
- 14 後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納処分に 関すること。
- 15 部内の経理(保険年金課に係るものに限る。)に関すること。

## 支援調整課(北区、東区、厚別区及び南区)

- 1 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に係る調整に関すること。
- 2 複合支援推進会議に関すること。

地区福祉活動支援担当課長(まちづくりセンター所長兼務)

1 まちづくりセンター (地域自主運営を行っているものを除く。) が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること。

## 市民文化局地域振興部の事務分掌

#### 地域振興部

#### 区政課

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区の一般事務管理関係予算、庶務等の総括調整に関すること。
- 3 区行政の推進に係る調査研究及び総括調整に関すること。
- 4 区の境界に関すること。
- 5 区役所庁舎等の施設整備計画及び更新に関すること。
- 6 区役所、区民センター、コミュニティセンター、地区 センター、まちづくりセンター及び地区会館の維持管 理の調整に関すること。
- 7 交通安全実施計画の策定に関すること。
- 8 違法駐車等の防止等に係る事業の推進に関すること。
- 9 各種交通安全運動、行事等の企画及び指導並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- 10 前3号に係る区の事務の総括調整に関すること。
- 11 地域防犯の推進に関すること。
- 12 犯罪被害者等支援(性暴力被害者支援を除く。) に関すること。
- 13 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターの運営等の調整に関すること。
- 14 まちづくりセンターの管理(情報交流機能を除く。) 及び地区会館の運営管理の調整に関すること。
- 15 市民集会施設に係る補助の総括に関すること。
- 16 自衛官募集事務の総括に関すること。
- 17 平和事業の推進に関すること。
- 18 中央健康づくりセンターの維持管理(市長が定めるものに限る。) に関すること。
- 19 交通安全対策会議の庶務に関すること。
- 20 犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の庶務 に関すること。
- 21 部内の経理に関すること。
- 22 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。

### 市民自治推進室

市民自治推進課

- 1 市民自治の推進に関すること。
- 2 まちづくりセンターの運営に関すること。
- 3 地域のまちづくり活動の支援に関すること。
- 4 住民組織の振興の総括に関すること。
- 5 地縁団体の認可に関すること。
- 6 市民自治推進会議の庶務に関すること。
- 7 市民活動の促進に関すること。
- 8 市民活動サポートセンターの管理運営に関すること。
- 9 市民まちづくり活動促進テーブルの庶務に関すること。
- 10 特定非営利活動法人の認証及び認定に関すること。
- 11 控除対象特定非営利活動法人の指定に関すること。
- 12 控除対象特定非営利活動法人審査委員会の庶務に関すること。

# 3. 職員数

# (1) 区の課別職員定数

令和5年4月1日現在

	部	課		総 数	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
総			数	3,084	377	401	407	369	220	344	191	238	314	223
	市	民	部	686	82	84	74	71	58	72	57	60	69	59
	総	務企画	画 課	176	18	18	18	18	17	18	17	17	18	17
	地	域振り	興 課	138	15	14	14	14	13	14	13	14	14	13
	戸	籍住具	民 課	286	36	34	34	31	22	31	22	25	29	22
	出	張	所	12	0	10	0	0	0	0	0	2	0	0
	まち	っづくりセン	ノター	74	13	8	8	8	6	9	5	2	8	7
	±	木	部	314	43	37	34	32	26	29	26	30	31	26
	維	持管耳	里 課	314	43	37	34	32	26	29	26	30	31	26
	保優	建 福 祉	上部	2,084	252	280	299	266	136	243	108	148	214	138
	保	健 福 社	业 課	586	61	75	75	61	46	63	40	51	66	48
	健	康・子ど	も課	333	42	42	41	37	25	36	24	25	35	26
	保	護一	課	259	33	33	37	36	21	33	0	23	24	19
	保	護二	. 課	268	38	30	33	31	22	39	0	23	30	22
	保	護三	課	187	33	31	34	31	0	33	0	0	25	0
	保	護 四	課	92	0	25	36	31	0	0	0	0	0	0
	保	護	課	25	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
	保	険 年 🕏	金 課	334	45	44	43	39	22	39	19	26	34	23

注1:区長は総務企画課に、部長は部庶務担当課に計上

## (2) 区·部·職種別職員定数

		事		務	職	員				技		ŕ	뜃		聙	浅		ļ	Į			その	他の耳	職員
	•		局				精		局									歯	放					土
	合			課	係	事	神			課	係	土	造	保	助	看	栄	科	射	保	衛		運	木
		計	部	長	長	務	保健	計	部	長	長		Ú	健	産	護	養	衛	線	育	14-1	計	転	管
	計	рl		X	X	155	相	μl		X	X	<b>—</b>	l=El	)连	)生	吺	段			Ħ	4	ΡI	华厶	
	н		長	職	職	職	談		長	職	職	木	園	師	師	師	士	生	技	士	生		手	理
			職				員		職									士	師					員
全 部 課	3,084	2,577	30	172	405	1,943	27	480	20	17	95	104	28	150	0	10	20	5	0	0	31	27	0	27
中央区	377	316	3	24	46	240	3	57	2	2	10	12	3	17	0	1	2	1	0	0	7	4	0	4
北区	401	339	3	20	48	264	4	59	2	2	9	14	3	21	0	1	2	1	0	0	4	3	0	3
東区	407	349	3	19	49	275	3	54	2	2	9	12	3	19	0	1	2	1	0	0	3	4	0	4
白石区	369	317	3	19	47	245	3	49	2	1	10	11	3	15	0	1	2	1	0	0	3	3	0	3
厚別区	220	178	3	14	33	126	2	40	2	2	9	9	2	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
豊平区	344	293	3	19	43	225	3	49	2	2	10	10	3	15	0	1	2	1	0	0	3	2	0	2
清田区	191	149	3	12	30	102	2	40	2	2	10	7	3	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
南区	238	192	3	12	35	140	2	43	2	1	10	9	3	13	0	1	2	0	0	0	2	3	0	3
西 区	314	264	3	18	41	199	3	48	2	1	9	11	3	16	0	1	2	0	0	0	3	2	0	2
手稲区	223	180	3	15	33	127	2	41	2	2	9	9	2	12	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
市民部	686	685	20	106	123	436	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	82	82	2	16	13	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	84	83	2	12	13	56	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東区	74	74	2	11	12	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白石区	71	71	2	11	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚別区	58	58	2	9	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊平区	72	72	2	12	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清田区	57	57	2	8	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南区	60	60	2	6	13	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
西区	69	69	2	11	12	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手稲区	59	59	2	10	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
土木部	314	91	0	1	19	71	0	196	10	10	44	104	28	0	0	0	0	0	0	0	0		0	27
中央区	43	18	0	1	3	14	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0	4
北区	37	11	0	0	2	9	0	23	1	1	4	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3
東区	34	9	0	0	2	7	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0	4
白石区	32	8	0	0	2	6	0	21	1	1	5	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3
厚別区	26	7	0	0	2	5	0	17	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	2
豊平区	29	7	0	0	1	6	0	20	1	1	5	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	2
清田区	26	7	0	0	1	6	0	17	1	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	2
南区	30	8	0	0	2	6	0	19	1	1	5	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	3
西区	31	9	0	0	2	7	0	20	1	1	4	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2
手稲区	26	_	_	0	2	5	_		1	1		9	2	0	0			0	0	0	0	_	-	2
保健福祉部	2,084		10	65	263	1,436		283	10			0	0	149	0	10	20	5	0	0	31		0	0
中央区	252	216	1	7	30	175	3		1	1	6	0	0	17	0	1	2	1	0	0	7		0	0
北区	280	245		8	33	199	4		1	1	5	0	0	20	0	1	2	1	0	0	4	0	0	0
東区	299		1	8	35	219	3		1	1	5	0	0	19	0	1	2	1	0	0	3		0	0
白石区	266		1	8	33	193	3		1	0	5	0	0	15	0	1	2	1	0	0	3		0	0
厚別区	136		1	5	19	86	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2		0	0
豊平区	243		1	7	30	173			1	1	5	0	0	15	0	1	2	1	0	0	3		0	0
清田区	108		1	4	17	61	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2		0	0
南区	148		1	6	20	95	2	23	1	0	5	0	0	13	0	1	2	0	0	0	2		0	0
西区	214		1	7	27	148		28	1	0	5 5	0	0	16	0	1	2	0	0	0	3		0	0
手稲区	138			5	19	87	2	24	1	1	5 5	0	0	12	0		2	0	0	0	2		0	0
一	100	114	1	O.	13	01		4	1	1	υ	U	U	14	U	1	4	U	U	U		U	U	U

# 4. 区の組織の変遷及び区の機能強化の年譜

年月日	概    要
S47. 4. 1	・政令指定都市移行。区制施行〔7区体制〕
	・区の組織は、区長、区次長を置き、そのもとに総務部、税務部、土木部、福祉事務
	所の4部体制(ほかに会計課)スタート
S49. 1.14	・市民の活動の拠点として北区総務部に区民センターを設置(以降各区に順次設置)
S49. 4. 1	・福祉事務所に保護課を設置し、福祉部門の体制を強化
S50. 7. 1	・税務部課税課を市民税課と固定資産税課に分割し、課税部門の体制を強化
S52. 4.15	・区次長を副区長に名称変更
S53. 4.10	・地域住民との連携をより密接にするため、総務部市民課連絡所を係相当から課相当
	とし体制を強化
S 61. 4. 1	・市民に分かりやすい名称とするため、総務部を市民部に名称変更
H元.11.6	・白石区及び西区を分区して、厚別区及び手稲区を設置〔9区体制〕
H 2. 4.11	・区の自主執行事業として「区の個性あるまちづくり事業」を創設
	(平成4年6月2日に「区のふれあい街づくり事業」に変更)
Н 3. 7. 1	・区の総合調整機能強化のため、「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」
	を施行
	・甲・乙部長の区分を廃止して、本庁の部長と区の部長を同格とするとともに、甲部
	長職の副区長を廃止
	・市民に分かりやすい名称とするため、福祉事務所を福祉部に名称変更
	・区の企画調整機能強化のため、区市民部総務課に企画調整主査(係長職)を設置
H 7. 4. 1	・区長に、区の一般職に係る人事配置権を付与(他の局長と同時に付与)
H 9. 4. 1	・保健と福祉の連携を強化するため、 区に保健センター(部相当)を編入〔5部体
	・区の企画調整機能を強化するため、区市民部総務課に広聴企画担当課長を設置
	・会計課を廃止して、会計係を戸籍住民課に所属替
	・地域に密着した区行政を推進するため、地域振興課を設置(市民課の振替)
	・区民センターの運営を委託することに伴い、機構としての区民センター(課相当)
	を廃止
Н 9.11.4	・豊平区を分区して、清田区を設置〔10 区体制〕
	・保健と福祉の連携をいっそう強化するため、保健センターと福祉部を統合し、保健 短礼のなる (4 対 体制)
1110 1 6	福祉部を設置〔4部体制〕
H10. 1. 6	・市民参加により豊平区が「区のまちづくりビジョン」を策定(以降、平成11年3月
U10 5 15	31日までに各区が策定) ・「区の目指すべき方向性検討会議」を設置し、これからの区の方向性の検討に着手
H10. 5. 15	
H12. 4. 1	・区の機能強化を継続的に進めるため、総務課と広聴企画担当課長の機能を集約し、
	総務企画課に一体化  ・介護保険制度の本格導入に向け、保健福祉部保健福祉サービス課に介護担当課長を
	・川・ファップでは一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一

	設置
H13. 4. 1	・特定税目の集約化に伴い、市民税課と固定資産税課を統合し課税課を設置
H13. 5.22	・「区の目指すべき方向性」を定める
H14. 4. 1	・土木業務におけるいっそうの連携強化及び効果的な業務執行のため、管理課と維持
	建設課を統合再編し維持管理課を設置
	・区の総合的な保健福祉施策を推進するため、子育て支援部門や食品・衛生相談部門
	などの業務(組織)を本庁所管部から移管
H14. 7. 1	・「区の目指すべき方向性」に掲げる「予算要望システム」を導入
H15. 4.15	・地域における様々なまちづくり活動に対するサポート体制を強化するため、地域振
	興課にまちづくり担当係長を設置
H16. 4. 1	・出張所及び連絡所を「まちづくりセンター」とし、地域ネットワークの形成促進な
	ど、地域の様々なまちづくり活動を支援する機能を強化
H17. 4. 1	・「区のふれあい街づくり事業」に、市民の主体的なまちづくり活動を支援する目的
	等を加え、新たに「元気なまちづくり支援事業」として実施
H18. 4. 1	・地域まちづくり企画調整機能を再編・集約し、地域振興課にまちづくり推進係、ま
	ちづくり調整担当係長を設置
	・防犯を含めた「地域の安全」に係る総括セクションとして地域安全担当係長を設
	置
	・地域保健福祉に関する横断的な調整、まちづくりセンター等との連携・協力体制の
	強化のため、保健福祉課に活動推進担当係長を設置
H22. 10. 12	・税務事務の効率化と組織の機能強化を目指して、各区税務部を5市税事務所に統合
	して移転設置
	・区役所の空きスペースは、市民サービスの向上、働きやすい職場環境の整備、適切
	な庁舎維持管理を目指して策定した「区役所庁舎のレイアウト等に関する基本的
	ガイドライン」に基づき、効果的な配置となるようレイアウト変更を実施(~11
	月)
H28. 4. 1	・地方自治法改正に伴って区の事務分掌を条例化(「札幌市区の設置等に関する条例」
	の改正) するとともに、区の地域課題解決機能を強化する目的で「札幌市区におけ
	る総合行政の推進に関する規則」を改正し、区企画調整会議の規定化、区と局の情
	報共有機能強化(協議細目の一覧化)、区から局への予算要望の規定化などを行っ 
	<i>†</i> E.
	・区の自主執行予算である「元気なまちづくり支援事業」について、地域課題への対
	応の強化のほか、使途の緩和や区長の裁量を拡大することとし、「未来へつなぐ笑 
	顔のまちづくり活動推進事業」へと変更した。

# Ⅲ 区役所関係庁舎等

# 1. 区役所

区 役 所	所 在 電話番号	建築年月日	構 造 及 び 専有部分内訳
中央区役所(仮庁舎)	〒060-8612 札幌市中央区 大通西2丁目9 TEL 231-2400(代)	昭28. 3. 1	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階塔屋 1階建 延面積 11,706.51㎡ 専有部分内訳(保健センター含む) 地下1階 1,812.35㎡ 1階 1,663.49㎡ 2~5階 1,912.43㎡ 6階 225.52㎡ P・H 157.12㎡
北区役所	〒001-8612 札幌市北区 北24条西6丁目 1番1号 TEL 757-2400(代)	昭47. 3. 1	鉄筋コンクリート造屋階付3階建 1階 2,774.76㎡ 3階 635.07㎡ 2階 2,141.34㎡ P・H 84.73㎡ 区分建物部分 鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地上11 階建 延面積 10,130.51㎡ 建築面積 912.17㎡ うち専有部分1階 277.42㎡
東区役所	〒065-8612 札幌市東区 北11条東7丁目 1番1号 TEL 741-2400(代)	昭52. 7.15	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部 地下1階地上13階建 (区民センター含む) 延面積 20,836.76㎡ 専有部分内訳 地下1階 394.03㎡ 1階 2,517.13㎡ 2階 1,993.38㎡ 3階 1,475.13㎡ P・H 96.32㎡
白石区役所(白石区複合庁舎)	〒003-8612 札幌市白石区 南郷通1丁目南 8番1号 TEL 861-2400(代)	平28. 9.30	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 7 階建延面積 16,155.25㎡ 専有部分内訳 地下 2 階 86.79㎡ 4 階 962.73㎡ 地下 1 階 90.55㎡ 5 階 35.68㎡ 1 階 1,040.94㎡ 6 階 278.66㎡ 2 階 1,288.77㎡ 7 階 226.68㎡ 3 階 1,093.60㎡ その他共用部分 2,128.42㎡
厚別区役所	〒004-8612 札幌市厚別区 厚別中央1条 5丁目3番2号 TEL 895-2400(代)	平元. 8.24	鉄骨一部鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 4 階建 地下 1 階 1,740.53㎡ 1 階 1,880.03㎡ 2 階 1,864.03㎡ 3 階 106.74㎡ 4 階 229.59㎡

土地の	)概要		建、特	かの 内	訳		
<ul><li>敷</li><li>地</li><li>面</li><li>積</li></ul>	建築面積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市 ロビー	その他	備     考
m² 2, 316. 07	m² 1, 997. 10	m² 11, 508. 20	m² 4, 038. 60	m² 767. 18	m²	m² 6, 702. 42	区分建物 その他には中央保健センターを含む R7.2 新庁舎(中央区南3条西11丁 目)へ移転予定
8, 530. 41	2, 774. 76	5, 913. 32	2, 941. 50	207. 16	274. 16	2490. 50	一部区分建物 昭54.12 3階一部485.68㎡増築 平4.3 エレベーター20.37㎡増築 平5.11 1,259.06㎡増築
7, 378. 46	2, 533. 24	6, 475. 99	2, 229. 06	323. 70	374. 94	3, 548. 29	区分建物 UR賃貸住宅部分地下1階〜13階 計 11,498.20㎡ 東区民センターと併設
4, 251. 31	2, 629. 66	7, 146. 02	4, 137. 64	295. 41	ı	2, 712. 97	専有部分のほか共用部分を含む 白石保健センター・白石区民センター・ 白石区保育・子育て支援センター・えほ ん図書館と併設 ※事務室及びその他に市民ロビーを含む
5, 489. 17	2, 873. 80	5, 820. 92	1, 993. 80	326. 50	571. 29	2, 929. 33	専有部分のほか共用部分を含む 厚別保健センター・厚別消防署と併設 厚別区民センターは別棟

区 役 所	所 在 電話番号	建 築 年 月 日	構 造 及 び 専有部分内訳
豊平区役所	〒062-8612 札幌市豊平区 平岸6条10丁目 1番1号 TEL 822-2400(代)	昭49. 2.15	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部地下1階、地上3階、一部4階、塔屋1階付地下1階 280.79㎡ 1階 1,928.69㎡ 2・3階 2,285.10㎡ 4階 395.66㎡ P・H 236.33㎡
清田区役所	〒004-8613 札幌市清田区 平岡1条1丁目 2番1号 TEL 889-2400(代)	平9.9.19	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階、一部4階建 地下1階 46.81㎡ 1階 2,214.65㎡ 2階 1,459.79㎡ 3階 1,805.17㎡ 4階 72.56㎡ P・H 47.40㎡ 車庫(別棟) 290.81㎡
南区役所	〒005-8612 札幌市南区 真駒内幸町 2丁目2番1号 TEL 582-2400(代)	昭47. 12. 15	鉄筋コンクリート造陸屋根、地下1階、地上3階建、塔屋2階付延面積5,039.54㎡専有部分内訳 1階1,363.52㎡P・H1108.94㎡2階1,371.06㎡P・H2108.94㎡3階1,371.06㎡車庫・倉庫棟鉄骨造平屋建1階304.00㎡
西区役所	〒063-8612 札幌市西区 琴似 2 条 7 丁目 1 番 1 号 TEL 641-2400(代)	昭47. 3. 1	鉄筋コンクリート造屋階付地上4階建 1階 1,176.86㎡ 4階 1,069.42㎡ 2階 774.45㎡ P・H 150.82㎡ 3階 1,088.46㎡ (区分建物部分) 鉄骨鉄筋コンクリート造 屋階付地上11階、建延面積8,125.04㎡うち専 有部分1階394.66㎡ (ボイラー室)鉄筋コンクリート造2階建、1 階201.06㎡、2階 14.96㎡、車庫 412.88㎡ [昭54.4.2増築]
手稲区役所	〒006-8612 札幌市手稲区 前田 1 条11丁目 1 番10号 TEL 681-2400(代)	平元. 8.21	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階建

土地の	概要		建生	勿の内	訳		
<ul><li>敷</li><li>地</li><li>面</li><li>積</li></ul>	建築面積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市 ロ ビ ー	その他	備     考
m² 8, 398. 21	m² 2, 065. 52	m² 5, 126. 57	m² 2, 057. 99	m² 159. 33	m² 364. 50	m² 2, 544. 75	専有部分のほか共用部分を含む 豊平保健センターと併設 平3.4 4階一部159.33㎡増築 豊平区民センターは別棟
8, 366. 42	2, 390. 13	5, 937. 19	1, 613. 20	401.30	125. 18	3, 797. 51	専有部分のほか共用部分を含む 清田保健センター・清田消防署・清田 図書館と併設
6, 796. 21	1, 390. 61	4, 627. 52	1, 987. 00	222.00	560. 40	1, 858. 12	区分建物 北海道地域暖房(株)部分 地下1階〜1階 計 716.02㎡ 南区民センターは別棟
6, 297. 65	2, 631. 12	5, 283. 57	2, 211. 29	96.80	310.00	2, 665. 48	一部区分建物 昭54.12 4階一部375.81㎡増築 (延面積には1階ピロティ部145.19 ㎡含む)
9, 793. 47	3, 897. 02	4, 822. 58	1, 574. 55	178. 83	368. 40	2, 700. 80	専有部分のほか共用部分を含む 手稲区民センター・手稲保健センター と併設

## 2. 出張所 (まちづくりセンター) 及び地区集会所

				建物	用途	区分	
	建築	建物の構造	事	市民	集	そ	合
出 張 所	年 月	及び規模	務	氏ロ ビ	会	0)	
			室	1	所	他	計
北区 〇篠路出張所 (篠路茨戸まちづくりセンター) 【増築棟】	令3.11	鉄骨造平屋建 延 284.81㎡	m²	m²	m² 180. 82	m² 381, 47	m²
【既存棟】	昭50. 4	鉄筋コンクリー ト造2階建 延 420.93㎡ 1階 243.00㎡ 2階 177.93㎡			200.02		100.11
〒002-8024 札幌市北区篠路4条7丁目 電話 771-2231 FAX 773-6986		年3月合併により承給 まち推進センター(2		用許可) 。	と併設		
南区 ○定山渓出張所 (定山渓まちづくりセンター) 〒061-2302 札幌市南区定山渓温泉東4丁目	平24. 12	鉄筋コンクリー ト造2階建 延 348.00㎡ 1階 207.00㎡ 2階 141.00㎡	50.85	48. 00	81. 34	167. 81	348.00
電話 598-2191 FAX 598-2192							

### ○地区集会所使用料

		50㎡までの室	50㎡を超え100㎡までの室	100 ㎡を超える室
午 前	8:00~12:00	450円	1,400円	2, 300円
午 後	12:30~16:30	600円	1,700円	2,900円
夜間	17:00~21:00	700円	1,900円	3, 300円
全 日	8:00~21:00	1, 400円	4,500円	7,400円

#### 備考

- 1 入場料その他名称のいかんを問わずこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)でその額(入場料等に段階があるときは、その最高額とする。)が 600円を超えるものを徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合の使用料は、5割増とする。
- 2 市長が集会所の運営に支障がないと認めたときは、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき全日使用の場合の1時間当りの使用料の2割増とする。
- 3 冬期間燃料を使用する場合は、市長が別に定める実費を徴収する。
- 4 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

## 3. まちづくりセンター及び地区会館

### (1) まちづくりセンターの概要

昭和47年区制施行時に設置された連絡所は、平成16年4月、まちづくりセンターとなった。

まちづくりセンターは、住民組織の振興、地区の要望等の収集、市政の周知、戸籍や住民票の取り次ぎなどの従来からの機能に加え、市民自治によるまちづくりを進めるため、以下の機能強化の取組を進めており、地域のまちづくり活動の拠点化を目指している。

#### ア 住民組織等のネットワーク化の支援

地域の市民自治の仕組みとして、町内会をはじめ、商店街、企業、ボランティア、NPOといった様々な団体が連携して、地域課題の解決や目標実現のために行動する場としての「まちづくり協議会」の設立を積極的に支援している。

#### イ まちづくり活動支援機能の強化

地域の様々な事業を通じてまちづくりを担う人材発掘・育成などを行うとともに、地域のまちづく り事業に関して、行政と市民の協働による企画・実施や本庁関係部局との調整を行うこととしている。

#### (2) 地区会館の概要

昭和47年の政令指定都市移行時に、当時の本市支所・出張所を廃止し、連絡所(現在のまちづくりセンター)を設置した。

その際、連絡所に併設していた地区集会所を、引き続き地区住民のコミュニティ活動の拠点とし地域 コミュニティ意識の育成などに活用するため、地区会館として開設した。(当時32館)

地区会館は、連合町内会に貸し付け、連合町内会が組織する地区会館運営委員会が運営している。

平成10年に白菊会館(菊の里まちづくりセンター併設)を設置し、56館となった。

その後、平成24年度に厚別会館(厚別中央まちづくりセンター併設)を廃止したほか、平成25年度に西町会館(西町まちづくりセンター併設)を、平成30年10月に栄西地区会館(栄西まちづくりセンター併設)を、令和2年3月に発寒交流会館(発寒まちづくりセンター併設)をそれぞれ設置し、現在58館となっている。

このほか、地区会館や市民集会施設、地区センター等が設置されていない地域におけるコミュニティ活動の拠点確保のため、地域の意向に応じて、集会機能を備えた「地域会議室」を小学校内に整備することとし、令和2年6月に豊平区の羊丘小学校内に初めての地域会議室を設置し、その後令和4年4月に西区の二十四軒小学校に設置し、現在2館となっている。

## (3) 施設一覧

	名	 称 印 は						物( こ ら		開設	建築	
区	地	区会の		所 在	電 話	FAX	市有	共有	借入	年度	年度	建物の構造
	本	府·中	央	北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階	251-6353	271-2738			0	平10	昭56	鉄骨鉄筋コンクリート地上14階 地下2階搭屋2階
	○東	北 •	東	大通東6丁目12	241-1696	241-1693	0			△47	令3	鉄筋コンクリート地上3階建
中	○苗		穂	北1条東10丁目15-9	261-3669	221-7367	0			△47	昭62	鉄筋コンクリート地上4階地下2階
	○豊		水	南8条西2丁目5	521-0204	533-7438	0			△47		鉄筋コンクリート地上3階地下1階
	西	創	成	南5条西7丁目3	521-2384	533-7461			0	△47	昭43	鉄筋コンクリート3階建
	$\circ$	曙		南11条西10丁目1-6	511-0116	533-7465	0			△47	昭58	木造2階建
央	ОЩ		鼻	南23条西10丁目1-23	511-6371	533-0346	0			△47	平30	木造2階建
	○幌		西	南11条西14丁目1-20						△47		木造2階建
	〇大	通 •		南2条西15丁目291-98	280-7033	280-7051	0			△47		鉄筋コンクリート地上4階建
区	〇南	円		南9条西21丁目1-1		552-5640				△47		木造2階建
	〇 円			北1条西23丁目1-18			0			△47		鉄筋コンクリート2階建
	〇 桑		園	北7条西15丁目28		618-0127	0			△47		鉄筋コンクリート2階建
	○宮	の	森	宮の森2条11丁目1-3	644-8760	644-6421	0			平3	平3	木造2階地下1階
		計					11	0	2			
	○鉄		西	北10条西4丁目1-12	726-5285	726-5287	0			△47	昭61	木造2階建
	〇幌		北	北17条西5丁目1-7	726-6345	726-2765	0			△47	平26	木造2階建
	0	北		北29条西7丁目3-15	726-4385	726-2771	0			△47	昭57	鉄筋コンクリート2階建
北	○新		Л	新川1条4丁目4-26	762-2604	762-2575	0			昭47	昭59	木造2階建
	○新	琴	似	新琴似7条4丁目1-3	761-4205	761-4292	0			△47	平4	鉄筋コンクリート2階建
	新	琴似	西	新琴似7条14丁目1-17	762-8767	762-2620		0		昭50	昭52	軽量鉄骨2階建
-	屯		田	屯田5条6丁目3-21	772-1260	772-1496	0			昭49	昭63	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建
区	〇 麻		牛.	北39条西5丁目3-5	757-5810	757-5375	0			昭54	昭61	鉄筋コンクリート2階建
		平百合か		太平8条7丁目2-1		773-1264				昭59		鉄骨造平屋建
						778-2359	_			平8		鉄筋コンクリート2階建
	1111	計	/王	めいの玉1米01月1-1	110 2333	110 2333	9	1	0	70	十岁	3人別コンクラ F2Pf 建
	〇鉄	РΙ	甫	北9条東5丁目2-8	721-3105	721-3530	-	1	0	△47	亚6	木造2階建
	O BV		木	163 X X O 1 1 Z O	121 0100	721 0000					10	/NEZPEXE
	〇北		光	北18条東5丁目1-1	721-1271	721-8067	0			△47	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
東	〇北		栄	北25条東7丁目3-18	721-6336	721-8601	0			△47	令1	木造2階建
	○栄		西	北39条東4丁目1-1	752-9536	743-5587	0			昭47	平30	鉄筋コンクリート平屋建
	栄		東	北41条東14丁目3-1	711-2203	711-0150		0		昭59	昭59	木造2階建
区	〇元		町	北20条東20丁目6-22	781-5375	784-3430	0			昭47	昭49	鉄筋コンクリート2階建、木造平屋建(別館)
	伏	古 本	町	伏古3条3丁目2-10	784-5534	784-2530	0			昭61	昭61	木造平屋建
	O fi		珠	丘珠町183-2	781-4283	784-8250	0			昭54	昭58	木造2階建、鉄骨造平屋建
	札		苗	東苗穂7条2丁目2-30	783-3608	783-2271		0		昭47	平22	木造平屋建
	〇苗	穂	東	苗穂町3丁目3-45	742-4427	743-0922	0			昭47		木造2階建
		計					8	2	0			
	〇白		石	本通1丁目南2-32	861-8270	861-7079	0			△47	平24	木造2階建
	○東	白	石	本通13丁目南10-1	861-9262	861-4369	0			△47	昭62	鉄筋コンクリート2階建
白	○東	札	幌	東札幌2条4丁目3-14	811-9355	815-4879	0			△47	平12	鉄筋コンクリート2階建
	〇菊		水	菊水7条2丁目2-20	811-9445	811-3831	0			△47	平4	鉄筋コンクリート2階建
石	北	白	石	北郷2条3丁目11-21	874-0293	874-7052	0			昭49	平27	木造平屋建
	〇北	東 白	石	北郷3条12丁目4-1	875-3077	875-7969	0			昭61	平4	鉄筋コンクリート2階建
区	〇白	石	東	本通18丁目南2-6	862-0813	862-8694	0			平2		木造2階建
	〇菊	0)	里	菊水元町8条1丁目11-1						平10		鉄骨造平屋建·木造平屋建
		計					8	0	0			

注1 敷地面積のうち○印はまちづくりセンター事務室を借用している会館の敷地面積である。

注2 開設年度の△印は旧出張所を転用したもの。

	建	物の	規模		î )		敷地面積	
	まち	セン	地区	会館	福祉のまち		敖 即 面 積	備考
合 計	事務室	会議室	会議室 集会室	厨房 調理室	推進セン ター	その他	$(m^2)$	ш <del>год</del>
110.65	40.87	69.78	_	-	-	-	-	清水総合開発㈱から借入
413.04	39.50	_	328.54	22.00	23.00	_	_	中央小、中央児童会館と併設
565.64	28.00	_	286.74	-	_	250.90	-	改修のためR5.8.21~R6.3中旬(予定)まで 事務所(北1条東8丁目119番1)に移転
1,040.60	51.22	_	388.74	24.20	32.00	544.44	1,691.56	札幌市公文書館と併設
102.19	65.90	-	_	_	_	36.29	○223.25	
306.23	28.35	_	148.23	-	-	129.65	384.25	改築のためR5.6.12~R6.11中旬(予定)まで 仮事務所(南11条西10丁目1-3)に移転
347.80	28.98	_	290.66		23.19	4.97	984.12	
378.00	38.88	-	165.51	19.44	-	154.17	520.18	
450.99	37.24	-	213.07	20.35	25.42	154.91	_	二条小、二条はるにれ児童会館と併設
498.15	32.81	-	251.91	16.20	-	197.23	601.21	
502.18	45.26	-	271.89	_	-	185.03	1,517.11	円山児童会館と併設
290.19	27.50	_	168.00	_	_	94.69	416.49	桑園児童会館と併設
541.08	34.02	-	172.53	19.44	_	315.09	458.30	
303.40	27.72	-	168.07	17.82	まちセン事務 室と共同使用	89.79	384.94	
324.29	29.21	-	152.72	-	24.60	117.76	324.88	
354.15	41.01	-	227.97	10.44	30.00	44.73	593.05	
725.76	27.54	-	359.64	29.16	12.45	296.97	1,053.86	
991.19	41.54	-	457.50	-	-	492.15	978.53	
84.00	34.18	34.02	-	-	-	15.80	198.70	敷地は借入、三和福祉会館内
26.00	26.00	_	_	-	まちセン事務 室と共同使用	-	-	屯田地区センター内
704.32	67.01	63.80	259.46	22.00	まちセン事務 室と共同使用	292.05	1,145.72	麻生児童会館・北老人福祉センターと併設
225.37	24.75	_	122.55	_	上 (八   八   一	78.07	404.49	太平児童会館と併設
51.47	51.47	_	_	_	_	_	_	拓北・あいの里地区センター内
386.80	33.21	20.25	164.00	14.18	-	155.16	517.14	
682.23	33.74	39.00	303.55	28.16	-	277.78	1,500.02	北光児童会館と併設 R5.7~R6.3 (予定) 保全リニューアル工事の め一時移転。一時移転先の仮事務所は東 北12条東7丁目1-1 ワコービル3階 地区会館はR5.7.16~R6.3.31 (予定) 休館
446.34	28.98	-	216.97	-	24.01	176.38	495.87	R1 建替え
604.72	39.60	-	200.66	20.62	14.85	328.99	12,483.00	H30.9移転 栄西小、栄西小はんのき児童 館と併設、多目的ホールあり
160.00	38.43	35.10			_	86.47	800.01	日の丸会館内
499.67	25.59	21.17	264.63	20.40	(21.17)	167.88	1,012.75	
166.94	24.30	83.23	-	-	-	59.41	871.95	R1 リニューアル改修工事実施
859.01	40.50	21.78	475.11	17.82	45.40	258.40	3,318.18	
204.03	67.93	33.12	-	_	47.14	55.84		モエレ交流センター内
252.99	48.60	-	87.06	-	-	117.33	267.43	
400.77	25.92	_	204.35	_	-	170.50	660.71	
820.32	24.50	_	216.91	11.16	40.95	526.80	462.30	R3 リニューアル改修工事実施
618.37	47.19	-	266.75	_	42.22	262.21	1,103.15	
715.74	39.41	-	341.94	12.38	-	322.01	800.04	
159.98	33.01	53.87	_	_	17.62	55.48	480.71	
800.80	40.00	-	286.50	25.13	-	449.17	1,009.08	
499.99	46.17	-	239.36	16.20	-	198.26	1,032.33	
309.89	50.40	-	115.42	-	50.40	93.67	1,189.05	併設地区会館改築(H20.9完成)

	名	称					建	物	カ			
区	$\circ$	印は		所 在	電 話	FAX		5		開設	建築	建物の構造
	地 館			///	-2 44	1111	市有	共 有	借入	年度	年度	72 pv 3 111 22
	厚	別中	央	厚別中央4条3丁目3-6	891-3907			0		昭49		木造平屋建
厚	○厚	別	南	厚別南1丁目15-10	891-1666		0			昭61		鉄骨造2階建
<i>F</i>	○厚	別	西		891-4555		0			昭61		鉄骨造2階建
別	<u> </u>	みじ	台	もみじ台北7丁目1-1	897-6121	897-2537	0			昭51		鉄筋コンクリート2階建
区	○青		葉	青葉町3丁目2-26	892-8177	892-6613	0			昭54	平21	鉄筋コンクリート1階建
	○厚	別	東	厚別東4条4丁目9-3	897-2885	897-2887	0			平8	平8	木造2階建
		計					5	1	0			
	〇豊		平	豊平6条7丁目1-12	811-9435		0			$\triangle 47$		鉄筋コンクリート2階建
	〇美		園	美園6条5丁目4-1	811-4119	811-4117	0			△47		鉄筋コンクリート2階建
豊	月		寒		852-9288		0			△47		鉄筋コンクリート3階建
₽.	〇中	<i>Ø</i>	岸 島	平岸2条7丁目2-5	811-9545 821-5841		0			△47		木造2階建
平	〇中	0)	岡	中の島1条4丁目9-4 西岡4条5丁目8-21	854-0357	821-5872 854-6876	0			△47 昭52		木造2階建木造2階建
1.7			住	福住1条4丁目13-17	855-6615		0			平8	平8	木造2階建
区	東	月	寒	月寒東3条17丁目15-30	853-9191	853-2913	0			昭56		木造平屋建
-	○ 南	平	岸	平岸2条14丁目1-26	814-1440	814-8523	0			平4	平4	木造2階建
	O I#3	 計	廾	十年2末141月1 20	014 1440	014 0020	9	0	0	74	74	/ N 但 Z 内自 是
	〇北	н	野	北野4条2丁目8-28	883-0373	888-3681	0	0	0	昭58	平26	木造2階建
清	○ 清	田中	央	清田6条2丁目10-1	884-7187		0			平2	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
•	〇 平	- п	岡	平岡7条3丁目9-25	883-7100		0			平4	平4	木造2階建
田			田	清田1条2丁目5-35	883-7600	883-8057	0			平9		鉄骨鉄筋コンクリート2階建
区	11.4	<b>冢・美</b> しが		里塚2条5丁目1-1	884-1210	884-1215	0			平10		鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
_		計					5	0	0			
	真	駒	内	真駒内幸町2丁目2-1	581-3025	581-8020	0			△47	昭54	鉄筋コンクリート3階建
	〇石		Щ	石山1条4丁目1-1	591-8734	591-2057	0			△47	平31	鉄筋コンクリート3階建
+	○簾		舞	簾舞3条6丁目8-25	596-2059	596-2183	0			昭47	平8	木造平屋建
南	藤		野	藤野2条7丁目2-1	591-7041	593-1465	$\circ$			△47	昭63	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	藻		岩	川沿8条2丁目4-15	571-6121	573-0125	$\circ$			$\triangle 47$	平7	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
区	○藻	岩	下	南34条西9丁目2-1	581-2001	581-1324	0			△47	昭62	木造2階建
	○澄		Ш	澄川3条2丁目6-1	821-8585	823-8625	0			昭47	平3	木造2階建
	〇 芸1		区	石山東7丁目1-31	592-7009	592-1406	0			平6	平6	木造2階建
	0 "	計			211 2221	0.1.0.00	8	0	0		<b>*</b> 10	
	〇 八 == /	N → I III	軒	八軒1条西1丁目7-1	611-2221		0			△47		鉄筋コンクリート一部鉄骨地上3階地下1階
		以二十四		琴似2条7丁目1-10	621-2508		0			△47	H	鉄筋コンクリート2階建、木造平屋建(別館)
西	〇 西	寒	町业	西町南9丁目2-2	661-2591	667-7816	0			平25		木造2階建
	<u>発</u> ○ 西	太	北野	発寒10条4丁目9-1 西野6条3丁目14-16	661-6262 663-0360		0		0	昭49 昭55	平2 平2	鉄骨造3階建 木造2階建
}	<u>〇</u> 西	<i>O</i>	手		613-1929		$\cup$		0	昭62		
区	— <u>□</u> ○ 発	V)	寒	田の子3条7 J 目 1-36 発寒5条7丁目1-2	664-6411	664-6145	$\circ$		$\cup$	昭63		鉄筋コンクリート4階建
	O 八	軒 中	央	八軒6条西2丁目1-11	615-9588		0			平5	平5	木造2階建
•	<i>O 7</i> <b>(</b>	計		74,0%[2]	010 0000	010 0100	6	0	2	10	10	717.E.B.F.E.X.E.
	手		稲	手稲本町3条1丁目3-41	681-2131	681-2132	0		_	平元	昭60	鉄骨鉄筋コンクリート2階建
	<del></del> 手	稲 鉄	北	曙7条3丁目6-22	684-0048		)		0	昭55		鉄骨造2階建
手			田 田	前田6条9丁目2-1	683-4422	684-0297	0		_	昭58		木造平屋建
稲	新	発	寒	新発寒5条4丁目2-2	684-5557		0			平元	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	○ 富 .	丘西宮の	沢	富丘2条2丁目1-1	685-4745	685-0376	0			平元		鉄骨造2階建
区	○稲	穂 金	Щ	稲穂3条5丁目1-28	684-4020	684-0349	0			平3	平3	木造2階建
	星		置	星置2条3丁目14-1	695-3222	695-3223	0			平8	平7	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
		計					6	0	1			
	合	計		まちづくりセンター 84カ所			75	4	5			
		рI		地区会館 58ヵ所			10	7	J			

合 計 157.00 447.67		セン	地区	会館	福祉のま		敷地面積	
157.00	事務室	<b>公</b> 港宁	A ->/		1田11111111111111111111111111111111111			備考
		会議室	会議室 集会室	厨房 調理室	ち推進セ ンター	その他	$(m^2)$	/m ←5
447.67	52.65	20.09	_	1	26.21	58.05	826.73	厚別信濃会館内
	26.90	_	198.87	22.68	44.29	154.93	847.46	厚別南児童会館と併設
416.56	28.35	_	199.23	18.93	20.80	149.25	694.41	
77.28	52.32	24.96	-	-	-	-	-	もみじ台管理センター内
349.65	36.39	13.61	168.51	-	-	131.14	-	敷地は住宅部所管
667.09	31.88	20.70	252.00	24.85	28.98	308.68	939.56	小野幌会館(地区会館)はS60建築、 H8にまちセン部分を含む増築を実施
492.12	2 26.27	_	201.99	75.14	_	188.72	613.08	豊平児童会館と併設
393.89		_	237.73	41.70	_	88.51	723.88	
96.72		38.80	201.10	-	_	- 00.01	123.00	月寒公民館内
403.38		30.00	184.56	9.72	_	181.56	586.48	八冬五戊品 7
375.46		19.87	137.46	24.84	_	172.79	495.87	
449.35		13.01	213.03	9.52	_	190.55	979.10	
		_						福住開拓記念館と併設
396.49		00.10	214.11	8.10	_	140.87	551.00	田田用和記ふ明と併設
152.02		80.19	- 007.00	-	_	39.43	1,184.71	
449.92	2 40.50	_	207.28	-	_	202.14	442.01	
			_					
449.34		_	210.60	6.48	_	204.92	800.01	
468.77	30.06	-	279.50	18.50	-	140.71	541.13	清田中央児童会館と併設
499.16	33.61	-	235.50	16.20	-	213.85	2,006.83	
134.13	83.52	50.61	_	-	_	_	_	清田区民センター内
81.32	34.70	46.62	-	-	-	-	-	里塚・美しが丘地区センター内
105.60	48.27	57.33	_	-	_	_	_	南区民センター内
499.39	63.23	-	242.49	13.50	-	180.17	15,699.53	石山緑小、石山児童会館と併設、多目的ホールあり
450.22	44.55	_	207.03	14.58	36.45	147.61	888.30	みすまい児童会館と併設
54.37	28.93	25.44	-	-	-	-	-	藤野地区センター内
50.09	50.09	-	_	-	-	-	-	もいわ地区センター内
505.32	2 46.58	_	241.38	10.93	_	206.43	752.26	
499.61		_	241.11	10.62	_	205.76	764.27	
391.68		17.28	127.98	19.44	_	191.70	920.59	
855.11	54.50	31.70	365.50	35.30	46.50	321.61	3,140.02	西健康づくりセンターと併設
40.00		-	-	_	-	-	,	西区役所分庁舎内
449.37		35.10	165.24	_	35.10	184.63	1,072.54	
53.55		-	_		-	16.68		R3.3移転。個人から借入
509.42		_	275.95	18.22	_	177.20	874.87	12 100 IB7 VV 2/IB7 V
63.66		_	210.00	10.22	_	8.76		(株)吉本電業社から借入
399.83		_	153.67	19.65	32.35	154.60		R2.3移転。発寒西小、発寒児童会館と併設
499.77		21.87	215.45	14.58	J4.JU	200.89	807.91	12.019年4。元今日7、元苓儿里云明6川収
433.11	40.30	41.01	410.40	14.00	_	400.09	007.91	
E0.00	20.00	14.00						エ称って、トティトンカー中
53.00	39.00	14.00	_	-	_		_	手稲コミュニティセンター内 鉄北コミュニティープラザ内
59.99	30.78	29.21	_	-	-	_	_	
111.78	3 28.35	44.55	_	-	_	38.88	1,013.16	, 1954 (10 ) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
51.75		12.14	_	-	_	-		新発寒地区センター内
491.98		-	239.52	_	_	213.40	1,109.98	120 / July 20 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
499.86		_	255.55	14.58	_	187.03	1,335.68	
51.29		20.39	200.00	11.00	_	101.00	1,000.00	星置地区センター内
01.28	, 30.30	20.39	_		_		_	生世紀位 ピイン ドコ

## 4. 区民センター、コミュニティセンター、地区センター

### (1) 概要

#### ○ 区民センター

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として各区に設置することとしており、まず昭和49年に北区、白石区及び西区に開設し、その後、昭和52年に東区、昭和53年に豊平区、昭和54年南区、昭和56年中央区と整備を進めてきた。また、分区に関連して、昭和62年に厚別区、平成元年に手稲区、平成10年4月に清田区に開設し、全区に設置を完了した。子どもからお年寄りに至る住民各層の交流の場、地域文化を育む場など多目的な利用が可能な総合施設として市民の好評を得ている。

### ○ コミュニティセンター

コミュニティセンターは、既存の区民センターから離れた地域に、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進するための施設として設置しているものであり、昭和57年に清田コミュニティセンター(平成10年4月から清田区民センター)、昭和60年に篠路コミュニティセンター及び手稲コミュニティセンターを開設し、住民相互の連帯意識の向上を目指した住民活動の拠点施設として利用されている。

#### ○ 地区センター

地区センターは、地域社会の段階的広がりに応じたコミュニティの形成を図るため、区と近隣住区を結ぶ地区に、文化・スポーツなどを通じた地区住民のコミュニティ活動の拠点となる施設として設置することとしており、昭和61年に開設した北白石地区センターをはじめとして、逐次整備を進め、24館を設置し、多くの住民に利用されている。

## 【地域コミュニティ施設の整備体系】

区	分	区民センター	コミュニティセンター	地区センター	地区会館	
設置基準	範 囲 区全域		区民センターから の遠隔の地域	現存施設から遠隔 地区 2~3連合町内会 単位	3~4km の区域 1連合町内会単位	
	対象人口	200千人	50~100千人	40~60千人	20~30千人	
	敷地面積	_	4,000㎡程度	2,300㎡程度	800㎡程度	
建設基準	延床面積	2, 800 m <sup>2</sup> ∼3, 500 m <sup>2</sup>	2,000㎡程度	1,200㎡程度	350㎡程度	
	設置主体	市	市	市	市	
運営	方 法 等	指定管理者	指定管理者	指定管理者	連合町内会に貸付 連合町内会が運営 委員会を組織して 運営	
施設	の現状等	10館	2館	24館	58館	
備	考				その他地域会議室 2館	

市民集会施設						
概ね半径500mの						
区域						
1~2単位町内会						
単位						
1,000世帯(2~5						
千人)						
450㎡程度						
250㎡程度						
地元						
町内会が自主運 営						
267館						
改築等に対する						
市補助金あり						
(補助率1/2						
限度額18,000冊)						

#### (2) 使用料

	使用時間	午前	午後	夜間	全日
種	別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	ホール	9, 200 円	11,500円	13,800 円	27,600 円
集	30 m²までの室	700 円	850 円	1,000円	2,000円
	30 m <sup>2</sup> を超え 60 m <sup>2</sup> までの室	1,000円	1,200円	1,500円	3,000円
会	60 m <sup>2</sup> を超え 90 m <sup>2</sup> までの室	1,700円	2,000 円	2,600 円	5, 200 円
	90 ㎡を超え 120 ㎡までの室	2,400 円	3,000 円	3,600 円	7, 200 円
室	120 ㎡を超える室	3,500円	4, 300 円	5, 200 円	10,400 円

#### 備考

- 1 市長 (札幌市区民センター条例第13条第1項の規定により区民センター等の管理を指定管理者 に行わせる場合にあっては、指定管理者) が区民センター等の運営に支障がないと認めたときは、 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することができるものとし、この場合の使用料は、超過又 は繰上時間1時間までごとにつき、全日使用の場合の1時間当たりの使用料を2割増した額を加算する。ただし、次に掲げる場合に加算する超過又は繰上時間の使用料は、これに3分の2を乗じた 額とする。
  - (1) 正午までの使用時間を超過して使用する場合(40分以内に限る。)
  - (2) 午後1時からの使用時間を繰り上げて使用する場合(40分以内に限る。)
  - (3) 午後5時までの使用時間を超過して使用する場合(40分以内に限る。)
  - (4) 午後6時からの使用時間を繰り上げて使用する場合(40分以内に限る。)
- 2 備考1に定めるもののほか、使用時間区分と異なる使用をする場合の使用料は、1時間までごと につき全日使用の場合の1時間当たりの使用料の2割増とする。
- 3 ホールの一部又は料理実習室、視聴覚室その他のホール及び集会室以外の室を使用する場合については、その使用面積に応じて集会室の使用料を適用する。
- 4 1室を複数の室に分割して使用できる構造の室(以下「続き部屋」という。)において、続き部屋を分割せずに1室として使用する場合又は続き部屋を分割した複数の室すべてを同時に使用する場合の使用料は、続き部屋を分割せずに1室として使用した場合の使用料と、続き部屋を分割して使用した場合のそれぞれの室の使用料の合計のいずれか低い方の額とする。
- 5 夜間使用において、飲酒を主たる目的として使用する場合の使用料は、10割増とする。
- 6 入場者等から入場料、受講料、会費その他これらに類する金員(以下「入場料等」という。)を 徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。
  - (1) 入場料等の額(入場料等に段階があるときは、その最高額とする。以下同じ。)が 4,000 円下のとき (入場料等の額が 2,000 円以下の場合は、営利又は営業の目的で使用するときに限る。)は、10 割増
  - (2) 入場料等の額が4,000円を超えるときは、20割増
- 7 入場者等から入場料等を徴収しない場合で、営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、10 割増とする。
- 8 使用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした使用をしたものとみなす。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 10 備付けの陶芸窯及び備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

# (3) 区民センター施設一覧

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日(建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
中セ 央ン 区タ 民	中央区南2条西10丁目 TEL 271-1100(直通) FAX 261-7405 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭56.4.11 (昭56.3.31)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下1階地上10階建 専有部分内訳 地下1階 1,235.24㎡ 3~10階 82.69㎡ 1階 1,325.54㎡ P・H1・2 20.67㎡ 2階 1,874.54㎡
北セ 区 タ 民	北区北25条西6丁目 TEL 757-3511(直通) FAX 717-1139 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	昭49. 1.14 (昭48.12.28)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 201.26㎡ P・H1 77.01㎡ 1階 684.06㎡ P・H2 64.48㎡ 2階 568.48㎡ P・H3 64.48㎡ 3階 1,226.25㎡
東セ 区 タ 民	東区北11条東7丁目 TEL 742-5500(直通) FAX 711-6970 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭52. 7.18 (昭52. 7.15)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階 地上13階建 専有部分内訳 地下1階 81.46㎡ 2階 1,031.00㎡ 1階 743.61㎡ 3階 1,006.50㎡
白セ 石ン 区タ 民	白石区南郷通1丁目南 TEL 861-3100(直通) FAX 861-4164 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭49.11. 9 (平28.10.14)	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造 (地下1階柱頭免震構造)地下2階地上7階建 専有部分内訳 5階 1887.79㎡ 6階 363.42㎡
厚セ 別ン 区 民	厚別区厚別中央1条5丁目 TEL 894-1581(直通) FAX 895-4471 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭62. 1.23 (昭61.11.29)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,104.48㎡ P・H1 130.55㎡ 2階 1,383.22㎡
豊セ 平ン 区タ 民	豊平区平岸6条10丁目 TEL 812-7181 (直通) FAX 812-7185 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭53.12.18 (昭53.12.15)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 315.51㎡ 3階 651.89㎡ 1階 1,206.58㎡ P・H1 57.70㎡ 2階 1,235.47㎡ P・H2 57.70㎡ 渡り廊下 45.94㎡
清セ 田ン 区タ 民 l	清田区清田1条2丁目 TEL 883-2050(直通) FAX 883-2237 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	平10. 4. 6 (昭57. 9.24)	鉄骨鉄筋コンクリート造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,915.19㎡ P・H 141.52㎡ 2階 1,172.84㎡
南 ン タ 民	南区真駒内幸町2丁目 TEL 584-2100(直通) FAX 583-5548 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭54.10.23 (昭54.10.15)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 227.69㎡ 3階 561.83㎡ 1階 1,012.57㎡ P・H1 175.54㎡ 2階 1,059.52㎡ 渡り廊下 14.40㎡
西セ 区 タ 民	西区琴似2条7丁目 TEL 641-4791(直通) FAX 641-5891 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	昭49.10.19 (昭49.10. 2)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 257.38㎡ 3階 836.34㎡ 1階 809.12㎡ P・H1 57.68㎡ 2階 791.34㎡ P・H2 79.63㎡
手セ 稲ン 区タ 民	手稲区前田1条11丁目 TEL 681-5121(直通) FAX 681-1881 [一般社団法人札幌市区民 センター運営委員会]	平元.11. 6 (平元. 8.21)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造陸屋根屋階付地上3階建 専有部分内訳 1階 1,113.95㎡ P・H 12.94㎡ 2階 1,176.61㎡ 3階 808.72㎡

敷地(	の概要	建物の用途								
面積	建築面積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市民ロビー	ホール	図書室	調理等 実習室	その他	備 考
m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	
3,319.43 (市有地) 1,108.68	1,222.20	4,538.68	277.93	115.53	431.76	475.05	249.61	_	2,988.80	公団住宅との区分 建物
2,122.01	664.50	2,886.02	135.70	120.00	278.40	338.00	212.00	92.00	1,709.92	北保健センターと併設
_	727.50	2,862.57	70.80	61.00	297.00	444.00	240.60	122.00	1,627.17	公団住宅との区分 建物 東区役所庁舎と併 設
_	2,651.86	2,251.21	52.58	_	248.00	453.60	238.04	88.80	1,170.19	白石区役所庁舎と 併設
1,690.01	964.14	2,618.25	144.00	221.40	231.46	379.61	_	69.20	1,572.58	厚別図書館と併設 厚別区役所庁舎 は別棟
_	1,271.30	3,524.85	185.50	152.00	181.00	480.00	256.00	79.20	2,191.15	豊平区役所庁舎 は別棟
6,001.73	1,963.94	3,229.55	73.27	285.60	120.70	408.01	-	71.49	2,270.48	清田まちづくりセ ンターと併設
6,796.21	1,104.07	3,051.55	228.00	_	223.20	468.10	314.85	73.00	1,744.40	真駒内まちづくり センター(105.60 ㎡)と併設 南区役所庁舎は 別棟
5,636.60	836.34	2,831.49	85.00	251.00	139.00	437.00	171.00	74.00	1,674.49	西保健センターと併設
_	1,247.33	3,112.22	162.00	250.31	169.09	459.00	_	58.00	2,013.82	手稲区役所庁舎 及び手稲保健セ ンターと併設

# (4) コミュニティセンター、地区センター施設一覧

	I	T	l
名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日(建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
篠ュセ 路ニン コテタ ミィー	北区篠路3条8丁目 TEL 771-3700 FAX 771-3696 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	昭60.10.19 (昭60. 9.17)	鉄骨鉄筋コンクリート造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,314.82㎡ P・H 84.00㎡ 2階 561.65㎡
手ュセ 稲ニン コテタ ミィー	手稲区手稲本町3条1丁目 TEL 681-2133 FAX 681-2050 [札幌市手稲コミュニティ センター運営委員会]	昭60.10.19 (昭60. 9.26)	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート2階建 専有部分内訳 1階 1,194.88㎡ P・H 87.21㎡ 2階 597.34㎡
旭地セ 山 ン 園	中央区南9条西18丁目 TEL 520-1700 FAX 561-6868 [札幌市旭山公園通 地区センター運営委員会]	平15. 3.19 (平15. 1.31)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,067.66㎡ 2階 258.21㎡
<ul><li>屯 セ</li><li>田 ン</li><li>地 タ</li><li>区 ー</li></ul>	北区屯田5条6丁目 TEL 772-1811 FAX 772-1823 [札幌市屯田地区センター 運営委員会]	昭63.11.3 (昭63.10.3)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 952.02㎡ 2階 420.69㎡
新新セ 琴川ン 似地タ ・区 <sup>1</sup>	北区新琴似2条8丁目 TEL 765-5910 FAX 765-5920 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平 7. 2.27 (平 7. 1.10)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,038.40㎡ 2階 228.38㎡
拓のセ 北里ン ・地タ い区	北区あいの里1条6丁目 TEL 778-8000 FAX 778-3366 [たくあいふれあいセンター]	平10. 1.19 (平 9.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 997.49㎡ 2階 300.30㎡
太がセ 平原ン 百地タ 合区 l	北区太平12条2丁目 TEL 770-6531 FAX 774-1721 [特定非営利活動法人 太平百合が原ブリッジ]	平16. 2.19 (平15.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,118.48㎡ P・H 23.38㎡ 2階 245.34㎡
ふ地セ レ レ タ こ区 <sup>1</sup>	東区伏古11条3丁目 TEL 785-6323 FAX 785-6334 [札幌市ふしこ地区センター 運営委員会]	平 2. 4. 1 (平 2. 2.15)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,156.46㎡ 2階 376.10㎡
栄 セ ル タ 区	東区北36条東8丁目 TEL 704-6005 FAX 704-6030 [札幌市栄地区センター 運営委員会]	平 6.11.24 (平 6. 9.30)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 936.67㎡ 2階 275.14㎡

敷地の	の概要	建物の用途				ı				
面積	建築面積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市民ロビー	ホール	図書室	調理等 実習室	その他	備考
m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	
6,500.01	1,398.53	1,960.47	41.00	127.00	227.00	450.00	127.00	67.00	921.47	
4,159.06	1,255.00	1,879.43	47.80	142.00	205.00	443.00	126.00	60.00	852.63	手稲まちづくりセンター(53.00㎡)、福祉のまち推進センター(32.20㎡:使用許可)と併設
2,462.94	1,141.84	1,325.87	33.33	141.08	83.62	390.91	195.45	40.57	440.91	福祉のまち推進センター(19.12㎡:使 用許可)と併設
3,087.51	1,253.52	1,372.71	51.15	109.00	56.00	456.00	_	65.00	635.56	屯田まちづくりセンター(26.0㎡)及び屯田郷土資料館(396.00㎡)と併設
2,593.81	1,090.84	1,266.78	43.32	154.00	113.50	375.00	213.61	36.00	331.35	
2,300.03	1,064.96	1,297.79	34.28	96.97	52.92	353.56	205.93	37.69	516.44	拓北・あいの里ま ちづくりセンター (51.47㎡)、福祉の まち推進センター (50.00㎡:使用許 可)と併設
1,548.01	1,146.79	1,387.20	64.71	136.44	110.08	371.25	200.77	45.07	458.88	福祉のまち推進セ ンター(48.90㎡:使 用許可)と併設
2,500.06	1,247.33	1,532.56	35.00	108.60	76.50	425.00	252.30	49.00	586.16	
2,242.00	985.95	1,211.81	38.46	105.38	81.75	375.00	221.70	41.00	348.52	

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日(建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
描地セ 穂 ・ 本 町区	東区本町2条7丁目 TEL 784-7833 FAX 784-7834 [札幌市苗穂・本町 地区センター運営委員会]	平11. 2.15 (平10.12.15)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,020.42㎡ 2階 288.89㎡
北地セ	白石区北郷3条7丁目 TEL 874-8232 FAX 874-8241 [札幌市北白石地区センター 運営委員会]	昭61. 4. 1 (昭61. 2.17)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,130.61㎡ 2階 337.09㎡
白地セ 石 タ 東区 <sup>1</sup>	白石区本通16丁目南 TEL 866-3000 FAX 866-3270 [札幌市白石東地区センター 運営委員会]	平 8. 5.10 (平 8. 4. 1)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 979.52㎡ 2階 240.36㎡
<ul><li>菊地セ</li><li>水 ン</li><li>元 タ</li><li>町区  </li></ul>	白石区菊水元町5条2丁目 TEL 872-7600 FAX 874-1211 [札幌市菊水元町地区センター 運営委員会]	平12. 2.16 (平11.12.16)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 989.95㎡ 2階 259.34㎡
厚地セ り 別 の 西区 l	厚別区厚別西4条4丁目 TEL 896-2000 FAX 896-1145 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平 5.11.23 (平 5. 9.30)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,064.46㎡ 2階 290.68㎡
厚地セ ン 別 タ 南区 <sup>1</sup>	厚別区厚別南7丁目 TEL 896-3000 FAX 896-4990 [札幌市厚別南地区センター 運営委員会]	平 6.12.12 (昭53.12.27)	新札幌わかば小学校4階部 鉄筋コンクリート地上4階建 増築部:鉄骨造4階建 専有部分内訳 1階 131.27㎡ 3階 52.80㎡ 2階 52.80㎡ 4階 1,556.80㎡
西地セ 岡 ン 福 タ 住区 l	豊平区西岡4条9丁目 TEL 852-4687 FAX 852-4697 [札幌市西岡福住地区センター 運営委員会]	昭62. 3.20 (昭62. 2.25)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 935.69㎡ 2階 420.38㎡
東地セ ノ 月 寒区	豊平区月寒東3条18丁目 TEL 853-2011 FAX 853-2012 [札幌市東月寒地区センター 運営委員会]	平12. 6. 1 (平12. 3.21)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,026.41㎡ 2階 276.89㎡
里がセ 塚 丘 ン ・ 地 タ し 区	清田区里塚2条5丁目 TEL 888-5005 FAX 792-0444 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平20. 4. 1 (平19.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 759.30㎡ P・H 38.72㎡ 2階 545.61㎡

敷地0	の概要			建	物の	用	途			
面積	建 築 面 積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市民ロビー	ホール	図書室	調理等 実習室	その他	備考
m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	
2,481.16	1,076.53	1,309.31	44.08	91.08	51.02	369.75	207.21	37.62	508.55	福祉のまち推進セ ンター(45.37㎡:使 用許可)と併設
2,725.20	1,167.35	1,467.70	53.37	90.72	83.19	484.40	197.41	57.00	501.61	
2,000.00	1,100.93	1,219.88	42.44	91.40	73.65	396.00	215.82	40.15	360.42	
2,300.00	1,055.68	1,249.29	35.00	116.84	66.00	390.40	210.39	41.24	389.42	
2,300.10	1,113.36	1,355.14	32.70	120.74	28.00	380.90	220.73	32.70	530.80	
(学校敷地) 15,262.89	1,648.47	1,793.67	48.60	179.04	81.00	217.50	259.20	59.80	1,066.11	新札幌わかば小 学校余裕教室活 用
2,688.26	976.43	1,356.07	50.95	127.99	20.59	456.30	-	54.00	646.24	
2,848.31	1,092.76	1,303.30	34.66	107.10	98.00	360.00	208.00	40.00	455.54	福祉のまち推進センター(49.40㎡:使 用許可)と併設
2,300.02	813.71	1,343.63	33.63	134.92	135.20	198.66 (多目的室)	_	63.24	777.98	里塚・美しが丘ま ちづくりセンター (81.32㎡)、福祉 のまち推進セン ター(20.38㎡:使用 許可)と併設

名 称	所 在 電話番号	開館年月日	構造及び専有部分内訳
	[指定管理者]	(建築年月日)	
藤セ	南区藤野2条7丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建
野ン	TEL 592-2002	平元. 4. 1	専有部分内訳
地タ	FAX 592-2037 [札幌市藤野地区センター	(平元. 2.16)	1階 1,078.55㎡ 2階 445.75㎡
区	運営委員会	(平元, 2.10)	∠/省 445.75 III
も地セ	南区川沿8条2丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建
ン	TEL 572-5733	平 8. 4.20	専有部分内訳
い タ	FAX 572-5744 [札幌市もいわ地区センター	(平 8. 2.26)	1階 969.97㎡ 2階 247.23㎡
わ区し	運営委員会]	(十 6. 2.20)	건P首 건택1.20 III
す地セ	南区澄川4条4丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建
みン	TEL 818-3035	平14. 2.14	専有部分内訳
かタ	FAX 818-3036 [札幌市すみかわ地区センター	(平13.12.11)	$904.42\mathrm{m}^2$
わ区し	運営委員会]	(+15.12.11)	
西セ	西区西野4条2丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建
野ン	TEL 666-5550	平 4. 5.17	専有部分内訳
地タ	FAX 666-6629	(Ti 4 0 07)	1階 1,215.39㎡
区	[札幌市西野地区センター 運営委員会]	(平 4. 3.27)	2階 331.29㎡
は地セ	西区発寒10条4丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建
	TEL 662-8411	平 6. 5.23	専有部分内訳
っン	FAX 662-8422	(T a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	1階 259.01㎡ 各階共有部分 207.99㎡
さタ	[札幌市はっさむ地区センター 運営委員会]	(平 6. 3.25)	3階 796.50㎡ ※西消防署 1,534.97㎡
む区し			
は地セ	西区八軒6条西2丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造屋階付地上2階建
ちン	TEL 611-0966	平 18. 4. 1	専有部分内訳
け タ	FAX 611-0967	( <del>T</del> 10 0 1 1	1階 963.87㎡ P·H 2.10㎡
ん区し	[労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	(平 18. 1.20)	2階 361.04㎡
新地セ	手稲区新発寒5条4丁目		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建
ン ン	TEL 684-5571	平 3. 4. 1	専有部分内訳
発タ	FAX 684-5573		1階 1,167.60㎡
	[札幌市新発寒地区センター	(平 3. 2. 4)	2階 343.34㎡
寒区	運営委員会]		
星セ	手稲区星置2条3丁目	Ti 0 4 2 -	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建
置ン	TEL 695-3220 FAX 695-3218	平 8. 4.27	専有部分内訳 1階 969.24㎡
地タ	[札幌市星置地区センター	(平 8. 3.29)	2階 259.59㎡
区门	運営委員会]		
	1	l .	1

敷地0	)概要			建	物の	用	途			
面積	建築面積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市 民ロビー	ホール	図書室	調理等 実習室	その他	備考
m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	
2,049.74	1,194.09	1,524.30	35.88	158.10	110.63	425.00	251.73	54.38	488.58	藤野まちづくりセ ンター(54.37㎡)と 併設
2,508.11	1,094.35	1,217.20	35.00	86.81	121.48	370.87	210.30	33.60	359.14	藻岩まちづくりセ ンター(50.09㎡)と 併設
2,305.37	910.36	904.42	29.88	80.13	20.00	400.20		41.88	332.33	福祉のまち推進センター(41.95㎡:使 用許可)と併設
2,269.97	1,279.50	1,546.68	37.50	102.91	73.00	425.00	244.15	48.00	616.12	
2,218.70 のうち 998.42	1,259.23	1,263.50	38.42	86.32	200.87	363.57	220.40	34.46	319.46	西消防署 (1,534.97㎡)と併 設 改修工事のため R5.7~R6.3(予定) 休館 ※仮事務所(西区 発寒5条3丁目8- 17 1階)
2,335.95	1,077.18	1,327.01	29.05	87.90	201.20	343.32	215.67	_	449.87	福祉のまち推進センター(15.19㎡:使 用許可)と併設
2,503.73	1,239.07	1,510.94	41.95	99.65	47.89	443.81	249.39	55.00	573.25	新発寒まちづくり センター(51.75 ㎡),福祉のまち推 進センター(38.30 ㎡:使用許可)と併 設
2,073.23	1,072.62	1,228.83	39.11	97.50	109.26	375.60	208.67	39.27	359.42	星置まちづくりセンター(51.29㎡), 福祉のまち推進センター(48.81㎡:使 用許可)と併設

# (5) 区民センター等利用件数

				事業	笔 別 禾	可 用 :	状 況	
	利用	利用率 (%)	開	放	講	座	行	事
	総件数	(%)	件 数	(%) 構成比	件 数	(%) 構成比	件数	(%) 構成比
総数	153,599	53.6	2,794	1.8	2,278	1.5	2,211	1.4
区民センター	56,877	62.3	233	0.4	558	1.0	463	0.8
中央区民センター	4,939	62.6	22	0.4	94	1.9	11	0.2
北区民センター	10,125	75.7	49	0.5	94	0.9	76	0.8
東区民センター	5,645	71.2	0	0.0	51	0.9	85	1.5
白石区民センター	7,347	85.4	55	0.7	45	0.6	130	1.8
厚別区民センター	4,799	72.7	6	0.1	22	0.5	74	1.5
豊平区民センター	4,399	55.6	17	0.4	51	1.2	2	0.0
清田区民センター	4,202	31.1	28	0.7	74	1.8	28	0.7
南区民センター	4,768	59.5	16	0.3	47	1.0	9	0.2
西区民センター	6,367	58.1	16	0.3	52	0.8	30	0.5
手稲区民センター	4,286	63.1	24	0.6	28	0.7	18	0.4
コミュニティセンター	10,777	44.0	49	0.5	153	1.4	132	1.2
篠路コミュニティセンター	5,080	41.5	36	0.7	111	2.2	114	2.2
手稲コミュニティセンター	5,697	46.5	13	0.2	42	0.7	18	0.3
地区センター	85,945	50.1	2,512	2.9	1,567	1.8	1,616	1.9
旭山公園通地区センター	4,521	64.5	0	0.0	27	0.6	33	0.7
屯田地区センター	4,088	44.9	222	5.4	79	1.9	96	2.3
新琴似・新川地区センター	4,963	59.9	131	2.6	53	1.1	77	1.6
拓北・あいの里地区センター	3,826	56.6	140	3.7	55	1.4	53	1.4
太平百合が原地区センター	4,057	51.4	153	3.8	58	1.4	120	3.0
ふしこ地 区センター	5,103	56.7	0	0.0	50	1.0	188	3.7
栄 地 区 セ ン タ ー	3,064	44.1	23	0.8	62	2.0	118	3.9
苗穂・本町地区センター	4,144	63.0	0	0.0	96	2.3	42	1.0
北白石地区センター	2,590	44.3	199	7.7	25	1.0	60	2.3
白石東地区センター	2,875	52.7	197	6.9	46	1.6	76	2.6
菊水元町地区センター	2,707	43.1	279	10.3	142	5.2	26	1.0
厚別西地区センター	3,598	50.6	45	1.3	56	1.6	160	4.4
厚別南地区センター	1,828	27.5	22	1.2	62	3.4	27	1.5
西岡福住地区センター	4,987	50.5	36	0.7	59	1.2	97	1.9
東月寒地区センター	3,045	43.5	383	12.6	141	4.6	61	2.0
里塚・美しが丘地区センター	3,737	56.8	135	3.6	71	1.9	122	3.3
藤野地区センター	3,835	54.2	212	5.5	56	1.5	56	1.5
もいわ地区センター	2,417	52.5	57	2.4	14	0.6	14	0.6
すみかわ地区センター	2,449	37.9	99	4.0	58	2.4	70	2.9
西野地区センター	3,538	38.1	38	1.1	81	2.3	42	1.2
はっさむ地区センター	3,502	52.3	69	2.0	67	1.9	35	1.0
はちけん地区センター	3,833	77.5	45	1.2	52	1.4	34	0.9
新発寒地区センター	3,973	42.4	13	0.3	60	1.5	9	0.2
星置地区センター	3,265	48.3	14	0.4	97	3.0	0	0.0

						H		·			74年度
						部 屋		刊 用	状 況		
貸	室	そ0	の他	ホ -	ール	会議室、 義室	<b>集会室、講</b>	実習室、社 陶工芸室	見聴覚室、	その	り他
件 数	(%) 構成比	件 数	(%) 構成比	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率
145,497	94.7	819	0.5	26,083	63.9	63,758	61.3	22,509	42.9	41,249	46.9
55,322	97.3	301	0.5	3,547	56.5	30,222	70.2	9,270	51.9	13,838	57.3
4,804	97.3	8	0.2	456	78.3	2,562	65.5	671	56.4	1,250	56.8
9,738	96.2	168	1.7	618	75.3	5,649	79.9	899	54.0	2,959	77.3
5,504	97.5	5	0.1	378	72.3	3,525	73.8	1,146	72.6	596	56.7
7,111	96.8	6	0.1	455	86.3	3,858	89.2	2,325	85.6	709	68.0
4,687	97.7	10	0.2	297	57.5	2,001	83.0	1,147	72.8	1,354	64.5
4,313	98.0	16	0.4	378	68.1	2,331	68.2	649	35.7	1,041	47.7
4,022	95.7	50	1.2	174	15.2	2,440	43.9	366	11.5	1,222	34.5
4,677	98.1	19	0.4	299	49.4	2,203	69.2	566	36.5	1,700	63.3
6,262	98.4	7	0.1	263	50.0	3,672	68.8	409	39.5	2,023	49.6
4,204	98.1	12	0.3	229	44.5	1,981	64.0	1,092	69.1	984	61.3
10,416	96.7	27	0.3	1,573	66.0	4,066	46.4	2,766	35.7	2,372	42.9
4,802	94.5	17	0.3	882	76.4	2,507	45.3	1,535	35.4	156	12.1
5,614	98.5	10	0.2	691	55.6	1,559	48.2	1,231	36.1	2,216	50.7
79,759	92.8	491	0.6	20,963	65.6	29,470	56.3	10,473	38.9	25,039	42.9
4,441	98.2	20	0.4	985	70.9	1,732	77.9	607	56.6	1,197	51.8
3,639	89.0	52	1.3	903	75.5	1,530	66.9	366	33.6	1,289	29.1
4,675	94.2	27	0.5	894	66.5	757	64.4	416	35.0	2,896	63.4
3,578	93.5	0	0.0	832	68.7	1,403	64.2	513	45.9	1,078	48.2
3,720	91.7	6	0.1	925	51.3	1,515	61.4	451	31.1	1,166	51.7
4,839	94.8	26	0.5	964	68.2	1,377	64.8	552	50.2	2,210	51.4
2,834	92.5	27	0.9	637	43.5	967	43.2	468	44.5	992	45.1
3,945	95.2	61	1.5	1,108	72.8	1,191	59.8	451	44.2	1,394	70.7
2,295	88.6	11	0.4	935	72.3	535	48.8	400	36.6	720	31.9
2,544	88.5	12	0.4		67.9	1,123	53.4	475	46.0	443	42.6
2,260	83.5	0	0.0		63.5		48.9		28.0	264	22.4
3,323	92.4	14	0.4		66.7		53.6		36.6		46.6
1,702	93.1	15	0.8		0.0		33.8		30.3	420	16.7
4,773	95.7	22	0.4		75.3		55.6		31.2		46.6
2,426	79.7	34	1.1	758	50.6		40.8		49.1	861	40.0
3,363	90.0	46	1.2		71.7		66.6		45.2	0	0.0
3,486	90.9	25	0.7		66.1		57.8		36.1		53.6
2,323	96.1	9	0.4		76.8		50.5		34.1	769	51.6
2,209	90.2	13	0.5	1,012	54.1	895	41.8		22.0	296	29.7
3,357	94.9	20	0.6		65.0		40.8		22.7		33.9
3,324	94.9	7	0.2	807	63.2		70.1		38.7	773	36.0
3,677	95.9	25	0.7	1,228	80.6		76.4		0.0	0	0.0
3,872	97.5	19	0.5		70.7		52.5		41.5		30.6
3,154	96.6	0	0.0	699	51.6	1,274	58.8	414	39.2	878	40.8

# (6) 区民センター等利用人員

	利用	1日当たり				事
	ለ። /11	1 1 3/29	開	放	講	座
	総人員	利用人員	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比
総数	1,892,775	5,272	24,420	1.3	24,656	1.3
区民センター	874,328	2,435	1,429	0.2	6,573	0.8
中央区民センター	65,960	184	10	0.0	1,137	1.7
北区民センター	116,592	325	582	0.5	1,373	1.2
東区民センター	98,261	274	0	0.0	670	0.7
白石区民センター	125,041	348	339	0.3	598	0.5
厚別区民センター	86,750	242	102	0.1	365	0.4
豊平区民センター	96,603	269	192	0.2	686	0.7
清田区民センター	51,447	246	55	0.1	463	0.9
南区民センター	70,274	214	29	0.0	459	0.7
西区民センター	104,845	292	54	0.1	497	0.5
手稲区民センター	58,555	163	66	0.1	325	0.6
コミュニティセンター	118,880	331	189	0.2	1,452	1.2
篠路コミュニティセンター	66,660	186	163	0.2	1,082	1.6
手稲コミュニティセンター	52,220	145	26	0.0	370	0.7
地区センター	899,567	2,506	22,802	2.5	16,631	1.8
旭山公園通地区センター	51,002	142	0	0.0	366	0.7
屯田地区センター	59,922	162	2,557	4.3	788	1.3
新琴似・新川地区センター	56,795	158	560	1.0	937	1.6
拓北・あいの里地区センター	36,439	102	833	2.3	389	1.1
太平百合が原地区センター	31,360	87	910	2.9	845	2.7
ふしこ地区センター	49,103	137	0	0.0	828	1.7
栄地区センター	29,651	83	112	0.4	412	1.4
苗穂・本町地区センター	34,838	106	0	0.0	764	2.2
北白石地区センター	34,852	97	1,944	5.6	267	0.8
白石東地区センター	35,045	98	2,249	6.4	510	1.5
薪水元町地区センター 厚別西地区センター	29,788	83	2,230	7.5	990	3.3
厚別南地区センター	39,272 14,074	109 39	143	0.4	517 674	1.3 4.8
西岡福住地区センター	49,197	137	377	0.8	817	1.7
東月寒地区センター	32,832	91	3,563	10.9	915	2.8
里塚・美しが丘地区センター	39,441	111	866	2.2	1,102	2.8
藤野地区センター	29,056	81	2,865	9.9	188	0.6
もいわ地区センター	31,030	86	451	1.5	308	1.0
すみかわ地区センター	26,926	75	834	3.1	375	1.4
西野地区センター	37,387	104	164	0.4	983	2.6
はっさむ地区センター	38,003	106	662	1.7	1,073	2.8
はちけん地区センター	34,032	95	1,272	3.7	462	1.4
新発寒地区センター	44,587	124	34	0.1	724	1.6
星置地区センター	34,935	97	168	0.5	1,397	4.0
	01,000		100	0.0	1,001	1.0

# 業 別 利 用 状 況

行	事	貸	<del></del> 室	その	他
人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比
49,144	2.6	1,787,835	94.5	6,720	0.4
12,642	1.4	850,907	97.3	2,777	0.3
847	1.3	63,909	96.9	57	0.1
2,097	1.8	110,506	94.8	2,034	1.7
2,373	2.4	95,165	96.8	53	0.1
2,829	2.3	121,214	96.9	61	0.0
2,666	3.1	83,531	96.3	86	0.1
33	0.0	95,611	99.0	81	0.1
346	0.7	50,366	97.9	217	0.4
105	0.1	69,625	99.1	56	0.1
852	0.8	103,381	98.6	61	0.1
494	0.8	57,599	98.4	71	0.1
4,337	3.6	112,707	94.8	195	0.2
4,117	6.2	61,158	91.7	140	0.2
220	0.4	51,549	98.7	55	0.1
32,165	3.6	824,221	91.6	3,748	0.4
1,009	2.0	49,489	97.0	138	0.3
1,622	2.7	54,752	91.4	203	0.3
2,651	4.7	52,414	92.3	233	0.4
691	1.9	34,526	94.8	0	0.0
2,286	7.3	27,284	87.0	35	0.1
2,563	5.2	45,637	92.9	75	0.2
1,797	6.1	27,213	91.8	117	0.4
1,644	4.7	31,803	91.3	627	1.8
1,191	3.4	31,307	89.8	143	0.4
993	2.8	31,134	88.8	159	0.5
372	1.2	26,196	87.9	0	0.0
3,659	9.3	34,798	88.6	155	0.4
485	3.4	12,828	91.1	79	0.6
1,821	3.7	46,040	93.6	142	0.3
1,159	3.5	27,001	82.2	194	0.6
2,716	6.9	33,930	86.0	827	2.1
380	1.3	25,557	88.0	66	0.2
871	2.8	29,164	94.0	236	0.8
803	3.0	24,831	92.2	83	0.3
737	2.0	35,421	94.7	82	0.2
1,101	2.9	35,167	92.5	0	0.0
1,223	3.6	30,974	91.0	101	0.3
391	0.9	43,385	97.3	53	0.1
0	0.0	33,370	95.5	0	0.0

## 5. 集会施設

区	坛 記 夕	〕設名 所在		建築	建物構造		建	築規模(1	m²)	敷地の状況	貸付先
		別 1生	電話	年度		Ī	計	集会室	その他		貝们元
東	栄ケ丘会館	北 36 条 東 21 丁 目	783-6997	昭58	鉄骨造 2階建	454	4. 12	265. 08	189. 04	市有地 1198. 43 ㎡	栄ケ丘会館管 理運営委員会
白石	菊水西町集 会 所	菊 水 5 条 2 丁 目	なし	昭49	鉄筋コンクリート4階建(うち2階の一部) 青葉保育園に併設	10	1. 13	80. 58	20. 55	市有地(子育 て支援部) 1,983.45㎡	菊水西町集会 所運営委員会
	真 駒 内本町会館	真駒内本町 6 丁 目	583-8296	昭40	木造モルタル 2階建	40	5. 68	222. 75	182. 93	市有地 511.18㎡	真駒内本町町 内会
南	豊滝会館	豊 滝 494	596-2531	昭35	木造モルタル 2階建	223	3. 10	162.00	61. 10	市有地 330.28㎡	豊滝連合町内 会
173	定 山 渓 7 区会館	定山渓601	598-2080	昭37	木造モルタル 平屋建	10	5. 78	81.00	24. 78	市有地 829.75㎡	定山渓第7区 町内会
	石山ひろば	石山2条 2 丁 目	591-8734	昭61	木造亜鉛メッキ 鋼板葺	430	6. 59	398.00	66. 94	市有地 607.04㎡	石山地区町内 会連合会
西	琴似連町会 館	琴似2条 2 丁 目	なし	平10	鉄骨造2階建	9	5. 61	34. 32	61. 29	市有地 106.97㎡	琴似連町会館 運営委員会
手稲	手稲中央会 館	手稲本町 2条2丁目	681-2828	昭63	軽量鉄骨造 平屋建	280	0.89	262. 44	18. 45	市有地 853. 47㎡	手稲中央会館 運営委員会
計	8 施設										

## 6. 市民交流広場

市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、市民の交流や地域住民のコミュニティ活動の促進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設として、市民交流広場を設置している。

現在市内には、厚別中央市民交流広場と清田市民交流広場の2か所が整備されており、町内会などの行事、野外コンサート、フリーマーケット等市民の幅広い利用が期待されている。

	厚別中央市民交流広場	清田市民交流広場				
所 在	厚別区厚別中央1条5丁目	清田区平岡1条1丁目				
面 積	4,775 m²	2,778 m²				
施設内容	常設ステージ、パーゴラ (日よけ)、 階段状観客席、屋外スピーカー等	常設ステージ、パーゴラ (日よけ)、 飲料水用緊急貯水槽等				
利用時間	午前8時~午後9時30分	午前8時~午後9時30分				
使用料金	1日 13,900円 (半日 7,000円)	1日 8,100円 (半日 4,100円)				
供用開始	平成8年5月13日	平成9年11月4日				



厚別中央市民交流広場



清田市民交流広場

# 7. 土木センター

令和5年4月1日現在

名称	所 在 地	電話番号
中央区土木センター	中央区北 12 条西 23 丁目 2 - 5 S. D. C 北 12 条ビル	614-5800
北区土木センター	北区太平 12 条 2 丁目 1 - 7	771-4211
東区土木センター	東区北 33 条東 18 丁目 1 - 6	781-3521
白石区土木センター	白石区本通 14 丁目南 5 -32	864-8125
厚別区土木センター	厚別区厚別町下野幌 45-39	897-3800
豊平区土木センター	豊平区西岡3条1丁目8-20	851-1681
清田区土木センター	清田区平岡2条4丁目1-40	888-2800
南区土木センター	南区南 31 条西 8 丁目 2 - 5	581-3811
西区土木センター	西区西野 290-10	667-3201
手稲区土木センター	手稲区曙5条5丁目2-1	681-4011

# 8. 保健センター

## 令和5年4月1日現在

名称	所 在 地	電話番号
札幌市中央保健センター	中央区大通西2丁目9	205-3351
札幌市北保健センター	北区北 25 条西 6 丁目 1 - 1	757-1181
札幌市東保健センター	東区北 10 条東 7 丁目 1 -20	711-3211
札幌市白石保健センター	白石区南郷通1丁目南8-1	862-1881
札幌市厚別保健センター	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	895-1881
札幌市豊平保健センター	豊平区平岸6条10丁目1-1	822-2472
札幌市清田保健センター	清田区平岡1条1丁目2-1	889-2049
札幌市南保健センター	南区真駒内幸町1丁目3-2	581-5211
札幌市西保健センター	西区琴似 2条 7丁目 1-20	621-4241
札幌市手稲保健センター	手稲区前田1条11丁目1-10	681-1211

# IV 各局出先機関

# 1. 清掃事務所•清掃工場等

令和5年4月1日現在

名 称	担当する区	所 在 地	電話番号
中央清掃事務 列	中央区	南区南30条西8丁目7-1	581-1153
北 清 掃 事 務 彦	北区	北区屯田町 990 番地 3	772-5353
東 清 掃 事 務 彦	東区	東区丘珠町 873 番地 1	781-6653
白 石 清 掃 事 務 所	白石区・厚別区	白石区東米里 2170 番地 1	876-1753
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・南区	南区真駒内 602 番地	583-8613
西 清 掃 事 務 彦	西区・手稲区	西区発寒 15 条 14 丁目 2 - 1	664-0053
発 寒 清 掃 工 場	全市	西区発寒 15 条 14 丁目 1 - 1	667-5311
篠路破砕工場	全市	北区篠路町福移 153 番地	791-2516
駒 岡 清 掃 工 場	全市	南区真駒内 602 番地	582-9733
白 石 清 掃 工 場	全市	白石区東米里 2170 番地 1	876-1710
処 理 場 管 理 事 務 所	全市	東区東苗穂2条2丁目2-1	783-5314
山 本 処 理 場	全市	厚別区厚別町山本 1065 番地	893-0105
山 口 処 理 場	全市	手稲区手稲山口 364 番地	681-3337
ごみ資源化工場	全市	北区篠路町福移 153 番地	791-6770
中沼プラスチック選別センター	全市	東区中沼町 45 番地 11	790-4450
中沼資源選別センター	全市	東区中沼町 45 番地 24	790-3253
駒岡資源選別センター	全市	南区真駒内 129 番地 30	588-3753
中沼雑がみ選別センター	全市	東区中沼町 45 番地 19	791-1074
札幌市クリーンセンター	全市	手稲区手稲山口 318 番地	681-4193
リサイクルプラザ発寒工房	全市	西区発寒 15 条 14 丁目 2 -30	662-7815
リサイクルプラザ宮の沢	全市	西区宮の沢1条1丁目1-10	671-4153
リュースプラサ	全市	厚別区厚別東3条1丁目1-10	375-1133

# 2. 下水管理センター

令和5年4月1日現在

	名	称	担当する区	所	在	地	電話番号
J	東部下水管	理センター	白石区・厚別区・豊平区 ・清田区・南区	白石区本通	20 丁目‡	Ŀ2−11	865-7121
Ī	西部下水管	理センター	中央区・北区・東区 ・西区・手稲区	西区八軒9	条西7丁	目 1 一30	641-8671

# 3. 水道局配水管理課

令和5年4月1日現在

	名称				Ķ		担当する区	所 在 地	電話番号
中	部	配	水	管	理	課	中央区・南区	南区川沿2条2丁目2-7	572-7300
北	部	配	水	管	理	課	北区・東区	北区新琴似6条2丁目1-1	762-7300
南	部	配	水	管	理	課	豊平区・清田区 ・白石区・厚別区	豊平区豊平8条10丁目2-1	812-7300
西	部	配	水	管	理	課	西区・手稲区	西区八軒6条西2丁目1-5	618-7300

# 4. 水道局料金課

令和5年4月1日現在

	名称		担当する区	所 在 地	電話番号		
中	部	料	金	課	中央区・南区	中央区大通東 11 丁目 23	211-7200
北部	料	金	課	北区・東区	北区新琴似6条2丁目1-1	762-7200	
	нь	P 41	11/2	H/K	・西区・手稲区		102 1200
南音	部	料	金	課	豊平区・清田区	   豊平区豊平8条 10 丁目 2 - 1	812-7200
	디디				・白石区・厚別区	豆干心豆干 0 末 10	

# 5. 消防署

令和5年4月1日現在

	名		称		管轄の区	所 在 地	電話番号
中	央	消	防	署	中央区	中央区南4条西10丁目1003 消防局庁舎内	215-2120
北	消		防	署	北区	北区北24条西8丁目2-10	737-2100
東	消		防	署	東区	東区北24条東17丁目1-1	781-2100
白	石	消	防	署	白石区	白石区南郷通6丁目北2-1	861-2100
厚	別	消	防	署	厚別区	厚別区厚別中央1条5丁目3-1	892-2100
豊	平	消	防	署	豊平区	豊平区月寒東1条8丁目1-22	852-2100
清	田	消	防	署	清田区	清田区平岡1条1丁目2-2	883-2100
南	消		防	署	南区	南区真駒内上町5丁目8-5	581-2100
西	消		防	署	西区	西区発寒 10 条 4 丁目 1 - 1	667-2100
手	稲	消	防	署	手稲区	手稲区手稲本町2条5丁目1-1	681-2100

# V 区民活動

# 1. 住民組織

令和5年1月1日現在

区	/\	連 合	単 位	₩ ## <b>*</b> #	単位町内会	総世帯数に対す	単位町内会平
	分	町内会数	町内会数	総世帯数	加入世帯数	る加入率(%)	均加入世帯数
市	計	90	2, 183	987, 735	685, 497	69. 40	314
中	央 区	16	256	146, 579	90, 607	61.81	354
北	区	11	311	142, 072	102, 038	71.82	328
東	区	10	275	132, 806	90, 621	68. 24	330
白	石 区	8	142	110, 191	67, 893	61.61	478
厚	別 区	6	82	57, 899	43, 624	75. 34	532
豊	平区	9	289	121, 465	81, 507	67. 10	282
清	田区	5	103	46, 072	35, 239	76. 49	342
南	区	10	247	62, 511	50, 343	80. 53	204
西	区	8	285	105, 963	75, 589	71. 34	265
手	稲 区	7	193	62, 177	48, 036	77. 26	249

注)総世帯数は、「国勢調査」の数値を基礎に、毎月の住民基本台帳による人口の増減を加えて算出した推計人口・ 世帯数(国勢調査ベース)。

## 2. 地区集会施設

令和5年4月1日現在

区	分	合計		市 設	置	施	設	地元施設
	カ		小 計	地区集会所	地区会館	地域会議室	その他の会館	市民集会施設
市	計	329	70	2	58	2	8	259
中	央 区	20	11	0	11	0	0	9
北	区	48	8	1	7	0	0	40
東	区	42	8	0	7	0	1	34
白	石 区	28	8	0	7	0	1	20
厚	別 区	17	4	0	4	0	0	13
豊	平区	24	8	0	7	1	0	16
清	田区	42	3	0	3	0	0	39
南	区	59	10	1	5	0	4	49
西	区	23	7	0	5	1	1	16
手	稲 区	26	3	0	2	0	1	23

注)地区集会所:区出張所に併設の集会所(市管理)、地区会館:まちづくりセンターに併設の集会施設 その他の会館:市が所管する市民集会施設

### 3. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業(各区の主要事業は令和4年度)

#### (1) 事業の概要

市民に身近な区の創意や裁量により、区や地域の特性を生かした魅力的で活力ある地域づくりを進めるため、市民の主体的なまちづくり活動に対し、様々な側面から支援を行う事業として、平成4年度から実施していた「区のふれあい街づくり事業」を、拡大発展させ地域の主体的なまちづくり活動を支援することとした「元気なまちづくり支援事業」を平成17年度から開始した。その後、多様な主体のネットワーク化促進や「地域まちづくりビジョン」を策定した地域に対する支援など、「市民力の結集」の実現に向け、平成28年度には「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」として再編しスタートした。

札幌市自治基本条例が施行されたことにより、平成19年4月以降は、まちづくりセンターと区役所を地域の拠点と位置づけ(第28条・第29条)、より地域住民との協働を進めるため、事業全般にわたって「まちづくりへの市民参加(第23条)」「わかりやすい情報提供(第26条)」に特に注力し事業を実施している。

当該事業の実績では、7割以上が住民主体でなされており、地域住民の参加によるまちづくりを 継続的に支援することができる事業となっている。

なお、事業の運営に関しては、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱」(以下「要綱」という。)により定めている。

### (2) 事業の内容(令和4年度の取組)

事業内容については、要綱で定めた下記ア〜オの事業内容を基本とし、各区で次のような点に着 目して事業を展開した。

- ア 地域住民のふれあい・交流、まちづくり団体による情報の共有・交流やネットワークの形成な ど、地域住民の主体的な「まちづくり活動※」を支援するために効果的な事業
- イ 区や地域が持つ自然・文化・歴史・産業・教育研究機関・企業などの資源や人材を活用し、又は様々な地域課題の解決に向けて実施する事業
- ウ 地域のまちづくり活動を通じて、男女共同参画の推進、豊かなスポーツ環境の創造、高齢者の 生涯学習や生きがいづくりを行うことを目的とした事業
- エ 区民協議会の活動への支援や同協議会の意見等を活かして区のまちづくりを活性化すること を目的とした事業
- オ 将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」に資する事業
- ※ まちづくり活動:地域(まち)が抱えている課題に対応して、建物などの整備や活動の実践により解決を図り、暮らしやすいまちを創っていく活動のこと。

### (3) ホームページ・アドレス

札幌市役所-市民自治の推進HP内-自治基本情報の具現化に向けた取り組み-「未来へつなぐ 笑顔のまちづくり活動推進事業」のページ

https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/gugenka/miku-machi/top.html

# 中央区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセン ター協働事業	まちづくりセンター協 働事業	まちづくりセンターを拠点としたコミュニティづくりや、地域課題の解決に向けた取組など、地域住民が主体となって進めるまちづくり活動 事業に対し、助成を行うとともに、活動支援を行った。
区役所からの積 極的な情報提供 と区民との情報 交換	まちの魅力再発見事業	WEB サイト「まちのモトマップ」を開設し、市民が自らまちの魅力を取材した現地レポートや区内の各スポットの歴史の変遷を紹介するデジタルマップのほか、過去の冊子版、動画版「まちのモト」をデジタル・アーカイブとして掲載した。
互いに助け合 い、安全・安心 を実感できるま ちづくり	認知症周知強化事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、正しい知識の普及を目的に認知症パネル展の開催、区内4か所の認知症カフェと共同で認知症合同カフェの開催等を行った。
子どもの健やか な成長を育むま ちづくり	世代間交流子育てフェスタ	子育て環境の充実を図ることを目的に、8月(大通高校)と1月(向陵中学校)、地域の子育て関係団体と企画運営委員会形式で子育て世代を対象としたイベントを行った。
いつまでも健康 でいきいきと暮 らせるまちづく り	元気がつながるまち・ ちゅうおう	いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりの実現に向け、ウオーキングイベント、健康づくり交流会、健康づくり人材育成講座を開催したほか、パネル展等により健康に関する正しい知識の普及啓発を行った。
y	食をキーワードとした 地域活性化事業	区民や食育ボランティアに対し、調理の苦手な人を対象とした、野菜不足を補い主食・主菜・副菜が1皿で揃うおうちごはんレシピを募集し、情報を発信した。また、食育連携協定校、食育ボランティア、企業と連携して「彩バランス弁当」の開発及び提供を行い、低栄養予防の啓発に寄与した。
誇りと愛着を持 てるまちづくり	アタック・ザ・531M	家族や友人との絆を深めるとともに、自然に親しむことにより、豊かな 自然を守る意識を育てることを目的として、藻岩山登山を実施した。
	協働による地域の環境 美化事業	中央区道路環境美化活動 (アダプト・プログラム) に基づき、活動団体 が継続的に行うごみ拾い等の環境美化活動に対して、清掃用具等の支給、 ボランティア保険への加入等の活動支援を行った。
	中央区マスコットキャ ラクター作成事業 (熱 Chuu!若手職員プロジェ クト)	区制 50 周年を記念し、中央区マスコットキャラクター「中ウォークん」を作成した。作成にあたっては、全国からデザインを公募し、連合町内会会長や札幌市立大学の生徒等による、選考委員会にて決定している。また、選考委員でもある北海道コカ・コーラボトリング㈱との協働事業として、「中ウォークん寄附型自動販売機」を区役所1階に設置した。
	区制 50 周年周知事業	区制 50 周年を記念した取組として、街並みの移り変わりを表現したタペストリーの作成や、(一財) 札幌市交通事業振興公社との協働で、中央区マスコットキャラクター「中ウォークん」をデザインしたラッピング電車を運行。車内には、50 年の歩みを振り返るポスターを掲出した。
身近な暮らしの 中から地球環境 を考えるまちづ	ふれあいフラワー事業	地域住民同士のふれあいの機会の創出や地域の環境美化意識の向上、 地域活動の活性化等を目的に、幼稚園児・小中学生と地域住民が主体とな り、歩道植樹桝やJR桑園駅前広場で植花を行った。
< 9	旭山記念公園の自然を 活用した環境体験学習	子どもたちに自然環境の大切さへの理解を深めてもらうことを目的 に、市民活動団体が旭山記念公園で行う自然にふれあう様々なイベント に対して支援を行った。
地域ネットワー ク促進	すすきの地区における 児童虐待発生予防に向 けた見守り・支援ネッ トワーク事業	地域住民や関係機関と連携し、すすきの周辺地域における子どもの見 守り・支援ネットワークの構築を目的として、座談会や若者向け講座、児 童虐待予防に関する研修会等を開催した。

# 北 区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
	まちセンによる地域課 題解決・活性化促進	まちづくりセンターが主体となり、各地域の活性化や課題解決に資する取組 を実施した。
まちづくりセンター協働事	地域コミュニティ交流 促進事業・まちづくり 活動サポート事業	連合町内会が実施する地域コミュニティ活動に対して助成による支援を行ったほか、まちづくり活動に必要な備品等を更新した。
業	地区まちづくり協議会 活動支援事業	地域のまちづくりに携わる各種団体で構成される「地区まちづくり協議会」 が実施する、まちづくり活動に対し、助成による支援を行った。
	まちづくりセンター機 能強化事業	まちづくりセンターの、地域に対するアドバイザー・コーディネーター機能 を高めるための研修等を行った。
わがまち・地域 活性化事業	たしだけの北区、見つ	
	区制施行 50 周年記念北 区ぽっぴぃフェスティ バル	区民まつりである「ぽっぴぃフェスティバル」を刷新。ステージイベントな どコンテンツの充実を図り、多くの来場者を迎えた。
	区制施行 50 周年記念事 業 健康ウオーキング 「チャレンジ 50」	ウオーキングに取り組むきっかけとなるよう、通算 50km をゴールとした特典付き健康プログラムを実施した。
	区制施行50周年記念事業 動画版「これならできる!朝ごはんレシピ集」	学生と協働で『朝ごはんレシピ集動画』を企画制作し、食を通じた健康づくりを進め、若者のまちづくり活動参加の機会を創出した。
	北区八十八選の歴史を 未来へつなぐ事業	「北区歴史と文化の八十八選」を継承するため、屯田防風林などの選定箇所 の整備等を行った。
	区制 50 周年を彩る事業	区制 50 周年周知のため、北 24 条駅から北区役所までの北 24 条通沿いにプランターを設置して花を植栽し、歩行空間を彩った。
	学生と地域の連携によ るまちづくりの推進	地域の児童・学生・町内会が協働で行う活動に対して助成による支援を行い、 学生の地域活動への参加を促した。
	北区アダプト・プログ ラム支援事業	北区内の道路などの清掃活動を希望する企業や団体を対象に、北区と各団体 が覚書を交わし、協働による環境美化活動を推進した。
	地域と行う区役所周辺 美化事業・亜麻のフラ ワーロード	区役所周辺及び北8条線(西2及び3丁目)の花壇整備を行い、歩行空間の 美化を行った。
	歌舞伎の伝承	地域で農村歌舞伎を保存・継承する団体が主催する公演活動に係る費用の助成を行ったほか、ニューズレター発行等の広報を行った。
	「藍栽培」の歴史と文 化伝承	区内の高校において藍栽培の歴史を学ぶ授業を実施したほか、藍の種の配布 や広報用のリーフレット作成を行った。
	災害時につなげる高齢 者等要配慮者の見守り 体制推進	地域における「見守り、支え合い」活動を推進するため北区防災リーダー研修において要配慮者避難支援の取組を紹介し、啓発を行った。
	北区地区防災マップづ くり支援	自主防災組織を結成し、地区防災マップの製作に取り組む町内会又は自治会 を対象に製作費を助成した。
	みんなでつくる安全で 安心なまちづくり	地域の安全で安心なまちづくり活動を推進するため、スクールゾーン標識の 整備や補修等を行った。
	子育て家庭にやさしい まちづくり	乳幼児とその保護者が、地域住民と遊びを通して交流するイベントを実施 し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進した。
	北区ガイド作製・区民 活動 PR 事業	北区の地図のほか、歴史・文化などを掲載した「北区ガイド」や、地域のまちづくり活動を紹介する「ノースウイング」等を発行した。

	「ぽっぴぃ」×「北区の 魅力」発信	北区まちづくりキャラクター「ぽっぴぃ」と「北区の魅力」のイラストを用いた啓発品等を制作・活用し、北区のイメージアップを図った。	
	男女共同参画事業	啓発ポスターや懸垂幕を掲出、また、来庁者にパンフレットなどを配布し、 男女共同参画の理念及び実践について啓発した。	
	北区少年少女スポーツ 大会	区内の小学 3~6 年生を対象にスポーツ大会を実施。スポーツを通じた少年 少女の健全育成及び「スポーツ元気都市さっぽろ」の推進を図った。	
	冬季スポーツを通じた 区民の健康・体力づく り	区民を対象に雪合戦体験会を実施。体験会方式にすることで、より多くの区 民に冬季スポーツを通じた健康・体力づくりの機会を提供した。	
	高齢者教室 (北親大学)	区内の 65 歳以上の方を対象に、生涯学習を支援する高齢者教室「北親大学」 を開催した。	
区民協議会特 別推進枠	北区まちづくり協議会 支援事業	「北区まちづくり協議会」に参加する団体間の情報共有や活動テーマに対する理解の深化、連携の形成等が活発になるよう支援した。	
	北区地域防災力レベル アップ事業	北区の地域防災力向上のための防災事業として、区防災訓練や防災リーダー研修のほか、地域の防災事業支援を実施した。	
	避難所運営実地訓練事 業	新琴似地区避難所開設訓練を実施し、災害時における避難所開設、的確な初動対応と基本的な行動の確認を行った。	
地域ネットワ ーク促進事業	地域ネットワーク促進 事業	様々な団体や人材の連携によって組織される団体等が行う、地域課題解決( ための活動に対し、助成による支援を行った。	

# 東 区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセン ター協働事業	栄東地区まちづくり 活性化事業	子どもたちが住み良く、将来大人になったときにも、より暮らしやすい地域コミュニティを作り上げるという目的で設置された「栄東地区子ども未来会議」により、「ICT活用による情報発信事業」、「子どもに対する情報発信事業」、「ちびっこなつまつり事業」、「栄東地区雪あかり事業」、「花いっぱいプロジェクト事業」の5つの事業を実施した。
	元町地区多世代交流事 業	元町地区におけるまちづくりの活性化を図るため、憩いの場の創出及び世代間の地域交流の場を設けることを目的として、元町会館前広場において、花植え等による「美化活動」をそれぞれ実施した。
地域ネットワーク促進事業	地域と大学等の連携に よる東区健康づくり事 業	東区で健康づくりを実践している各団体及び東区と連携協定を結んでいる札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部、天使大学、北海道スポーツ専門学校、札幌保健医療大学との連携により、ウオーキングに関する内容や地域での健康づくり活動に関する内容のパネル展を開催した。
わがまち・地域活 性化事業	東区広報ラジオ番組 「タッピー通信」	コミュニティFM「さっぽろ村ラジオ」で、区政情報や区内のイベント情報などを紹介。まちづくりをテーマとした親しみやすい番組を放送した。
	札幌黄PR事業	東区の農産物である「札幌黄」の存在や魅力を継承していくためのPR事業。 令和4年度については、区内外のイベントにおける情報発信や「札幌黄フォーラム」を実施したほか、札幌黄の歴史や特徴についてまとめた小冊子「札幌黄物語」 の増刷を行った。
	東区まち美化プログラ ム	環境美化に対する市民意識の高揚と協働によるまちづくりの推進を目的として、東区内の団体と東区役所が覚書を交わして実施する道路清掃等の環境美化活動。令和4年度は新たに3団体が参加し、令和4年度末時点で通算30団体の参加となった。また、感謝状贈呈基準を満たす5団体に対して、感謝状の贈呈を行った。
	フラワーロード事業	地域団体や町内会、商店街等が連携して、花による魅力ある街並みづくりの形成を目指すことにより、地域美化及び交流の促進を図ることを目的として、地域住民が主体となり、モエレ公園通と北8条通において植花活動を行った。
区民協議会特別 推進事業	声かけあい、支えあう ひがし区民協議会支援	地域において「きずなと信頼、安心・安全」が育まれることを目指して区民協議会が取り組んでいる「あいさつ声かけ運動」の支援や、4つの小中学校と2つの施設での防災訓練を実施した。さらに避難所運営に係る用品の整備を行った。

# 白石区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセンター協働事業	まちづくり活動 支援事業	地域の特性を活かした市民自治によるまちづくりを進めるため、各まちづくり 協議会等が行う、防犯・防災、環境美化等の地域課題解決に向けた取組や魅力あ る地域づくりの活動に対して、必要な経費を助成するなどの支援を行った。
わがまち・地 域活性化事業	白石区地域コミ ュニティ活動活 性化支援事業	町内会への加入や活動への参加を促進するため、町内会活動ガイドの作成を支援した。
	しろっぴーフォ トコンテスト	冬期間に気軽に身体を動かす機会を地域住民に提供し、健康・体力の増進を図ること、未来のまちづくりを担う子どもたちの創造力と独創性を育むことを目的とし、区のマスコットキャラクター「しろっぴー」をモチーフとしたフォトコンテストを「雪だるま」、「仮装」の2部門で実施した。
	白石区マスコッ トキャラクター 「しろっぴー」 「くろっぴー」 活用事業	白石区マスコットキャラクター「しろっぴー」、「くろっぴー」の意匠提供を行った。また、これまで地域等への「しろっぴー」の貸出可能物品は「しろっぴー」の「着ぐるみ」のみであったところ、「顔はめパネル」や「ガチャガチャ」を追加し、貸出しを行った。この他、LINE スタンプ第3弾の販売を開始した。
	中学生の主張発 表会	自分の考えを表現できる力を養うことを目的として、区内の中学校2、3年生の生徒を対象として、自分が普段思っていることや感じていることを発表する場を提供した。
	ニュースポーツ ふれあい事業	町内会やPTA、地域のサークルなどの行事でニュースポーツを気軽に楽しんでもらうため、用具の無料貸出しを行った。
	地域の安心安全まちづくり支援	地域力を高め、災害や犯罪、交通事故の被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の活動に必要な用品等の支援を行った。
地域ネットワーク促進事業	白石区複合庁舎 にぎわい協働プ ロジェクト事業	白石区複合庁舎の「まちづくりイベント広場」を地域団体等のまちづくり活動 の場として提供するとともに、開催イベントの情報発信を通して、まちづくり団 体の取組の支援を行った。
区民協議会特 別推進事業	区民協議会特別 推進事業	防災対策強化のため、各まちづくりセンター及び地域振興課に、ポータブル電源及びソーラーパネルの整備などを行った。

# 厚別区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセンター協働事業 (各地区のまち づくり会議支	厚別中央〜厚別中央 地区健康サロン支援 事業〜	健康に生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、地域住民の健康づくりや 疾病予防の学習、健康づくりの普及・啓発活動を支援する。 福祉のまち推進センター主催の「健康サロン」において、健康づくりのための 講演会2回とクリスマスコンサートを実施した。
援)	厚別南〜厚別南地区 地域交流イベント支 援事業〜	関係団体の自主性の向上、活動の活性化を図るため地域交流イベントを支援。新型コロナウイルスの影響により、地域交流イベント4件のうち3件は中止となったが、厚別南児童会館ハロウィンイベントについて支援を実施した。
	厚別西〜子育て支援 マップ&カレンダー 製作事業〜	厚別西地区の子育て支援情報を幅広く周知し、地域間の交流を活性化することにより、安心して子育てができる環境づくりを支援。厚別西地区内で開催される予定の地域主体の子育てサロン6か所の場所、開催日程を掲載した「子育て支援マップ&カレンダー」を製作し配布した。
	もみじ台〜もみじ台 フロアカーリング〜	子どもから高齢者まで、体力や年齢を問わず幅広く参加できるスポーツであるフロアカーリングを媒体として、健康増進、世代間交流、地域交流を促進する。感染症対策を施し年間 15 回開催し、年間参加者合計は、延べ 324 名(平均 21 名程)。
	青葉〜青葉中央公園 ジャック(青葉中央 公園花いっぱい運 動)〜	花壇の手入れや鑑賞などで公園を訪れる機会を増やし、地域住民間の交流促進を図るほか、環境整備、自然環境保護への関心を高めるため、青葉中央公園の花壇へ花植えを実施した。
	厚別東~厚別東安 全・安心まちづくり 事業~	防災に関する知識の習得、防災意識の向上など安全・安心な地域づくりへの 取組を支援。厚別東地区の4つの単位町内会の緊急資機材庫及び高齢者宅を、 各町内会の住民の案内のもと北星学園大学附属高等学校の生徒と除雪作業を 行ったほか、防災訓練や緊急ヘリポートに指定されている厚別中学校のグラウ ンドの雪踏みを行った。
わがまち・地域 活性化事業	新さっぽろ冬まつり	新さっぽろ駅周辺地区のにぎわいづくりや、子どもたちに対する冬の楽しみの提供を目的に、ふれあい広場あつべつ及び科学館公園にて、雪や氷を楽しむ冬の遊び場の提供(すべり台、雪像、雪を使った制作体験)、スノーキャンドルの設置、写真コンテストを実施した。
	厚別区広報ラジオ番 組「厚別ふれあい・ほ っと・ステーション」	厚別区を主な聴取地域とするコミュニティFMラジオにおいて、週1回 15 分間程度の番組を制作・放送。区民などのゲストを招き、地域のまちづくり活動などの紹介を行い、区民のまちづくり活動への参加意識を高めた。
	地域における安全対策の推進事業	安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進のため、交通安全と防犯について、小学校には子ども地域安全マップの冊子データを作成したほか、希望する小学校に交差点付近の歩道上に設置するストップマークを作成し配布した。 また、地域とは秋と冬に冬期間の除雪の妨げとなる路上駐車の防止を啓発するため4地区と連携して迷惑駐車パトロールを実施した。
	厚別区スポーツチャ レンジ	誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じた健康増進や地域活動への参加促進を目的に、ニュースポーツ体験会を開催することで、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、体験できる場を提供した。
	高齢者教室「瑞穂大 学」	多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるよう、高齢期に必要とされる 知識や能力を養い、仲間とのふれあいを通じて、社会参加の意欲をより強くし ていくことを目的に、区内 65 歳以上の高齢者(定員 10 名)を対象として週 1 回 2 時間程度のオンライン講座を行った。
	新さっぽろ冬まつり	新さっぽろ駅周辺地区のにぎわいづくりや、子どもたちに対する冬の楽しみの提供を目的に、ふれあい広場あつべつ及び科学館公園にて、雪や氷を楽しむ冬の遊び場の提供(すべり台、雪像、雪を使った制作体験)、スノーキャンドルの設置、写真コンテストを実施した。
区民協議会特別 推進事業	区民協議会支援事業	区民が主体となり、創意工夫によるまちづくりを推進するため、区民協議会 の運営(運営委員会等の開催)について支援した。
地域ネットワー ク促進事業	フォトコンテスト共 同開催事業	産官学連携の取組として、北星学園大学・株式会社札幌副都心開発公社との 協働により、厚別の魅力の再発見・発信を目的としたフォトコンテストを開催

# 豊平区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
地域活動を活性 化するまちづく	コミュニティ活動支援事業	地域住民の主体的なまちづくりを支援するため、地域のコミュニティ活動に対して助成金の交付を行った(9地区合計76事業に交付)。
ý	とよひらスポーツ健康ウ オーキング事業	7月、9月、10月に、それぞれウオークラリーイベントを実施することで、誰でも気軽に取り組める健康づくり(スポーツ)として「ウオーキング」を広く推進し、区民の健康増進を図った。その他、ウオーキングマップの配布、区内商業施設等においてウオーキングマップ大型パネルの展示、また区役所及び保健センターの階段に「健康づくり PR」ステッカーを貼付し、「歩く」活動を推進する取組を行った。
	とよひら kids スポーツ 体験会事業	子どもたちが様々なスポーツに親しむきっかけを提供するため、小学生 を対象にアイスホッケーやパラスポーツの体験会を行った。
	とよひらフラワーコンサート	地域の音楽振興や学校と地域の交流を促進するためにコンサートを開催 した。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、来場者を限 定して実施した。
	プロスポーツ応援デー連携事業	豊平区内のプロスポーツチームが実施する豊平区民を対象とした無料招待(区民応援デー)への協力を通じて、スポーツ観戦文化の浸透を図った。また、選手と地域の協働による植花活動やチームへのリンゴ贈呈など、各チームと連携してまちづくりに取り組んだ。
	「魅力発見 ほ〜!へ 〜!カルタ」の普及啓発	区内の歴史やシンボルなど、豊平区の魅力を集約したオリジナルカルタ 「魅力発見 ほ〜! へ〜! カルタ」の一層の普及を図るため、パネル展の開催や、区内小学生全児童へのカルタ啓発クリアファイル配布を行い、カルタの魅力や内容を分かりやすく発信した。
	豊平区キャラクター活用 事業	区のキャラクター「こりん」と「めーたん」の意匠や着ぐるみの利用を 促進することや、イベントへの出演により盛り上げを図ることで、区への 愛着を深めることにつなげるとともに、地域や商店街の活性化を図った。
	とよひら"風土"コレク ション	朝食と野菜の摂取を促す「とよひらベジモーニング」には、383 作品の 応募があり、入賞作品選考には延べ3,902人が参加した。 また、事業協力店による情報提供等、地域と連携した啓発を行った。さ らに、大学サークルとの連携により、Twitter や Instagram で事業の PR を 行ったほか、風土ネットメンバーと食育動画の作成を行った。
安全・安心な暮 らしを支えるま ちづくり		地域住民と行政など関係機関等の連携と協働により、安全安心で心豊かな住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりに関わる区内の様々な団体が協議や情報共有を行っている。令和4年度は、全体会議を開催し、防災に関する取組報告の他、外部講師を招き、「多発する自然災害 札幌の気候変化と対策」をテーマとして講座を開催した。
	「安全・安心なまちとよ ひら」推進事業	小学生の交通事故防止をはじめ地域住民の交通安全や意識の向上を促すため、歩道に貼るストップマークの小学校への配布を行った。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営訓練を地域住民と協働で実施し、その内容をまとめた報告書を各地区に配布することで区民の防災意識の高揚を図り、地域住民の適切な避難行動につなげるため、豊平区防災マップの更新を行った。さらに、災害時の避難所開設・運営方法や役割を地域住民にわかりやすく伝え、主体的な意識醸成を図るため、「避難所開設イメージブック」を作成した。
	「イザ!カエルキャラバン!」開催支援事業	子どもを中心とした若いファミリーを対象に、楽しみながら防災について学べる防災体験プログラム「イザ!カエルキャラバン」を開催する地域・学校に対し、物品の貸出し及び運営アドバイス等を実施した。(南月寒小学校、月寒公園で実施。参加児童数は各100名、計200名)
地域で互いに支 え合うまちづく り	とよひらまちづくりパー トナー事業	多様な担い手によるまちづくり活動を推進するため、地域のまちづくりに参加・協力する意欲のある企業・学校・各種団体を「まちづくりパートナー」として登録し、地域とマッチングしている。令和4年度は新たに3社が加わり、計55の企業・団体が活動した。

	デジタル活用による地域 活動促進事業	高齢者のデジタル格差を解消するとともに、デジタル技術を活用したまちづくり活動の土台をつくるため、地域活動に参加している高齢者を対象とした初心者向けスマホ教室を実施した。
豊かな自然・四 季と共存するま ちづくり	とよひら HANA-LAND 事業	地域の皆さんと区内を花で彩り、色彩豊かな美しい街並みを目指すとと もに、花を通じたふれあいの場を作り、地域の連帯やふるさと意識をはぐ くむことを目的とした植花活動で、区内の町内会や小中学校に花苗や花の 種を提供している。
	リンゴ並木を活用した区 の魅力PR事業	区のシンボルである「環状通リンゴ並木」で収穫されたリンゴを活用して、地元の小学生が地域の歴史やまちづくり活動を学ぶ支援を行ったほか、プロスポーツチーム等へのリンゴ贈呈式や地域行事へのリンゴ配布を通じて(合計1,514個のリンゴを贈呈・配布)、自然豊かな豊平区の魅力についてPRした。

# 清田区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
安心して生活でき る環境づくり	単身高齢者へのカレンダー配 布事業	緊急連絡先や福祉の相談窓口等を掲載し、区内の風景や地域行事の写真をデザインに利用したカレンダーを制作。民生委員・児童委員等を通じて一人暮らしの高齢者等に配布した。
	子どもまちづくり事業	区に対する愛着やまちづくりに参加する意識を持ってもらうため、体験型イベントの開催や区に関する歴史や自然環境、区役所 実施の事業を内容とする検定を実施した。
	清田区災害時助け合い活動支 援事業	地域における自主的な取組推進を図るため、出前講座を実施したほか、清田区防災訓練において災害時支え合いハンドブックを配布するなど普及啓発を行った。
	安全安心まちづくり事業	防犯意識の向上を図るため、児童に行う「安全教室」、広報媒体による情報発信、高齢者を対象とした特殊詐欺被害防止のための 啓発活動を実施した(令和4年度は新型コロナウイルス感染症の 影響により、「防犯講演会」は中止)。
	環境にやさしいまちづくり事 業	「アダプト・プログラム制度」には区内17団体(令和4年4月)が参加し、地域と行政の協働による環境美化活動を推進した(令和4年度は新型コロナウィルス感染症の影響により「ホタル観賞事業」は中止)。
	安全・安心な食のまち・きよ た推進事業	食の安全・安心に関する啓発活動を行うとともに、区役所庁舎 内において「食の安全・安心クイズラリー」を実施し、区民の啓 発に努めた。
賑わいづくりの拡大	音楽イベント「きよフェス」 開催事業	令和4年度は、「きよフェス」を9月に開催し、5組のアーティストによる音楽ライブと「FUN! FAN! KIYOTA」(キッチンカーの出店や農家による野菜直売会)を同日開催とした。
区内外への情報発 信	花とみどりのまち推進事業	区のまちづくりの視点「みどり」をキーワードとし、「ガーデニング・コンテスト」を実施した。また、「フラワーアレンジメント体験講座」、「レカンフラワーを使った立体はがき作り体験」を実施した。
	KIYOTA SWEETS 推進事業	スイーツを通じて区の魅力を発信し地域の活性化を図るため、 区内菓子店と協力して設立した「きよたスイーツ推進協議会」を 中心に、「きよたスイーツスタンプラリー」の実施のほか、区内外 のイベントでの出展・PR等を行った。
まちづくりセンタ ーを活用したまち	北野まちづくりセンター	みどりのカーテンや花苗等の緑化、ペレットストーブの活用に より環境負荷の低減と環境美化に関する取組の支援を継続した。
づくり	清田中央まちづくりセンター	まちづくりセンター内の配架スペースの拡充を図ることにより、地域への情報発信の強化を行った。
	平岡まちづくりセンター	地域防災対策として、関連情報と地域の防災関連施設を提示する防災マップの作成することとし、今年度はデータ作成を行った。
	清田まちづくりセンター	地域の諸団体と連携し、「きよたまちの灯り」等への支援を行った。

# 南 区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセ ンター協働枠	まちづくりセンター協働事 業	地域力の向上を図るため、地域のまちづくり活動 10 事業を、まちづくりセンターが中心となって支援・展開した。
わがまち地域 活性化枠	まちづくり推進事業	インターネット環境を整備し、まちづくりに関する情報収集力及び情報発信力を高め、 まちづくり活動を推進するため必要な環境の整備を進めた。
	南区地域ふれあい事業	地域力の向上や地域のコミュニティづくりの進展が期待される事業に対して助成金を 交付した。
	学生が主体的に取り組むま ちづくり活動への助成事業	学生団体の自主的なまちづくり活動が継続的に行われるためのスタートアップ支援として、南区の「魅力」を様々な方法で発信することを目的とする事業に対して助成金を交付した。
	地域資源を活用した南区の 魅力 P R 事業	区の地域資源や魅力をPRするため環境広場 2022 へのブース出展を行ったほか、「芸術」をPRするため、市内を走行する路線バスにアート装飾を施して通年走行を行った。
	地域の芸術・文化活動を通 じた南区まちづくり事業	地域と連携したアートプロジェクトの企画運営や地元アーティストの活動紹介、区制50周年記念事業「南区芸術祭2022」実施など、「南区=アートのまち」推進に資する事業を実施した。
	南区子ども交流事業	子どもたちが他地域との交流を通じて新たな友情・協調性・社会性を養うため、子ど もの居場所づくり南区「遊びの広場」など関係団体の活動を支援した。
	スポーツ振興事業	地域におけるスポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会の支援などを行った。
	レクリエーションスポーツ 振興事業	生涯スポーツ社会を推進するため、誰もが楽しめるレクリエーションスポーツの普及 と、レクリエーションスポーツ用具の貸出等を実施した。
	男女共同参画事業	男女の人権が十分尊重され、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現のため関係 団体・グループの活動を支援した。
	高齢者教室事業	高齢者の生涯学習や地域活動参加のきっかけづくりとして、各種講座を開催した。
	地域へ広げる南区子育て支 援キャラクター事業	南区子育て支援キャラクター『さくらんぼちゃん』の認知度アップ促進のため、子育てサロン、保育園などのイベントへの参加、スタンプラリーの実施や啓発品配布などを行った。
区民協議会特 別推進枠	シーニックバイウェイとの 連携事業	当該団体が取り組むまちづくり活動の支援及び関係団体間の連絡調整等や当該団体の取組及び南区の魅力の情報発信を行った。
	南区区制 50 周年記念関連 事業	南区のこれまでの歴史を振り返り、これからの南区を考える契機とすることを目的に 記念講演会を実施した。
地域ネットワ ーク促進枠	花による南区イメージアッ プ事業	南区の花コスモスをPRするため、コスモスの種付き啓発品を作成し、転入転出時期に区役所来庁者へ配布した。
	まちづくり活動スタートア ップ支援事業	地域住民の自主的なまちづくり活動が継続的に行われるためのスタートアップ支援として、地域課題の解決に向けて活動している団体の新規事業に対して助成金を交付した。

# 西 区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事 業 名	事 業 内 容
まちづくりセン ター協働事業	まちセン地域サポート事 業	区内8か所のまちづくりセンターが、住民とともに地域の魅力や課題 を踏まえ、これに応じた独自事業を企画・実施した。
わがまち・地域活性化事業	西区区制施行 50 周年事業	○ロゴマーク作成 北海道科学大学の学生によって制作された7案のデザインを一般投票 にて1つに絞り、令和4年5月にロゴマークを発表した。ロゴマークは 区制50周年を盛り上げるシンボルとして活用した。 ○西区文化フェスタ2022 区民の文化意識の向上を図ることを目的として、区内に5か所の会場を設け、13日間、コンサートやダンス等の多様なジャンルの公演を実施した。 ○コトニジャズ・コトニクラシック 「西区区制50周年記念 西区フェスティバル」の記念ホールイベントにおいて PMF 修了生をメインとしたクラシックコンサートを行ったほか、区内の大型商業施設を会場にジャズコンサートを実施した。 ○西区 SDGs 普及啓発事業 SDGs の普及啓発・理解促進を目的とした「西区 SDGs フォトコンテスト」を開催したほか、西区の歴史を振り返り、魅力を再発見する「西区の歴史再発見フォト募集」を実施し、チ・カ・ホ等で展示会を行った。 ○西区 P R 動画 区民の西区への愛着度を高めることを目的として、西区内にある様々な見どころスポットを舞台にしたショートムービーを制作した。
	琴似発寒川環境保全推進 事業	琴似発寒川河畔において、一部の連合町内会及び実行委員会事務局で やまめの稚魚放流を行ったほか、琴似発寒川の環境保全活動を安全・安 心に実施していくために散策路等の維持管理を行った。
	西区地域情報発信事業	コミュニティFMラジオ「三角山放送局」で広報番組を放送し、市政情報や地域の話題などを発信したほか、区内の公共施設や避難場所、窓口案内等の情報を掲載した「西区ガイド」を作成した。
	にしく♪ちびっこミュー ジックプロムナード	本格的な演奏に触れる機会の少ない未就学児を対象に、文化芸術意識 の醸成を図ることを目的として、子ども向けの楽曲によるコンサートを 開催した。
	地域の防災力向上事業	地域住民や学校教職員に対して、発災時に円滑に避難所開設を行える よう訓練を実施したほか、地域防災計画に関する講話や自主防災資材の 取扱訓練等を盛り込んだ西区防災実技研修を実施した。
	ウェルカム西区!転入者 子育て交流会	子育て世代の転入者が地域とのつながりを持つことにより、子育てに 係る不安や負担を軽減するため、西区に転入した0~3歳の子と保護者 を対象に、参加者同士の交流会を開催した。
	「エコロコ!やまべェ誰 でも体操」動画作成	介護予防体操「エコロコ!やまべェ誰でも体操」が10周年を迎えた ことを記念して「リニューアル区民編」と題した動画を制作した。
区民協議会特別 推進事業	西区環境まちづくり協議 会支援事業	川や公園での自然体験を通して環境について学ぶ「エコキッズ・プログラム」「西区コドモ自然学校」や、楽しみながら環境について学べる「西区こども環境広場」など、区民協議会「西区環境まちづくり協議会」が実施している様々な環境活動を支援した。
	西区アダプト・プログラム	町内会や企業等の団体が行う環境美化活動(道路や公園の清掃、冬の砂まき等)に対して、清掃用具の提供や傷害保険の加入等の活動支援を行った。令和4年度は新たに1団体が加わり、合計54団体となった。
地域ネットワー ク促進事業	西区まちづくり活動助成 事業	地域住民の主体的なまちづくり活動の促進や地域コミュニティの形成 に効果のある事業に対し助成金の交付を行った。

# 手稲区~未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業~

	事	業	名	事 業 内 容
まちづくりセンター協働事業	自治の拠, センター, まちづく	を通	じた地域	区内7か所のまちづくりセンターを中心に、まちづくり協議会など地域との協働により、地域課題解決のきっかけづくりを行った。また各まちづくりセンターごとに、各地区の活動や出来事を紹介する情報誌を14,800 部発行。併せて区ホームページにも掲載した。
わがまち・地 域活性化事業	小学生の紹介まち		年後の手	区内全小学4年生から「10年後の手稲のまち」をテーマとした絵を募集 し、アイディア作品賞について表彰を実施した。
	高齢者教徒 大学」の	室「手 運営	稲区稲苑	高齢者が積極的に教養を高め、生きがいと潤いのある生活を目指す意欲を向上させるとともに、共に学ぶ仲間との交流を深めるため、一般教養をはじめ福祉やまちづくりなど多岐にわたる分野の講座等を実施した。
	北海道科携	·学大学	学との連	北海道科学大学・手稲区連合町内会連絡協議会・手稲区で締結した「地域 包括連携協定」と「防災連携協定」に基づき、様々な事業において連携し、 人的・知的資源などの相互活用を図った。
	小樽市・ <sup>2</sup> 交流事業		・手稲区	隣接する小樽市・石狩市との交流会議を開催したほか、交通安全街頭啓発、「あいくる」や「石狩さけまつり」での観光プロモーションイベント等を実施するなど、両市との連携の強化を図った。
	男女共同	参画推	進事業	日常生活において男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力が発揮 できる社会の理解を深めるため、パネル展及び公開学習会を実施した。
	子どもの への支援		折づくり	地域の異なる年齢の子ども達が、安全で安心して仲良く遊べる環境(居場所)を、子どもに関する団体が連携して提供し、子どもの健全育成を図るとともに、この環境を地域に広げていく。
	ていぬ活	用事業		区民の手稲区へのふるさと意識の醸成・愛着を向上させるため、区内の 小学新一年生に「ていぬオリジナルノート」を配布。
	「手稲区)	ガイド	」の発行	手稲区ほぼ全域の地図と区内の公共施設や区の概要など身近な情報を記載した「手稲区ガイド」を 12,000 部作成し、区内各所で配布した。
	広報媒体 区の情報 事業	多様化	とによる 幾能強化	「地域活動の活性化」及び「安全・安心なまちづくり」を推進するため、 地域住民に慣れ親しまれているコミュニティ放送を活用し、地域に密着し た情報を発信した。
	災害時要え合い事		<b>皆地</b> 域支	災害時に自分や家族の力だけでは避難できない要配慮者(高齢の方、障がいのある方、妊産婦など)の避難にかかる地域の自主的な取組を推進するため、取組実践集を作成し、意見交換等を交えた研修会を行った。
	区の魅力	発信強	化事業	情報提供コーナーの移設・リニューアルに伴い、手稲区キャラクター「ていぬ」を活用した区の魅力発信の場を新たに設け、来庁者に対する手稲区への愛着意識のより一層の向上を図った。 また、ていねくフォトコンテストとその受賞作品展を開催し、区の内外に向けたPRを行った。
区民協議会特別推進事業	区民協議: いいね!  援事業	会「て区民の	 いねって 集い」支	区民協議会「ていねっていいね!区民の集い」を開催し、「区の魅力づくり」をテーマとして、北海道科学大学の濱谷雅弘教授を講師に招き「ふるさと手稲づくり講演会」を開催した。 また、ウェブサイト「得ダネ手稲」を運営する得ダネ実行委員会の梁川加奈未代表による活動紹介を行った。

# VI 区関係諸統計

## 1. 窓口事務量

(1) 届出事務件数 (単位:件)

	市計	中央区	北	区	東区
	.,, ,,	1700	区役所	出張所	ж Б
届出					
住民基本台帳	502,798	81,881	67,698	2,966	67,225
転 入 届 市 外	53,985	11,033	7,434	719	6,257
( 特 例 )	15,171	3,190	2,105	129	1,894
(オンライン)	1,270	376	131	4	105
市 内	24	3	2	0	1
区 間 異 動 届	42,189	7,180	4,641	431	5,431
転 居 届	40,093	7,098	4,943	781	5,852
転 出 届 市 外	44,000	7,722	5,377	826	4,866
( 特 例 )	13,329	2,229	1,811	87	1,852
(オンライン)	2,775	607	605	_	328
市 内	9	1	0	0	0
変 更 届	11,893	1,450	1,602	201	1,635
旧 氏記 載	308	74	34	1	49
変    更	1	0	0	0	0
削除	19	8	1	0	1
職権記載	11,229	1,454	1,605	7	1,653
消除	23,959	2,698	3,330	0	3,208
その他の職権修正 戸 籍 照 合 等	28,777	4,465	3,708	_	4,188
区 画 整 理 等	11	0	1	_	5
法 務 省 通 知	5,487	971	1,211	_	677
違 反 通 知 法47-2(交付)	5	2	0	0	0
法 5 1 ( 閲 覧 )	0	0	0	_	0
法 53-1	3	0	0	_	2
法 53-2	34	3	12	_	11
実態調査文書調査	55	0	7	_	0
外 勤 調 査	33	0	3	_	0
戸籍附票記録・修正入力	143,599	23,423	20,999	_	20,331
記載・修正	33	4	13	_	0
作成	45,242	6,801	5,717	_	5,928
消除	51,810	7,491	7,058	_	7,130
戸籍	259.460	24 700	22.450	1 7/12	24 706
<b>产精</b> 各種届出 本 籍 人	<b>258,469</b> 77,327	<b>34,788</b> 11,679	<b>33,450</b> 9,685	1, <b>743</b> 734	<b>34,796</b> 10,483
日 性 個 山 平 精 八 非 本 籍 人	22,423	2,881	2,440	414	2,782
新戸籍編製	15,141	2,416	1,806	- 414	1,950
利	15,141	2,410	0		1,950
戸籍全部消除	14,953	2,512	1,970	_	2,053
違反通知	7	2,512	0	_	2,003
身分調書及び身上調書作成	18,101	2,859	2,618	_	2,590
犯罪人に関する通知書作成	5,036	734	910	_	745
元非八に関する通知音下成 人口動態調査票の作成等	47,436	5,848	6,458	_	6,453
埋火葬許可証の発行	24,348	2,115	2,706	595	3,268
相続税法58条による通知	24,348	2,113	3,534	-	3,200
家事審判通知書の処理	548	2,013	78	_	71
後見登記に関する通知の処理	492	68	133	_	47
在外選挙人通知書の処理	350	82	48	_	42
破産通知の処理	4	0	2	_	0
戸籍届出本人確認事務連絡発送	7,905	1,433	1,062	_	1,108
/ MB/ID F4/T*/ N ME MD サ 4万 A型が1 70 AC	1,500	1,100	1,002		1,100

令和4年度

白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区役所	区 出張所	西区	手稲区	証明郵送 センター
46,339	28,380	65,849	22,033	32,810	231	54,864	29,834	2,688
5,922	2,789	7,298	1,638	3,203	121	4,947	2,624	_
1,662	766	2,097	434	693	8	1,504	689	_
135	57	171	24	42	1	150	74	_
2	6	0	1	6	0	1	2	_
5,691	1,828	6,551	1,538	2,412	25	4,541	1,920	_
5,206	1,443	5,307	1,015	2,014	30	4,480	1,924	_
4,330	2,366	5,178	1,582	2,931	50	3,860	2,224	2,688
1,188	548	1,477	595	616	8	1,017	737	1,164
204	78	290	92	113	_	348	110	_
0	0	0	0	7	0	0	1	0
1,355	721	1,453	561	710	5	1,436	764	_
31	23	40	9	17	0	22	8	_
0	0	1	0	0	0	0	0	_
2	1	3	1	0	0	1	1	_
1,276	564	1,430	519	606	0	1,376	739	_
2,474	1,574	2,609	1,333	2,085	0	2,638	2,010	_
2,870	1,555	4,198	1,300	1,590	_	3,328	1,575	_
0	0	0	0	0	_	5	0	_
651	302	547	225	317	_	325	261	_
0	0	0	0	0	0	0	3	_
0	0	0	0	0	_	0	0	_
0	0	0	0	0	_	1	0	_
0	1	0	0	0	_	6	1	_
4	41	0	0	1	_	2	0	_
2	0	9	14	1	_	0	4	_
5,079	9,500	19,341	7,484	10,557	_	17,179	9,706	_
7	3	0	0	0	_	6	0	_
5,250	2,673	5,863	2,307	2,697	_	5,211	2,795	_
6,187	2,990	6,021	2,506	3,656	_	5,499	3,272	_
30,923	14,987	31,403	13,347	17,259	13	27,982	17,778	-
9,184	4,338	9,222	3,712	5,079	7	8,401	4,803	_
2,746	1,393	2,958	1,317	1,374	4	2,325	1,789	_
1,778	927	2,021	745	862	-	1,727	909	_
0	0	0	0	0	-	3	0	_
1,769	809	1,754	632	1,051	-	1,556	847	_
2	0	3	0	0	-	0	0	-
2,010	904	2,171	1,033	1,345	_	1,706	865	_
679	262	415	153	310	-	564	264	-
5,541	2,783	5,937	2,449	3,028	-	5,444	3,495	-
2,996	1,556	2,942	1,488	1,885	2	2,675	2,120	_
2,972	1,549	2,942	1,477	1,877	_	2,655	2,110	_
72	30	62	34	31	-	56	30	_
83	13	26	12	46	-	30	34	_
23	23	29	11	44	-	25	23	_
0	0	0	0	0	_	2	0	_
1,068	400	921	284	327	-	813	489	_

(単位:件)

	(年位:計)			北	区		
		市 計	中央区			東 区	白石区
				区役所	出張所		
_		222 244	0.4.400	00.404			
マイナンバー	* // * * //	860,311	61,402	99,101	0	84,976	83,902
個人番号カード	交付・再交付	432,967	30,182	41,935	=	34,269	31,287
(住基カード含む)	表面記載事項変更	60,112	7,388	7,685	=	7,695	7,227
	継続利用	28,951	4,956	3,543	-	3,776	3,269
	一 時 停 止	695	1	0	0	0	1
	一時停止解除	1,123	164	129	_	153	123
	暗証番号変更	52	1	4	_	12	1
	暗証番号再設定	54,040	5,609	5,907	-	5,340	9,363
	廃 止	9,093	1,101	688	0	1,206	1,196
	返納	8,607	973	735	0	1,127	1,083
通知カード	紛 失	118,352	9,840	17,537	0	14,804	14,766
	返納	146,288	1,185	20,927	0	16,589	15,585
個人番号変更	申請	31	2	11	0	5	1
	職権	0	0	0	=	0	0
電子証明書		1,052,986	88,500	105,500	_	84,415	92,903
署 名 用	新 規 発 行	466,857	39,845	45,686	-	35,470	37,320
	更新	14,487	1,665	1,899	_	1,723	1,967
	失 効	370	0	70	=	51	0
	パスワード変更	40	0	3	=	8	0
	パスワード初期化	49,735	6,678	5,187	_	3,457	9,363
利用者証明用	新 規 発 行	451,314	32,312	44,703	_	36,335	32,822
	更新	17,464	2,399	2,277	_	2,101	2,068
	失 効	40	0	29	=	1	0
	パスワード変更	42	0	3	_	9	0
	パスワード初期化	52,637	5,601	5,643	_	5,260	9,363
rn 494		100 100	00.405	10.050	0.040	47.740	10015
印鑑		139,466	20,125	16,250	2,648	17,749	16,315
登録申請	± / +1 =±	59,524	9,271	6,079	1,808	7,487	7,047
登録証亡失等届、原		16,747	2,049	1,665	669	2,096	2,084
印鑑登録原票の消	除	58,578	8,133	8,045	0	7,567	6,700
照会書の発送		4,617	672	461	171	599	484
その他		430,952	36,404	54,144	0	62,251	25,679
テレフォンサービス	<b></b>	3,469	00,707	76	_	2	2,886
FAX送信件数	大通	372	174	26	_	35	39
TAA及信件数	区役所	240	79	34	0	13	37
		71			U	0	
			1	68	_	_	0
	即日交付まちセン	53,929	0	23,697	_	19,169	0
立 妻 ほ ト フ	証明郵送センター	203	6	2	_	7	0 717
又 青 に よ る	諸証明の請求	372,668	36,144	30,241	=	43,025	22,717
台帳なし		28,814	4,482	2,514	28	1,740	1,364
区窓口請求分		4,596	1,975	868	28	259	574
E A A H A A A FAXによる請求	大 通	4,590	1,975	3	0	13	3
IMMによる明本	区役所	76	0	3	_	15 15	0
	出張所		0	ა 0	-		
		19			0	0	0
	即日交付まちセン	459	0	386	_	10	0
士 妻 ター とっ	証明郵送センター	0	0 507	1.054	_	1 440	0
メ 青 に よ る	諸証明の請求	23,637	2,507	1,254	=	1,443	787

<sup>※</sup> マイナンバーカードセンターの列の件数には、出張申請受付分を含む。

令和4年度

厚別区	豊平区	清田区	南区役所	区 出張所	西区	手稲区	マイナンバー カードセンター (※)	証明郵送センター
48,672	84,535	44,028	46,474	0	82,630	48,661	175,930	_
20,589	33,268	19,359	18,622	_	33,577	21,512	148,367	_
2,723	8,560	2,045	3,338	_	6,508	2,588	4,355	_
1,756	4,211	958	1,911	_	3,116	1,446	9	_
1,730	358	0	1,911	0	2	10	0	_
53	145	56	82	_	113	85	20	_
0	9	7	3	_	1	14	0	_
2,838	5,000	2,625	3,737	_	6,359	3,115	4,147	_
562	1,368	412	607	0	1,009	521	423	_
603	1,343	405	532	0	979	538	289	_
8,641	12,993	6,983	8,328	0	13,971	4,785	5,704	_
10,782	17,278	11,178	9,112	0	16,991	14,045	12,616	
$\begin{bmatrix} 1 \\ 0 \end{bmatrix}$	2	0	3	0 –	4	2	0	_
0	0	0	U	_	0	0	0	_
48,562	89,215	46,279	51,772	_	89,980	49,983	305,877	-
20,498	39,913	19,215	21,171	_	37,396	20,352	149,991	_
856	1,664	844	910	_	1,719	740	500	_
33	43	47	66	_	7	53	0	_
0	8	8	4	_	2	7	0	_
1,344	4,969	2,619	3,578	_	7,232	1,810	3,498	_
21,844	35,479	20,035	21,168	_	35,365	22,821	148,430	_
1,072	1,933	856	1,141	_	2,008	1,062	547	_
1	6	1	0	-	0	2	0	_
0	7	7	2	-	1	13	0	_
2,914	5,193	2,647	3,732	_	6,250	3,123	2,911	_
8,962	17,669	5,767	9,476	37	15,362	9,106	_	_
3,770	7,537	2,669	3,581	28	6,549	3,698	_	_
1,167	1,917	893	1,249	7	1,762	1,189	_	_
3,712	7,680	1,975	4,307	0	6,557	3,902	_	_
313	535	230	339	2	494	317	_	_
0.404	00.000	0.540	10.005		00.070	10.700		150000
8,404	30,299	9,540	12,825	0	22,373	10,730	_	158303
255	0	22	0	_	63	165	_	_
6	52	3	0	_	30	7	_	_
13	33	9	0	0	9	13	_	_
0	1	0	0	_	1	0	_	_
0	5,886	0	5,177	_	0	0	_	_
1	3	1	174	_	6	3	_	150000
8,129	24,324	9,505	7,474	_	22,264	10,542	_	158303
423	1,806	361	620	0	1,213	848	_	13415
110	74	182	151	0	178	197	_	_
0	8	0	0	0	0	0	_	_
1	35	0	21	_	0	1	_	_
0	1	0	18	0	0	0	_	_
0	11	0	52	_	0	0	_	_
0	0	0	0	_	0	0	_	_
312	1,677	179	378	_	1,035	650	-	13415

## (2) 証明事務件数 (単位:通)

在 DU	-+ =1	LVZTED	1.22.1.11	証明郵送	コンビニ		区 計		445
種別	市計	大通平日	大通土日	センター	交付(※)	合 計	区役所	出張所	中央区
合 計	2,182,341	233,089	52,643	170,798	274,128	1,451,683	1,399,966	51,717	144,467
証明閲覧(休日を除く)	1,652,625	175,186	41,980	91,535	274,128	1,069,796	1,029,063	40,733	103,344
印鑑登録証明	458,979	40,449	11,714	-	104,720	302,096	286,687	15,409	24,742
住民票の写し	1,003,414	117,300	28,063	53,577	169,408	635,066	611,439	23,627	61,870
広域交付住民票	1,629	654	1	-	_	974	941	33	231
住民票記載事項証明	17,084	2,329	598	59	_	14,098	13,648	450	1,748
住民票の閲覧	24,961	_	-	-	-	24,961	24,961	-	2,963
身 分 証 明	19,803	4,255	376	1,274	_	13,898	13,235	663	1,396
戸籍附票の写し	123,134	9,531	1,033	36,147	-	76,423	75,886	537	9,973
その他の証明	3,621	668	195	478	-	2,280	2,266	14	421
証明閲覧(休日)	464	-	-	-	-	464	464	-	4
印鑑登録証明	192	-	-	-	-	192	192	-	1
住民票の写し	272	-	-	-	-	272	272	-	3
戸籍	519,573	57,903	10,663	79,263	-	371,744	362,972	8,772	40,841
戸 籍 謄 本	295,582	34,414	7,226	36,046	-	217,896	212,199	5,697	20,912
戸 籍 抄 本	40,344	5,271	1,373	1,987	-	31,713	30,516	1,197	2,606
除(改)籍謄本	176,244	17,714	2,039	40,818	-	115,673	113,866	1,807	16,307
除(改)籍抄本	1,870	133	20	347	-	1,370	1,343	27	174
戸籍記載事項証明	47	1	0	0	-	46	45	1	2
届書記載事項証明	379	15	0	13	-	351	350	1	58
受 理 証 明	4,650	329	2	43	-	4,276	4,238	38	717
受理証明(賞状)	386	23	0	6	-	357	355	2	61
除籍記載事項証明	0	0	0	0	_	0	0	0	0
戸籍一部事項証明	71	3	3	3	_	62	60	2	4
除籍一部事項証明	0	0	0	0	_	0	0	0	0
自動車臨時運行許可	9,679	_	_	_	_	9,679	7,467	2,212	278

<sup>※</sup> コンビニ交付における住民票の写しの交付件数には、オンライン申請分(193件)を含む。

## (3) 印鑑登録者数 (単位:人)

	市計	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区
印鑑登録者数	1,238,717	148,063	177,891	163,865	133,704	81,395	139,491	73,172	90,737

令和4年度

北	区	* E	4.7E		曲式云	法口口	南	区	<b>#</b>	工秘区
区役所	出張所	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	区役所	出張所	西区	手稲区
174,983	50,768	199,636	156,798	100,891	161,770	91,273	102,838	949	159,321	107,989
129,636	39,937	145,640	118,580	70,591	122,259	66,604	73,919	796	118,652	79,838
35,715	15,121	39,263	31,066	21,238	31,566	21,897	22,564	288	34,086	24,550
77,979	23,149	86,371	74,278	40,691	73,049	37,045	42,350	478	70,808	46,998
75	31	98	85	87	125	73	25	2	57	85
1,697	441	1,767	1,474	1,165	1,344	963	906	9	1,542	1,042
2,889	-	3,400	2,809	717	5,462	1,127	836	_	3,229	1,529
1,879	651	2,069	1,450	891	1,525	931	820	12	1,420	854
9,094	531	12,355	7,247	5,691	8,986	4,430	6,216	6	7,273	4,621
308	13	317	171	111	202	138	202	1	237	159
50	-	40	51	36	70	73	22	-	83	35
25	-	17	24	20	5	60	10	-	22	8
25	-	23	27	16	65	13	12	-	61	27
44,600	8,641	53,232	37,001	29,676	38,949	23,156	28,187	131	40,039	27,291
25,949	5,616	30,269	22,132	17,823	22,719	14,556	16,719	81	24,163	16,957
4,183	1,183	3,856	2,980	2,881	2,965	2,221	2,318	14	3,618	2,888
13,651	1,773	18,094	11,186	8,578	12,432	6,203	8,753	34	11,524	7,138
167	27	158	153	118	200	45	129	0	122	77
7	1	1	16	1	7	1	3	0	6	1
44	1	63	33	28	39	21	23	0	32	9
567	36	707	418	231	540	96	228	2	535	199
30	2	71	83	8	40	6	13	0	36	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	13	0	8	7	7	1	0	3	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
697	2,190	724	1,166	588	492	1,440	710	22	547	825

# 令和5年3月31日現在

西 区	手稲区
138,496	91,903

## (4) 戸籍届出事件別件数(単位:件)

			市	計		中 央 区					北	区		
		届	出	送	合	届	出	送	合	届	出	送	合	
		本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計	
合	計	39,299	22,361	37,973	99,633	4,923	2,881	6,756	14,560	5,382	2,792	4,967	13,141	
1	出 生	6,075	5,193	5,455	16,723	734	679	944	2,357	854	749	695	2,298	
2	国籍留保	11	1	114	126	4	1	24	29	2	0	19	21	
3	認 知	132	33	173	338	14	5	27	46	26	4	24	54	
4	養子縁組	644	173	624	1,441	52	22	106	180	104	21	92	217	
5	養子離縁	271	79	222	572	24	15	35	74	38	10	20	68	
6	73-2等	26	2	17	45	3	0	4	7	3	0	2	5	
7	婚 姻	6,078	2,475	11,596	20,149	1,008	746	1,473	3,227	715	259	1,632	2,606	
8	離婚	2,700	746	2,461	5,907	361	131	407	899	394	95	330	819	
9	77-2等	1,443	334	1,051	2,828	170	65	164	399	217	39	143	399	
10	親族・後見	118	58	63	239	23	17	13	53	12	2	10	24	
11	死 亡	11,971	12,249	9,421	33,641	1,082	1,023	2,451	4,556	1,836	1,499	1,164	4,499	
12	失 踪	8	14	8	30	2	4	0	6	1	1	2	4	
13	復 氏	18	2	13	33	1	0	2	3	3	1	1	5	
14	姻族終了	25	21	20	66	4	6	8	18	2	0	3	5	
15	相続人廃除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	入 籍	1,894	316	1,438	3,648	222	41	266	529	323	32	167	522	
17	分 籍	407	62	282	751	87	15	54	156	40	7	39	86	
18	国籍取得	2	0	4	6	1	0	1	2	0	0	0	0	
19	帰 化	40	6	6	52	7	3	1	11	9	1	0	10	
20	国籍喪失	14	1	49	64	1	0	14	15	3	0	3	6	
21	国籍選択	9	9	15	33	1	1	2	4	1	2	2	5	
22	外国籍喪失	1	1	1	3	0	1	0	1	0	0	0	0	
23	氏 変 更	128	74	93	295	20	17	23	60	20	9	10	39	
24	名 変 更	31	34	20	85	6	13	4	23	6	1	5	12	
25	転 籍	6,085	253	4,471	10,809	862	48	663	1,573	623	23	568	1,214	
26	就 籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	訂正・更正	913	3	68	984	192	2	11	205	120	0	8	128	
28	追 完	5	8	3	16	1	1	0	2	1	2	0	3	
29	その他	1	7	88	96	1	0	10	11	0	0	8	8	
30	不 受 理	249	207	197	653	40	25	49	114	29	35	20	84	

			豊平	Ž X			清 日	国区			南	区	
		届	出	送	合	届	出	送	合	届	出	送	合
		本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計
合	計	4,727	2,958	4,495	12,180	1,923	1,317	1,789	5,029	2,480	1,377	2,606	6,463
1	出 生	812	615	701	2,128	263	281	251	795	302	329	352	983
2	国籍留保	1	0	7	8	1	0	7	8	0	0	10	10
3	認 知	14	2	20	36	7	1	7	15	5	0	9	14
4	養子縁組	55	33	70	158	28	7	28	63	40	10	53	103
5	養子離縁	33	13	24	70	21	1	14	36	15	6	19	40
6	73-2等	8	1	3	12	3	0	1	4	2	1	0	3
7	婚 姻	897	340	1,310	2,547	182	52	763	997	239	68	866	1,173
8	離婚	311	97	291	699	130	35	112	277	143	37	159	339
9	77-2等	152	43	128	323	83	18	54	155	78	26	65	169
10	親族・後見	12	9	2	23	9	6	3	18	6	2	7	15
11	死 亡	1,276	1,671	1,082	4,029	625	850	265	1,740	1,010	867	632	2,509
12	失 踪	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1
13	復 氏	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4	6
14	姻族終了	1	2	0	3	2	1	0	3	1	1	2	4
15	相続人廃除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	入 籍	171	61	163	395	116	22	74	212	145	10	89	244
17	分 籍	54	6	36	96	14	4	7	25	7	1	22	30
18	国籍取得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	帰 化	5	0	0	5	10	0	0	10	0	0	0	0
20	国籍喪失	2	0	2	4	0	0	5	5	0	0	4	4
21	国籍選択	2	3	6	11	0	0	0	0	0	0	0	0
22	外国籍喪失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	氏 変 更	14	10	9	33	5	2	5	12	12	5	4	21
24	名 変 更	4	3	0	7	2	1	1	4	1	1	1	3
25	転 籍	780	25	598	1,403	372	24	181	577	409	3	281	693
26	就 籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	訂正・更正	89	0	7	96	38	0	3	41	51	0	10	61
28	追 完	1	2	1	4	1	0	0	1	0	0	2	2
29	その他	0	0	11	11	0	0	2	2	0	1	5	6
30	不 受 理	32	22	23	77	11	11	6	28	11	9	10	30

令和4年度

	東	区			白 石				厚 別		
届	出	送	合	届	出	送	合	届	出	送	合
本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計
5,578	2,783	4,910	13,271	4,764	2,746	4,430	11,940	2,198	1,393	2,140	5,731
894	687	678	2,259	798	539	680	2,017	308	282	304	894
0	0	13	13	1	0	10	11	1	0	7	8
24	6	34	64	24	1	22	47	3	2	6	11
130	30	78	238	87	11	60	158	26	11	36	73
48	9	31	88	21	5	34	60	13	6	16	35
3	0	3	6	0	0	1	1	1	0	3	4
853	264	1,476	2,593	856	305	1,231	2,392	302	106	803	1,211
385	93	311	789	332	91	309	732	156	53	122	331
229	32	146	407	174	32	135	341	76	26	42	144
17	3	11	31	16	5	8	29	4	1	1	6
1,670	1,537	1,241	4,448	1,330	1,640	1,000	3,970	712	833	390	1,935
1	0	2	3	1	1	1	3	0	0	1	1
3	0	0	3	3	0	1	4	0	0	0	0
3	4	1	8	2	3	3	8	1	2	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
281	39	169	489	216	34	202	452	82	13	75	170
52	6	30	88	60	10	36	106	23	2	12	37
1	0	1	2	0	0	2	2	0	0	0	0
2	0	1	3	3	1	0	4	2	0	3	5
4	1	8	13	1	0	4	5	0	0	1	1
1	1	0	2	1	2	0	3	2	0	1	3
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
16	7	12	35	15	7	9	31	4	3	9	16
2	8	5	15	6	3	1	10	0	2	1	3
786	24	607	1,417	659	26	624	1,309	423	38	284	745
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	0	5	130	129	0	14	143	49	0	4	53
0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0
0	0	20	20	0	0	14	14	0	6	6	12
47	30	27	104	29	29	29	87	10	7	12	29

	西	区			手 和	<b>ド</b> 区	
届	出	送	合	届	出	送	合
本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計
4,643	2,325	3,758	10,726	2,681	1,789	2,122	6,592
733	625	561	1,919	377	407	289	1,073
1	0	14	15	0	0	3	3
10	6	18	34	5	6	6	17
63	19	59	141	59	9	42	110
38	5	16	59	20	9	13	42
2	0	0	2	1	0	0	1
753	254	1,196	2,203	273	81	846	1,200
293	72	266	631	195	42	154	391
158	32	111	301	106	21	63	190
11	2	4	17	8	11	4	23
1,431	1,221	854	3,506	999	1,108	342	2,449
1	3	1	5	0	5	0	5
4	0	3	7	2	0	2	4
7	0	2	9	2	2	1	5
0	0	0	0	0	0	0	0
211	28	143	382	127	36	90	253
39	6	26	71	31	5	20	56
0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	3	0	1	0	1
1	0	4	5	2	0	4	6
1	0	4	5	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
15	11	4	30	7	3	8	18
2	2	1	5	2	0	1	3
761	17	443	1,221	410	25	222	657
0	0	0	0	0	0	0	0
79	0	3	82	41	1	3	45
0	0	0	0	1	0	0	1
0	0	9	9	0	0	3	3
27	22	15	64	13	17	6	36

### 2. 国籍·地域別外国人人口

国籍•地域	市計	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
キ ル ギ ス	19	1	4	<i>714</i>		7,700	9	3	2		* III
カザフスタン	10		5	4			1				
ラ オ ス	5	1	1			1	1		1		
リベリア	1		1								
ラトビア	1		1		-						
<u>リ ト ア ニ ア</u> マ ダ ガ ス カ ル	3	2	0		1		1				
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	102	20	32	6	7	10	6	12	4	3	2
7 J	102	20	1	Ü	1	10	0	12	4	J	
メキシコ	29	14	3	1	2		3	1	3	2	
モンゴル	194	20	21	66	9	7	22	15	26	4	4
モロッコ	8	1	3	2	1		1				
マラウイ	7		2	4	1						
モルディブ	2		1								1
モーリシャス	2		2								
モ ザ ン ビ ー ク 北 マ ケ ド ニ ア	2		2								
北マケドニア ネ パ ー ル	596	157	1 04	16	88	26	60	24	26	36	20
オランダ	9	157	94	46	00	26	69	24	36	36 3	20
ニュージーランド	50	19	6	1	3	2	7	1	4	4	3
ニカラグア	1	10	1	-	,	_		-		-	
ナイジェリア	50	3	27	13	1		1		4	1	
ノルウェー	6	2	3	1				-			-
ナミビア	1		1								
パ キ ス タ ン パ ラ グ ア イ	37		18	10	1		5		2		1
	23	4	C	0	9		0	1	1	1	
- 21 20 2	551	82	93	3 71	77	25	2 58	16	31	1 74	24
ポーランド	24	5	2	8	1	20	3	10	31	4	24
ポルトガル	6	2	1	1	1			1	1	1	
ルーマニア	12	1	1	2	1	1	1		3	2	
ルワンダ	1		1								
ロシア	302	79	60	34	9	6	32	10	21	28	23
サウジアラビア	14		5	8							1
セネガル	2						1	1			
シェラレオネ スペイン	1 17	_		1	0		0			1	1
スペイン	17	5	5 1	1	2		2			1	1
スウェーデン	19	6	5		1	1	2		2	1	1
スイス	22	1	13			3	3		1	1	
シリア	5		5								
シンガポール	39	13	7	9		2	3		2	3	
ターイ	260	64	67	29	20	10	21	2	19	22	6
<u>タンザニア</u>	6	_	5		1						
チュニジア	5	3	2	4	4					4	
トルクメニスタン	23 1	4	8	1	1		4		4	1	
<u> </u>	6		2	1			3		1		
南アフリカ共和国	11	3	1	1	4		1		1	1	
エジプト	55	1	24	21	-		3			4	2
英国	219	67	34	23	9	6	33	5	21	17	4
米 国	710	206	94	63	42	76	88	23	58	41	19
ブルキナファソ	3			3							
ウ ク ラ イ ナ	24	3	6	5	1	_	3	2	3		1
<u>ウズベキスタン</u> ベ ト ナ ム	1 021	211	202	3	910	106	5 70	2	2	960	999
# E 7	1,821 1	211	202	233	312	106	79	84	92	269	233
ザンビア	23	1	22	1							
ジンバブエ	10	1	7	1						1	
無 国 籍	8		2	1			1		2	1	1
アンゴラ	3		2	1							
アゼルバイジャン	6	2	2	2							
スロベニア	3		1	1						1	
スロバキア	2		4	4			1			1	
<u>セ ル ビ ア</u> 南スーダン共和国	4	2	1 2	1							
	15.060	2 1 1 1		1 005	1 454	070	1 700	751	000	1 164	605
総計	15,960	3,111	3,401	1,885	1,454	872	1,789	751	908	1,164	625

## 3. 交通安全関係

## (1) 行政区別スクールゾーン設定状況

令和5年3月31日現在

				市計	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
合			計	32	27	50	43	32	25	37	21	33	32	27
	小	学	校	19	16	29	28	20	13	21	15	19	20	16
	保	育	園		5 1	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	幼	稚	園	120	10	19	15	12	12	12	6	13	12	9
	特別	支援	学 校		5 0	2	0	0	0	0	0	1	0	2

## (2) 交通事故発生状況

					市 計	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
								発	生		件	数			
令	和	3	年	中	4,061	775	573	619	421	191	403	183	234	405	257
令	和	4	年	中	4,428	942	661	676	490	202	374	151	269	405	258
増		$\triangle$		減	367	167	88	57	69	11	△ 29	△ 32	35	0	1
令和	14年	区別	比率	(%)	100.0	21.3	14.9	15.3	11.1	4.6	8.4	3.4	6.1	9.1	5.8
					'	Į.		死		!	!	者	!	!	•
令	和	3	年	中	16	2	2	1	1	2	0	2	1	5	0
令	和	4	年	中	28	5	4	3	4	0	3	1	3	3	2
増		$\triangle$		減	12	3	2	2	3	$\triangle 2$	3	△ 1	2	$\triangle 2$	2
令和	14年	区别	比率	(%)	100.0	17.9	14.3	10.7	14.3	0.0	10.7	3.6	10.7	10.7	7.1
								傷			'	者	'	'	
令	和	3	年	中	4,610	888	680	675	464	216	464	200	287	431	305
令	和	4	年	中	5,019	1,074	781	726	567	225	417	179	323	454	273
増		$\triangle$		減	409	186	101	51	103	9	△ 47	△ 21	36	23	△ 32
令和	14年	区別	比率	(%)	100.0	21.4	15.6	14.5	11.3	4.5	8.3	3.6	6.4	9.0	5.4

注) 小数点第2位を四捨五入したため、合計数値とその内訳の累計は一致しない場合がある。

×
_

'					発生(件)	3	死 傷 者	Ž
					先生(件)	死 者	傷者	計
						札	晃市	
令	和	3	年	中	4,061	16	4,610	4,626
令	和	4	年	中	4,428	28	5,019	5,047
増		$\triangle$		減	367	12	409	421
増	$\triangle$		減	率	9.0	75.0	8.9	9.1
						北洲	, 每 道	I
令	和	3	年	中	8,304	120	9,598	9,718
令	和	4	年	中	8,457	115	9,785	9,900
増		$\triangle$		減	153	△ 5	187	182
増	$\triangle$		減	率	1.8	$\triangle$ 4.2	1.9	1.9
						全	国	I
令	和	3	年	中	305,196	2,636	362,131	364,767
令	和	4	年	中	300,839	2,610	356,601	359,211
増		$\triangle$		減	△ 4,357	$\triangle$ 26	△ 5,530	△ 5,556
増	$\triangle$		減	率	△ 1.4	$\triangle$ 1.0	△ 1.5	△ 1.5

## 4. その他の区関係諸統計

以下の区関係諸統計については、別途ホームページにおいて掲載。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/kusei-suishin/toukei/index.html

- 人口・世帯数
- 市民の声取扱い状況
- 土地利用状況・市税収入状況
- 国民健康保険、国民年金、医療施設・病床数
- 生活保護の状況
- 保育所、児童手当等受給者数、医療助成受給資格者数、身体障害者手帳交付者数
- 児童会館
- 公園緑地
- ごみ・し尿
- 事業所・従事者
- 道路
- 水道・下水道
- 〇 教育

### VII 自治基本条例

### 1. 概要

本市では、市民がまちづくりの主体であることを明確にし、市民自治によるまちづくりを進めていくために「自治基本条例」を制定した。

条例の検討は平成12年度から始まり、平成15年度からは市民会議を設置し、約2年間で100回を超える会議を開催し検討した。さらにパブリックコメントで市民意見を募集し、市議会での議論を経て、平成18年第3回定例市議会で議決され、平成19年4月より施行した。

条例の基本理念は市民自治であり、「市民参加」「情報共有」を進めるとともに、「身近な地域のまちづくりの支援」を強化し、市民自治が実感できるまち札幌を目指している。

### 2. 条例制定の背景

これまでのまちづくりは、国の主導の下、全国一律の基準で推進されてきたが、急激な少子・高齢 化の進行など、社会経済情勢の変化に伴い多様化する課題に対して、できるだけ住民に近いところで、 地域の実情に応じた的確な対応をするために、地方分権が進められているところである。

これに伴って、自治体が独自に判断できる範囲が広がり、地域課題について、自治体自らの責任において決定し、解決に向かってまちづくりを進めていくことが必要となった。また、歴史や文化、自然など地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めることも必要となっている。一方、地域では、自らの力で課題を解決しようとする町内会やボランティア、NPOなどの活動が盛んになってきている。

厳しい行財政状況の中、札幌市として限られた財源でこれらの課題にどのように対応し、何を優先していくのか、市民が納得のいく選択ができるように必要な情報を得られる仕組みや、市民の意見を市政に反映させる仕組みなどが求められている。このような時代の変化に対応した、市民の力をより生かす自治体運営の仕組みとして「自分たちの地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」市民自治の重要性が高まっている。

こうした背景から、本市では「自治基本条例」を定め、市民、議会、行政それぞれが役割を果たしながら、力を合わせてまちづくりを進めることを明確にしたものである。

### 3. 札幌市自治基本条例の特徴

条例では「まちづくり」について、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体として 幅広く捉えている。(第2条)

人口 190 万人を超える大都市である本市においては、身近な地域におけるまちづくりが市民自治を 進める大切な基盤となるため、まちづくりセンターや区役所を拠点として地域のまちづくりを支援す ることを明確にしていることが、本市の自治基本条例の特徴である。(第 28 条~第 29 条)

### 4. 条例のポイント

#### (1) 市民参加(第21条~第24条)

「市民参加の原則」(第5条第1項)に基づき、政策の立案、実施、評価等の各段階で市政への市 民参加を進め、市民の意見を適切に反映させるための市の取組について定めている。

参加機会を設ける場合には、実施時期や方法に留意するとともに、関係する市民が参加でき、性

別・年齢・障がいの有無等で不当に不利益を受けないよう配慮することを規定している。

また、附属機関等への公募委員制度の導入、重要な政策案についての意見公募(パブリックコメント)制度、青少年や子どもたちがまちづくりに参加できるよう配慮することなどを定めている。

#### (2) 情報共有(第25条~第27条)

「情報共有の原則」(第5条第2項)に基づき、市民と共に考え、共に行動しながらまちづくりを 進めていくために必要な情報の提供について定めている。

情報公開、個人情報保護制度のほか、まちづくりに必要な情報を速やかに分かりやすく、適切な 手段で市民に提供するよう努めることを規定するとともに、政策の立案、実施、評価等の各段階に おいて市民に積極的に情報提供を行うことを定めている。

### (3) 身近な地域におけるまちづくり(第28条~第29条)

まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくり を進めることを規定し、まちづくりセンターが市民の活動の場や機会の充実、情報の共有、連携の 促進などの支援を適切に行うことを定めている。

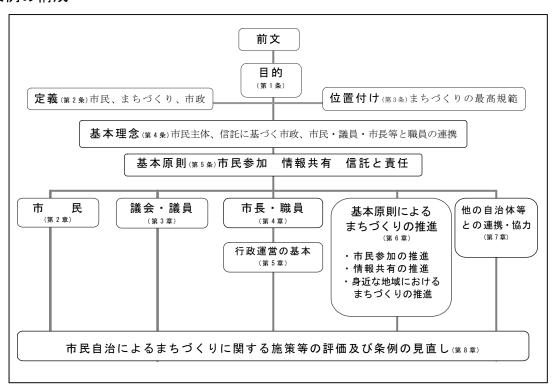
また、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意形成のための支援 や、合意された意見の市政反映等に努めることを定めている。

### (4) 施策・制度の評価等 (第31条~第33条)

条例では、本市の施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備すること(第31条)、また、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずること(第32条)とされている。

これらの評価・検討を行うための仕組みの1つとして、第33条の規定に基づき附属機関「市民自治推進会議」を設け、市民の意見を聴きながら適切な評価・検討を行うよう努めている。

### 5. 条例の構成



### 札幌市自治基本条例

平成 18 年 10 月 3 日 条 例 第 41 号

最近改正 令和4年12月13日条例第48号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民 の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責 務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の 推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担う ものをいう。

(この条例の位置付け)

- 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。
- 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定 改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

- 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。
- 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、 緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。
- 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

- 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。
- 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。
- 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

- 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづく りを進めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。 (事業者の責務)
- 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

- 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を 果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により 広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

- 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

- 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ 誠実に職務を遂行するものとする。
- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。 第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

- 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織 の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。
- 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合に おいて、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進す るために必要な能力の向上に努めるものとする。 (職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民 自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

- 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行 わなければならない。
- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、 総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うととも に、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、 必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあら かじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する 情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。 (財政運営)
- 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

- 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対 する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

- 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、 必要な制度の整備を進めるものとする。
- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、 処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

- 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 実施の時期が適切であること。
  - (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
  - (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
  - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、 幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明 性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

- 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。) の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

- 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。
- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

- 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。
- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民 に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、法令又は他の条例で定める ところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

- 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたま ちづくりを進めるものとする。
- 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。
  - (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
  - (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
  - (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

- 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。
- 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意 見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

- 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。
- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

- 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、 又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの 条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置 く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を 置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年条例第 42 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議(第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。)に相当する合議体(以下「旧推進会議」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和4年条例第48号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

## VⅢ 区関係諸規程

### 1. 札幌市区の設置等に関する条例

昭和46年10月9日 条 例 第 25 号

最近改正 令和3年10月5日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、本市の区域を分けて区を設け、区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに、区の事務所及びその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

中央区

北区

東区

白石区

厚別区

豊平区

清田区

南区

西区

手稲区

2 前項の区の区域は、別表のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条第1項の区に事務所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所 管 区 域
札幌市中央区役所	札幌市中央区大通西2丁目	中央区の区域
札幌市北区役所	札幌市北区北24条西6丁目	北区の区域
札幌市東区役所	札幌市東区北11条東7丁目	東区の区域
札幌市白石区役所	札幌市白石区南郷通1丁目南	白石区の区域
札幌市厚別区役所	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	厚別区の区域
札幌市豊平区役所	札幌市豊平区平岸6条10丁目	豊平区の区域
札幌市清田区役所	札幌市清田区平岡1条1丁目	清田区の区域
札幌市南区役所	札幌市南区真駒内幸町2丁目	南区の区域
札幌市西区役所	札幌市西区琴似2条7丁目	西区の区域
札幌市手稲区役所	札幌市手稲区前田1条11丁目	手稲区の区域

- 2 前項の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。
  - (1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項
  - (2) 区の住民生活に関する事項
  - (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に関する事項
  - (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項 (区の事務所の出張所)
- 第4条 北区役所及び南区役所に出張所を設置する。
- 2 前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。
  - ※ 1 第2条第2項の区の区域を示す別表は省略
    - 2 第4条第2項の出張所の名称・位置・所管区域を示す表は省略
    - 3 附則は省略

### 2. 札幌市区長委任規則

昭和 47 年 3 月 27 日 規 則 第 25 号 最近改正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 24 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務はこれを区長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、自ら執行するものとする。

- (1) 区長の所管事務に係る諸証明(住居表示に関する証明を含む。)及び公簿の閲覧に関すること。
- (2) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項に規定する自衛官の募集に関すること。
- (3) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 34 条第 2 項及び第 73 条第 2 項の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項に規定する埋火葬の許可に関すること。
- (5) 子ども医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証の交付に関すること。
- (6) 札幌市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第61号)第7条第1項ただし書に規定する方法による助成金の支給に関すること。
- (7) 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
- (8) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (9) 後期高齢者医療保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (10) 後期高齢者医療保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (11) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第28条に規定する措置に要する費用の徴収に関すること。
- (13) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証の交付に関すること。
- (14) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成方法の特例に係る助成金の支給に関すること。
- (15) 国民健康保険被保険者の資格の得喪並びに被保険者証(被保険者資格証明書を含む。)及び高齢受給者証に関すること。
- (16) 国民健康保険給付に関すること(診療報酬の支払、柔道整復師に係る療養費の支給及び第三者の 行為に係る損害賠償請求権の行使に関することを除く。)。
- 17) 国民健康保険に係る療養の給付の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- 18 国民健康保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- 19 国民健康保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (20) 国民健康保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- 200の2 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
- (21) 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- ②の2 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
- 🖄 介護保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証(資格者証を含む。)に関すること。
- (23) 介護保険の給付に関すること(介護報酬の支払に関することを除く。)。
- (24) 介護保険に係る利用者負担額の減額又は免除並びに負担限度額及び特定負担限度額に係る認定 に関すること。

- (3) 介護保険の利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び認定証の交付に関すること。
- (26) 介護保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (27) 介護保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (28) 介護保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (29) 介護保険に係る過料の徴収に関すること。
- (30) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- ※ 附則は省略

### 3. 教育委員会事務の補助執行について(区関係分抜粋)

昭和31年10月19日札教室第139号 各部室長あて、教育委員会通牒 最近改正 平成29年3月30日札教総第2884号

札幌市教育委員会事務の遂行上の利便を図り、次に定めるとおり貴職に補助執行願うことについて、市長と協議が整つたので、よろしくお取計らい願います。

### 区長

- (1) 新入学児童生徒の調査及び就学事務に関すること
- (2) 各区所管区域内転入学児童生徒の学校の指定に関すること
- (3) 地区社会教育活動の振興に関すること
- (4) 地区社会体育活動の振興に関すること
- (5) 所管施設内の図書室及び図書コーナーに関すること

上記に掲げる事務の執行について教育委員会が必要と認めたときは、自ら行うものとする。

### 4. 札幌市区事務分掌規則

昭和47年3月27日規則第24号

最近改正 令和5年3月24日規則第19号

(趣旨)

第1条 区の組織及び事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(組織・事務分掌)

- 第2条 区の組織及び事務分掌は、次項及び第3項に規定するもののほか、別表1のとおりとする。
- 2 部 (別表1の部をいう。以下同じ。) に所属する区役所出張所 (以下「出張所」という。) の組織及 び事務分掌は、別表2のとおりとする。
- 3 部に所属する各所(出張所及び係に準ずるものを除く。)の組織及び事務分掌は、別表3のとおりと する。
- 4 課(別表1の課をいう。以下同じ。)及び前項の各所に別に定めるところにより係(係に準ずる各所を含む。)を置くことができる。

(部長等)

- 第3条 部、課及び出張所にそれぞれ長を置き、まちづくりセンターに所長を置く。
- 2 出張所並びに篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセンターに次長を置く。
- 3 特に必要があるときは、担当部長、担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査を置くことができる。
- 4 前条第4項の規定により置く係又はこれに準ずる各所(以下これらを「係等」という。)に長を置く。
- 5 前各項に定めるもののほか、部、課、各所又は係等に主任その他必要な職員を置くことができる。
- 6 第1項から第4項までに定める職員及び前項に定める主任は、事務職員又は技術職員のうちから、 同項に定めるその他必要な職員は、事務職員、技術職員、業務職員又は技能職員のうちから、それぞ れ市長が任命する。
- 7 篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセンターに置く所長及び次長は、それぞれ篠路 出張所及び定山渓出張所に置く長及び次長をもつて充てるものとし、第5項の規定により篠路出張所 及び定山渓出張所に職員を置くときは、これをそれぞれ篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まち づくりセンターの職員に充てるものとする。

(職務)

- 第4条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、市民部長がその職務を代理する。
- 2 前条第1項から第4項までに定める長(次条において「部長等」という。)は、上司の命を受けてその所管又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。
- 3 担当部長の分担する事務は区長が、担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は 部の長が、それぞれ定める。
- 4 主幹は、上司の命を受けてその分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 5 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。
- 6 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、前条第5項に定めるその他必要な職員は、 上司の命を受けて事務に従事する。

(代決)

- 第5条 部長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者、順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。
  - ※ 附則及び別表 1~3 は省略 (別表 1~3 については 30~34 ページ参照)

### 5. 札幌市区における総合行政の推進に関する規則

平成3年6月28日 規 則 第 33 号 最近改正 令和4年3月31日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内で本市が行う事務事業に関し、区役所及び局相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が地域の課題に応じて必要な調整を行うことにより、区における総合行政の積極的な推進を図り、もって市民福祉の増進、行政の効率的執行及び地域主体のまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局」とは、札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)第1条に掲げる 局並びに交通局、水道局、病院局、消防局及び教育委員会事務局をいい、「局長」とは、局(教育委員会事務局を除く。)の長及び教育長をいう。

(総合調整)

- 第3条 区長は、区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。
- 2 局長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。 (情報の提供)
- 第4条 区長は、区民の要望及び意見その他地域に関する情報を積極的に収集し、関係する局長に提供 しなければならない。
- 2 局長は、その所管する事務事業に関する情報を当該事務事業に関係する区長(以下「関係区長」という。)に提供するとともに、必要に応じ、別に定める区長会議においても当該情報を提供しなければならない。

(局区間の協議等)

- 第5条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情、区民の意見等を踏まえ、関係する局長と協議 するものとする。
  - (1) 区における地域の課題に対応するために必要と認める事項
  - (2) その他区と密接な関係があり、区長が必要と認める事項
- 2 局長は、その所管する事務事業に関し計画を策定し、又は変更するときは、関係区長と協議し、区 長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。
- 3 局長は、毎年度当初、その所管する事務事業の実施計画を関係区長に説明するとともに、当該事務 事業の実施に当たっては、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。
- 4 前2項の規定による協議及び説明は、別表の左欄に掲げる局ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる 事項で次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。
  - (1) 本市の個別計画のうち区の事務事業に関すること。
  - (2) 主要な事務事業に関すること。
  - (3) 新規の事務事業に関すること。
  - (4) 公共施設の整備及び廃止に関すること。
  - (5) その他区と密接な関係があり、局長が必要と認める事項で次の各号のいずれかに該当するもの
- 5 区長は、当該区において実施される事務事業について必要があると認めるときは、当該事務事業に 関係する局長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(予算の要望)

- 第6条 区長は、当該区における地域の課題に対応するため必要な事務事業について、その事業化及び 予算化を当該事務事業に関係する局長に対して要望することができる。
- 2 局長は、前項の規定による要望があったときは、その要望について留意し、その実現に努めるものとする。

(区企画調整会議の設置)

- 第7条 第1条の目的に資するため、各区に区企画調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。
- 2 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 区長及び部長
  - (2) その他区長が必要と認める区の職員
- 3 区長は、必要があると認めるときは、調整会議に区に関係する局の職員の出席を求めることができる。

(調整会議の招集等)

- 第8条 調整会議は、必要に応じて区長が招集する。
- 2 区長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 区長に事故があるときは、市民部長がその職務を代理する。

(調整会議の協議事項)

- 第9条 調整会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - (1) 区におけるまちづくりに係る総合調整に関すること。
  - (2) 区における地域の課題に対する調整に関すること。
  - (3) 区における年次事業予定の策定及び広報に関すること。
  - (4) 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の総合調整に関すること。
  - (5) 区民協議会の調整に関すること。
  - (6) 地区懇談会等の集団広聴の実施に関すること。
  - (7) 区民からの要望及び相談への対応に関すること。
  - (8) その他第1条の目的に資するため区長が必要と認める事項

(調整会議の運営)

- 第10条 調整会議の庶務は、市民部総務企画課において行う。
- 2 前3条及び前項に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、区長が定める。 (委任)
- 第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。
  - ※ 附則は省略

### 別表

	<del>-</del>
局	事項
危機管理局	(1) 札幌市地域防災計画及び同計画に基づき定められる個別計画に関する事項
	(2) 自主防災組織に関する事項
総 務 局	(1) 国際化に関する事業のうち区に関係する事項
	(2) 広報・広聴事業に関する事項
デジタル戦略	(1)町名変更及び住居表示事業に関する事項
推 進 室	

まちづくり	(1) 総合計画及びこれに基づく取組方針等のうち区に関係する事項
政策局	(2) 統計調査に関する事項
以 水 周	(3) 都市計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(4) 都心まちづくりの計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(5) 総合交通計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(6) 都市再開発に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
財 政 局	(1) 予算編成方針及び予算執行方針のうち区に関係する事項
	(2) 税務事務のうち区に関係する事項
市民文化局	(1) 区役所施設の整備等に関する事項
	(2) 地域コミュニティ施設の整備等に関する事項
	(3) 地域防犯及び交通安全事業に関する事項
	(4) 地域のまちづくりに関する事項
	(5) 市民まちづくり活動に関する事項 (C) ※乗り近に関する事業のまた区に関係する事項
	(6) 消費生活に関する事業のうち区に関係する事項   (7) アイヌ施策関係事業のうち区に関係する事項
	(7) アイヌ施策関係事業のうち区に関係する事項   (8) 男女共同参画推進事業のうち区に関係する事項
	(の) カダ共同の画推進事業のプラ区に関係する事項   (9) 文化に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(10) 文化施設の整備等に関する事項
スポーツ局	(1) スポーツに関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(2) スポーツ施設の整備等に関する事項
保健福祉局	(1) 保健福祉計画に関する事項
	(2) 福祉施設の整備等に関する事項
	(3) 保健福祉局所管事業のうち区に関係する事項
子ども未来局	(1) 子ども・子育てに関する総合計画に関する事項
	(2) 児童福祉施設の整備等に関する事項
	(3) 子ども未来局所管事業のうち区に関係する事項
経済観光局	(1) 産業振興に関する計画のうち区に関係する事項
	(2) 商店街振興に関する事業のうち区に関係する事項
	(3) 大規模小売店舗出店情報に関する事項   (4) 経済・産業に関する事業のうち区に関係する事項
	位   柱角・産業に関する事業のプラ区に関係する事項   (5) 観光に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
	(6) 職業相談に関する事業のうち区に関係する事項
	(7) 農業に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
環境局	(1) 一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
)	(2) 不法投棄関係事業のうち区に関係する事項
	(3) 廃棄物処理施設の整備等に関する事項
	(4) 環境保全に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
建 設 局	(1) 道路の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項
	(2) 除雪に関する計画及び事業に関する事項
	(3) みどりの基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
下水道河川局	(1) 河川、下水道施設の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項
都 市 局	(1) 宅地の開発、土地区画整理に関する各計画及びこれに基づく事業のうち区に関係す
	る事項(タ)、大学なからまた体体を実現してます。
	(2) 市営住宅の整備等に関する事項
水 道 局	(3) 都市局が実施する公共施設保全事業に関する事項   (1) 水道局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関係する事項
水道局	(1) 水道局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関係する事項   (2) 水道事業に係る施設及び設備の整備等のうち区に関係する事項
病院局	(1) 病院局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関係する事項
消防局	(1) 消防に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
教育委員会	(1) 教育の計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
事務局	(2) 生涯学習事業のうち区に関係する事項
	(3) 学校の整備等に関する事業のうち区に関係する事項
	(4) 社会教育施設の整備等に関する事業のうち区に関係する事項
·	•

### 6. 札幌市保健福祉部長事務委任規則

昭和 47 年 3 月 31 日 規 則 第 44 号 最近改正 令和 4 年 3 月 31 日規則第 19 号

次に掲げる社会福祉事務は、これを保健福祉部長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、 自ら執行するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の4第1項、第55条の5第1項、第55条の6、第55条の7第1項、第55条の8第1項、第62条、第63条、第76条第1項、第76条の2、第77条から第78条の2まで、第80条、第81条及び第81条の3の規定により市が実施する事務
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定(第9条を除く。)により市が実施する事務
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項及び第3項、第21条の5の5第2項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)、第21条の5の6第1項及び第2項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)、第21条の5の7第1項、同条第2項、第4項、第6項、第7項、第9項、第11項及び第13項(これらの規定を第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)、第21条の5の8第1項、第2項及び第4項、第21条の5の9、第21条の5の11第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項及び第3項、第21条の5の29第1項及び第3項、第21条の6、第22条から第24条まで、第24条の26第1項、第3項及び第5項、第24条の27第1項及び第2項、第31条第1項並びに第57条の2第1項及び第2項の規定により市が実施する事務
- (4) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 10 条の 4、第 11 条及び第 27 条第 1 項の規定により市が実施する事務
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号) 第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定により市が実施する事務
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第7項、第15条第4項(同法別表に掲げる 障害の該当性の審査に係るものを除く。)及び第5項、第16条、第18条並びに第23条並びに身体 障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第9条(第3項及び第5項を除く。)及び第10条の 規定により市が実施する事務
- (7) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項、第15条の4及び第16条の規定により市が実施する事務
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条、第19条及び第24条第1項(これらの規定を第26条の5において準用する場合を含む。)、第26条の2、第35条から第37条まで並びに第26条及び第26条の5の規定により準用する第5条第2項、第11条(第3号を除く。)及び第12条の規定により市が実施する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第8条第1項及び第2項(いずれも自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第9条第1項(自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第12条(自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第20条第2項及び第6項(これらの規定を第24条第3項及び第51条の9第3項において準用する場合を含む。)、第21条第1項(第24条第5項において準用する場合を含む。)、第22条第1項、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで(これらの規定を第24条第3項において準用す

る場合を含む。)、第 24 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 25 条、第 29 条第 1 項、同条第 4 項及び第 6 項(これらの規定を第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 30 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 51 条の 7 第 1 項、同条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで(これらの規定を第 51 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 51 条の 9 第 2 項及び第 4 項、第 51 条の 10、第 51 条の 14 第 1 項、第 4 項及び第 6 項、第 51 条の 15 第 1 項、第 51 条の 17 第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 51 条の 18 第 1 項、第 54 条第 1 項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第 2 項(育成医療及び精神通院医療に係るもの並びに更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定を除く。)及び第 3 項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第 56 条第 2 項及び第 4 項(いずれも育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第 57 条(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第 70 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 76 条第 1 項及び第 3 項並びに第 76 条の 2 第 1 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 15 条、第 16 条、第 26 条の 7、第 26 条の 8、第 32 条第 1 項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)及び第 33 条第 1 項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)の規定により市が実施する事務

- (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定により市が実施する事務
- (11) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例 (平成 12 年北海道条例第8号) 別表第1 4の項の規定により市が実施する事務
- (12) 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則(昭和 56 年規則第 41 号)の規定による交通費助成に 関する事務
- ※ 附則は省略

### 7. 札幌市各区選挙管理委員会の事務を補助する職員に関する規程

昭和 47 年 4 月 1 日 訓 令 第 14 号 最近改正 令和 5 年 3 月 28 日訓令第 2 号

区役所市民部に所属する部の長その他の職員は、これを当該区選挙管理委員会の事務を補助する職員 に充てる。

※ 附則は省略

### 8. 札幌市中央区選挙管理委員会事務局規程

昭和47年4月6日中央区選挙管理委員会告示第4号

最近改正 令和2年4月中央区(選)告示第6号

この規程と同趣旨の規程は、各区選挙管理委員会において定めているが、編集の都合上他のものは省略した。

(設置)

第1条 札幌市中央区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務を処理するため、 札幌市中央区選挙管理委員会事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(組織、事務分掌)

第2条 事務局の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

(書記長等)

第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項の規定による書記長には区市民部長を、書記には区総務企画課長、区選挙係長及び区選挙係員をもってこれに充てる。

(局長等)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、連絡所長及び係長を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、事務局に担当課長又は担当係長若しくは主査、課又は係に主任その他必要な職員を置くことができる。

(充てる職)

第4条 次の表の左欄に掲げる職員には、それぞれ当該右欄に掲げる区職員をもって充てる。

事務局長	市民部長	調査二係長	戸籍住民課住民記録係長
事務局次長	総務企画課長	調査担当係長	戸籍住民課担当係長
管理啓発課長	地域振興課長	調査主査	戸籍住民課主査
調査課長	戸籍住民課長	庶務一係員	総務企画課庶務係員
連絡所長	まちづくりセンター所長	庶務二係員	総務企画課地域安全担当係長付きの職員
庶務一係長	総務企画課庶務係長	選挙係員	総務企画課選挙係員
庶務二係長	総務企画課地域安全担当係長	広報係員	総務企画課広聴係員
選挙係長	総務企画課選挙係長	管理啓発一係員	地域振興課まちづくり推進係員
広報係長	総務企画課広聴係長	管理啓発二係員	地域振興課まちづくり調整担当係長付きの職員
管理啓発一係長	地域振興課まちづくり推進係長	管理啓発三係員	地域振興課地域活動担当係長付きの職員
管理啓発二係長	地域振興課まちづくり調整担当係長	調査一係員	戸籍住民課戸籍係員
管理啓発三係長	地域振興課地域活動担当係長	調査二係員	戸籍住民課住民記録係員
管理啓発四係長	地域振興課統計担当係長	連絡所員	まちづくりセンター所員
調査一係長	戸籍住民課戸籍係長		

(事務分掌の特例)

第5条 委員会は、特別の事情があるときは、第2条の規定にかかわらず、特定の事務について分掌を 定めることができる。

(職務)

- 第6条 第3条の長(以下「事務局長等」という。)は、上司の命を受けて、その所管又は分担する事務 を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。
- 2 主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該主査限りでその分担する事務を処理することができる。
- 3 担当課長、担当係長及び主査の分担する事務は、事務局長が定める。
- 4 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、第3条第2項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(代決)

第7条 事務局長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者及びその順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

(準用)

第8条 前各条に定めるもののほか、非常勤職員(特別職非常勤職員を除く)及び臨時的任用職員の身 分取扱い並びに事務局の処務に関し必要な事項は、札幌市選挙管理委員会事務局の例による。

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。
  - ※ 附則は省略

### 別 表

組	織	事 務 分 掌
	庶務一係、二係	(1) 事務局の経理に関すること (2) 物品の出納及び保管に関すること。 (3) 投・開票管理者、事務従事者等の選任及び費用の弁償に関する こと。 (4) 投票用紙の整備、交付に関すること。 (5) 車両の運行計画に関すること。 (6) 個人演説会等に関すること。
	選挙係	<ul> <li>(1) 委員会の運営に関すること。</li> <li>(2) 規程の制定、改廃に関すること。</li> <li>(3) 公印の管守に関すること。</li> <li>(4) 公告式に関すること。</li> <li>(5) 文書の収受に関すること。</li> <li>(6) 明るい選挙の啓発に関すること。</li> <li>(7) 選挙人名簿の調製に関すること。</li> <li>(8) 在外選挙人名簿の調製に関すること。</li> <li>(9) 不在者投票事務に関すること。</li> <li>(10) 期日前投票事務に関すること。</li> <li>(11) 在外投票事務に関すること。</li> <li>(12) 直接請求に関すること。</li> <li>(13) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。</li> <li>(14) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。</li> <li>(15) 選挙執行の総括に関すること。</li> <li>(16) 局内他課の主管に属しないこと。</li> </ul>
	広報係	(1) 選挙公報に関すること。
管 理 啓 発 課	管理啓発一係、二係、三 係、四係	<ul><li>(1) 投票所の投票立会人の選任事務に関すること。</li><li>(2) 臨時啓発に関すること。</li><li>(3) 違反文書図画の調査等に関すること。</li><li>(4) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること。</li></ul>
調 査 課	調査一係、二係	(1) 選挙人名簿に係る被登録資格の調査に関すること。 (2) 在外選挙人名簿に係る被登録資格及び被登録移転資格の調査に 関すること。
連絡所		(1) 投票所の投票立会人の人選に関すること。 (2) 選挙公報の配布に関すること。

### 9. 札幌市事務専決規程(区関係分抜粋)

平成11年3月30日訓令第7号

最近改正 令和5年3月28日訓令第2号

(趣旨)

第1条 市長の権限に属する事務の専決については、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところ による。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 一般部局 札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)第1条に規定する局、区及び会計室をいう。
  - (2) 行政委員会事務局等 教育委員会事務局(学校以外の教育機関を含む。)、選挙管理委員会事務局、 人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局並びに消防局をいう。
  - (3) 局長等 一般部局の長、教育次長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長及び消防 局長をいう。
  - (4) 部長等 一般部局及び行政委員会事務局等の部長及びこれに準ずる者(担当部長を除く。)をいう。
  - (5) 課長等 一般部局及び行政委員会事務局等の課長及びこれに準ずる者(担当課長及び主幹を除く。)をいう。
  - (6) 係長等 一般部局及び行政委員会事務局等の係長及びこれに準ずる者(担当係長、副主幹及び主査を除く。)をいう。

(市長決裁事項)

- 第3条 次に掲げる事務は、市長の決裁を受けなければならない。
  - (1) 重要な施策の決定及び変更
  - (2) 条例及び規則の制定改廃
  - (3) 市議会の招集及び市議会に提出する案件の決定
  - (4) 市議会の権限に属する事項の専決処分
  - (5) 訴訟、和解(価額が100万円未満の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることを内容とするものを除く。)、調停並びに重要な不服申立て及び市民要望に関すること。
  - (6) 部長職以上の職員の身分取扱い及び勤務命令
  - (7) 消防監の職以上の消防職員の任命の承認
  - (8) 消防団長の身分取扱い
  - (9) 副市長の出張命令
  - (10) 予算の補正を要する事業の決定及び変更
  - (11) 前各号に準ずる重要異例なもの

(副市長以下の職員の専決事務)

- 第4条 副市長、局長等、部長等、課長等及び係長等の専決する事務は、別表に掲げるところによる。
- 2 前項の規定によるもののほか、副市長は自らの専決に属する事務に準ずる重要異例な事務について、 一般部局の部長等は自らの専決に属する事務に準ずる既定計画の執行に伴う事務について、それぞれ 専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)別表3に規定する部に 準ずる所又は課に準ずる所(課に所属するものに限る。)の長の専決に属する事務のうち、事務の円滑 な執行上必要やむを得ないものについては、これらの所の長が所属する部又は課の長が専決すること ができる。

(担当局長等の専決事務)

第5条 担当局長、市長室長、担当部長、担当課長、主幹及び担当係長(以下「担当局長等」という。) の専決する事務は、必要に応じ、その分担事務を定める者が、前条の規定により専決する職員の例に 準じて定めるものとする。

(この訓令に定められていない事務の専決)

- 第6条 前2条の規定により専決する職員は、この訓令において定められていない事務であっても、自 らの専決に属する事務に準ずると認める場合は、これを専決することができる。
- 2 前項の規定による場合を除き、この訓令において定められていない事務については、当該事務を所管する局長等(選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長を含む。以下この項において同じ。) の専決する事務とする。ただし、局長等は、必要があると認めるときは、所属職員のうち指定する者に当該事務を専決させることができる。

(専決の委譲)

- 第7条 副市長、局長等、部長等及び課長等並びに担当局長等(担当係長を除く。)は、必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の規定による自らの専決に属する事務又は第5条の規定により定められた自らの専決に属する事務を、所属職員又は所管事務に従事する職員のうち直近下位の者に専決させることができる。
- 2 前項の規定により直近下位の職員に専決させる場合は、あらかじめ直近上位の者の承認を得なければならない。この場合においては、総務局長が別に定める事務を除き、その承認を得る前に総務局長、 行政部長又は行政部総務課長に協議するものとする。

(専決の特例)

- 第8条 この訓令の規定により専決する職員は、自らの専決に属する事務であっても、特に重要若しくは異例と認める場合又はこの訓令の規定の解釈上疑義がある場合は、上司の決裁を得るものとする。 (委任)
- 第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。
  - ※ 附則は省略

# 別表

通則

- 次 以下の(1)から(4)までの各表は、係長等以外の職員の専決事項を定めるものであり、これらの表における局長等、部長等又は課長等の欄の表示の意味は、 に掲げるとおりである。
- その事項がその特定専決権者の区分に記載された者のみの専決に (1) 事項の区分及びそれに対応する特定専決権者の区分のいずれにも記載がある場合は、 属するものであることを示す。
- 事項の区分に記載があり、それに対応する特定専決権者の区分に記載がない場合は、その事項がそれを所管するすべての局長等、部長等又は課長等の 専決に属するものであることを示す。  $\widehat{\mathcal{O}}$
- (5)の表は係長等の専決事項を定めるものであり、同表において専決権者の欄に記載がある場合は、その事項がその記載された係長等のみの専決に属するも その事項がそれを所管するすべての係長等の専決に属するものであることを示す。 のであることを示し、その欄に記載がない場合は、 2
- (1) 一般部局(下水道河川局(下水道事業の執行に係るものに限る。)及び中央卸売市場を除く。)関係

# ア 庶務に関する車沖事項

	ア							
梅	専決事項	副市長	手 曽	長 等	量 婦	長 等	課 長	泰
中			重 重	特定専決権者	事 項	特定専決権者	車 項	特定専決権者
က	附属機関に対する諮問事項の決定		全てのもの					
4	業務上の事故に対する給付		右以外のもの		10万円未満		5万円未満	総務企画課長
					20万円未満	市民部長、(区)土 木部長		
5	業務上の事故に対する応急措置		右以外のもの		全てのもの	市民部長、(区)土 木部長		
9	車両に関する業務上の損害賠償の 請求		右以外のもの		100万円未満	(区)土木部長	10万円未満	総務企画課長、維 持管理課長
					20万円未満	市民部長		
8	寄附受理		右以外のもの		5万円未満	保健福祉部長		
6	係等事務分担の決定				全てのもの			

※ 1、2、7は省略

イ 人事給与に関する専決事項

	く ナンごう ヘスーン・エー・							
梅	中東共	H H	局長	長 等	部等	等	課長	桊
中	中公中	<u>-</u>	事項	特定専決権者	車 項	特定専決権者	車 項	特定専決権者
3	職員の勤務発令	課長及びこれに	役付きでない		係勤務発令			
		準ずる者並びに	者 (部及び課勤					
		係長及びこれに	務発令に限					
		準ずる者	5.)					
2	区会計管理者事務代理者の任免		全てのもの	<b></b>				
9	非常勤職員の任免		特別職非常勤		特別職非常勤職			
			職員		員を除いた者			
8	臨時的任用職員の任免(任用期間の				金でのもの			
	更新を含む。)							
6	特殊勤務手当の対象業務等の指定				全てのもの			
10	出張命令	局長及びこれに	課長及びこれ		係長及びこれに			
		準ずる者に係る	に準ずる者の		準ずる者以下の			
		もの並びに部長	宿泊を伴うも		宿泊を伴うもの			
		及びこれに準ず	0					
		名者(区の部長及	部馬及びこれ	单区				
		の「「「お」が入れて、「「「、」」と「「、」」と「「、海」と「	になべるこれに表示される	<b>X</b>				
			いた。から、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ					
		者を除く。) の宿	宿泊を伴うも					
		泊を伴うもの	9					
			部長及びこれ		課長及びこれに		係長及びこれに準	
			に準ずる者の		準ずる者の宿泊		ずる者の宿泊を伴	
			宿泊を伴わな		を伴わないもの		わないもの	
			いもの			ı	役付きでない者の	
							宿泊を伴わないも	
							の(市内の地域への	
							出張を除く。)	
11	出張依頼				全てのもの			
12	所属職員の願届処理、扶養手当の認						全てのもの	
	定並びに通勤手当、住居手当及び単							
	身赴任手当に係る届出の確認及び							
	決定							
13	時間外勤務及び休日勤務の命令						係長等専決事項以	
							外のもの	
*	1、2、4、7/3省略							

財務に関する専決事項 £

	ノを対し出りですの中で							
梅	世代田	111	周	長 等	5世	長 等	課	長 等
中			車 項	特定専決権者	重 重	特定専決権者	車 項	特定専決権者
9	現金分任出納員、物品分任出納員及				全てのもの			
	び物品分任検査員の任免							
2	資金前渡の決定並びに前渡資金を				全てのもの			
	精算する職員及び資金前渡補助職							
	員の指定							
8	収入の調定						全てのもの	
6	支出の命令						全てのもの	経理事務を担当
								する課長等
10	使用料、手数料等の減免及び分割延						全てのもの	
	納の許可又は承認							
11	債権の放棄		全てのもの					
l								

※ 1~5は省略

Н

工事・設計等に関する専決事項 この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。 備考

						0 /		
ıVπ	十	11 11 11	手 曽	長 等	手 2堤	長 等	子 繼	等
74.	5 中公中人	=	事 項	特定専決権者	) 重	特定専決権者	)	特定専決権者
	工事の施行の決定		右以外のもの	圣辰	3,000万円未満	(区)土木部長	500万円未満	維持管理課長
					720万円以下		50万円未満	総務企画課長、地
								域振興課長
- 1	2 工事に係る請負契約の締結				250万円以下		50万円未満	総務企画課長、地
								域振興課長
	3   設計等の委託の決定		右以外のもの	区長	300万円未満	(区)土木部長	50万円未満	維持管理課長
					100万円以下			
7	4   設計等の委託契約の締結				100万円以下			

# オ 業務委託及び物品購入等に関する専決事項

# 備港

4

この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。

2 この表の「物品」には用品を除き、「購入」には製造の請負を含み、「修繕」には改造を含む。

この表において「会議用食糧費関係物品等」とは、会議等に要する食糧費及び報償的経費に係る物品をいう。 က この表において「部庶務担当課長等」とは、部長等の属する部所の庶務を担当する課長等、会計室の庶務を担当する課長等及び里塚斎場長をいう。

この表において「指定物品」及び「指定単価契約物品」とは、それぞれ財政局長が別に指定する物品をいう。 5

この表において「部長等指定物品」とは、部長等が管財部長に合議して指定する物品及び管財部長が別に指定する物品をいう。

部 長 等       事 項     特定専決権者       5円未満(茶       5円未満(茶       5円未満の指       5円未満の指       5円未満の指       5円未満の指       5円未満の範       6局長等が財政局       7円未満の範       6局長等が財政局       7日未満の範       6局長等が財政局       7日未満の範       6月を分別未       6月をかが財政局       7日未満の範       7日未満の範       7日未満の範       7日未満の範       7日未満の前長等の所       7日未満の前長等指定       第	١									277
#発表記 (部) 特を除く。) 契約の	粔	<b>#</b>	西華城區	#					課 長	*
	有	r'	ガキンは	-		特定専決権者		特定専決権者	事項	特定専決権者
総結       会議等に要する食糧費の支出負担     右以外のもの       行為(物品の購入として整理される     200万円未満(茶       報信的経費の支出負担行為(物品の 職人として整理されるものを除 への要求     200万円未満(茶       検掘費関係 への要求 物品等を除 く。)の購入 数な修繕の を鑑費関係 行に係るも 物品等を除 りの購入     200万円未満(茶       数な修繕の 物品等を除 か品等を除 りの購入     200万円未満の指 を鑑りの所入と。       数な修繕に 物品等を除 りの解表     200万円未満の指 を確要関係 (行に係るも) 財政局長に合議 かる課長等の所 の維持       数な修繕に の維持     100万円未満の指 所入といの所入と。       200万円未満の指 が高の開入     200万円未満の指 原子がの前長       200万円未満の指 所入といの所及で が高額     200万円未満の指 原本が自動との方円を開かる ままるが の維持       200万円未満の指 所入を課長等の所 の維持     200万円未満の指 所及のが存業と がの前を発指	1			U	右以外のもの		200万円未満		30万円未満	
会議等に要する食糧費の支出負担       右以外のもの       200万円未満(茶         情為(物品の購入として整理される       200万円水満(茶         報信的経費の支出負担行為(物品の (本)       200万円水満(茶         か品等を除 物品等を除 か品等を除 を職費関係 への要求       200万円以上 要求       200万円水満の指 を職費関係 (7に係るも 物品等を除 か品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 のの方円水満の指 原本 を職費関係 (7に係るも 物品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 の品等を除 のの方円水満の指 度種費関係 (7に係るも 物品等を除 のの方円水満の指 度量をが財政局 の部を発験に の総結       200万円水満の指 原本 を職員関係 (7に係るも りの方円水満の指 度量値数(物品 を関する契約 の総結       200万円水満の指 原本 を単位の方円水満の指 度量値数(物品 を単位の方円水満の指 度量の方面を対象を のの方間を のの方面を といてためる額末 度はをの方面を といてためる額末 度はるの方面を といてためる額末 度はるが所を といてためる額末 度はもの所 を とのが を とのが を とのが を とのが を とのが を との を との		締結								
行為(物品の購入として整理される       200万円以上       200万円永満         報償的経費の支出負担行為(物品の 職入として整理されるものを除 く。)       200万円以上       200万円未満         食糧費別係 物品等を除 物品等を除 物品等を除 のこの購入       契約管理課長への 要求 物品等を除 のこの購入       200万円以上 を種費関係 行に係るも 物品等を除 のの 大。)の購入       200万円未満の指 を種費関係 行に係るも 物品等を除 のこの所用未満の範 同時で局長等が財政局 関する契約       200万円未満の指 度単価契約物品 度単面や局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時で局長等が財政局 同時の局長で翻 りが報告       200万円未満の額 度単の方無とつこの 財政局長で台籍 別する報名       200万円未満の額 度単の所 度が可見を指して 財政局長で台籍 別する報名	2	会議等に要す	る食糧費の支出負担	則	右以外のもの		200万円未満(茶			
#微性的経費の支出負担行為 (物品の 200万円以上 200万円未満 200万円未満 200万円未満 40 名 40		行為 (物品の購	入として整理される	2			英類に限る。)			
## (# 的経費の支出負担行為 (物品の		ものを除く。)								
購入として整理されるものを除     4。)       か品(会議用 部底務担当課長等     4。)       か品等を除     200万円以上       及び修繕の要求     200万円以上       極機費関係 行に係るも 物品等を除     200万円未満の指       物品等を除     200万円未満の指       板温費関係 行に係るも 物品を除い     100万円未満の範囲を持続した       及び修繕に     300万円未満の範囲を持続した       内の様     100万円未満の範囲を表示的       及び修繕に     100万円未満の範囲を表示的の部長等が財政局の統計       関する契約     100万円未満の範囲を表示の部長等指定       の統計     100万円未満の部長等指定       が結     100万円を表現の記述を表現の記述を表別の部長       が結     100万円を表現の記述を表別の部長       が結     100万円を表現の記述を表別の部長       が     100万円を表別の記述を表別の記	3	報償的経費のま	支出負担行為 (物品の	D	200万円以上		200万円未満			
く。)       物品(会議用 部庶務担当課長等       (**)       物品(会議用 部庶務担当課長等       (**)       の購入       (**)       の購入       (**)		購入として整	:埋されるものを脳	<b>∜</b> ₩						
物品(会議用 物品等を除 く。) の購入 及び修繕の 要求 物品等を除 の品等を除 の品等を除 のこの購入       契約管理課長への 要求       200万円以上 (本単世界)       200万円以上 (本単価契約物品)       200万円以上 (本単価契約物品)         数は等を除 りの購入 の締結       100万円水満の絶 及び修繕に 関する契約       周人等が財政局 財政局長に合議 の締結       日内で局長等が 及び修繕に 関する契約       日に定める額末 満の部長等が 満の部長等が 別が品等を指定 関する契約       日本の方円水満の絶 及び修繕に 別する契約       日本の方円水満の絶 及び修繕に 別する契約       日に定める額末 高の部長等が 別が品       日本の方間長等の所 別する対象を 満の部長等が 別か品		(°>								
食糧費関係 への要求       (**) の購入       (**) の開入       (**) の用入	4	物品(会議用	部庶務担当課長等	掛					30万円未満の物品	
物品等を除 く。) の購入       契約管理課長への 要求       200万円以上 要求       200万円以上 定糧費関係 行に係るも 物品等を除 の       200万円未満の指 度量関係 行に係るも 物品等を除 の       200万円未満の指 度単価契約物品 度単価契約物品 度上合議して定 財政局長に合議 める課長等の所 日での系統と         及び修繕に 関する契約 の締結       1       200万円未満の範 原上合議して定 財政局長に合議 める課長等の所 所の部長等も所 満の部長等指定 等		食糧費関係	への要求						の購入	
文び修繕の 要求       契約管理課長への 要求       200万円以上 要求       200万円未満の指 定単価契約物品         物品等を除 の助等を除 のの締結       (この方円未満の指 を関する契約       周長等が財政局 関する契約         の締結       (この新結       (この方円未満の組 を単価契約物品       日長等が財政局 度に合議して定 財政局長に合議         財政局長に合議       (この方円未満の組 を対しを 関する契約       日本の方円未満の組 を単一を 関する契約       日本の方円未満の組 を関する契約       日本の方円未満の組 を対して定 財政局長に合議       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する報表       日本の方間を等が財政局 関する部の部長等指定       日本の部長等指定       第の部長等指定       第の部長等指定       第の部長等指定       第の部長等指定       第		物品等を除							200万円未満の指定	
及び修繕の要求     契約管理課長への     200万円以上       要求     200万円以上       物品(会議用 各課直接執 購入 物品等を除 の)     本の万円未満の指 局長等が財政局 国長等が財政局 国大・漁の購入 長に合議して定 財政局長に合議 める課長等の所 して定める額未 属する部の部長 満の部長等指定 等 かる この おお はい の おお ままままます。 まままままます。 ままままままます。 ままままままます。 ままままままます。 ままままままます。 まままままます。 ままままます。 まままままます。 ままままます。 ままままます。 ままままます。 ままままます。 ままままます。 ままままます。 まままままます。 ままままます。 まままままます。 まままままます。 まままままます。 まままままます。 まままままます。 まままままます。 ままままままます。 まままままます。 まままままます。 ままままままます。 まままままままま		く。)の購入							物品の購入	
要求     契約管理課長への     200万円以上       物品(会議用 各課直接執 購入 物品等を除 の)の購入     200万円未満の指 高長等が財政局 定単価契約物品 定単価契約物品 高長等が財政局 国内で局長等が 易課長等の所 関する契約       の締結     100 時 人 の購入 別報		及び修繕の							200万円未満の物品	
製約管理課長への       要求       200万円以上         物品(会議用 各課直接執 購入       購入       定単価契約物品         物品等を除 のようの購入       大。)の購入       との所用未満の指 局長等が財政局         及び修繕に とい の購入       大。       日本の万円未満の範 局長等が財政局         関する契約       大の締結       日本の万円未満の範 局長等が財政局         の締結       日本の万円未満の範 局長等が財政局       日本の万円未満の範         の締結       日本の万円未満の範       日本の万円未満の         の締結       日本の万円を設め       日本の万円を設め         日本の万円を設め       日本の万円を設め       日本の万円を設め         日本の方式を表が出める       日本の万円を設め       日本の方式を表が出める         日本の方式を表が出める<		要求							の修繕	
物品(会議用 物品(会議用 物品等を除 の。       会課直接執 行に係るも 物品等を除 く。)の購入 及び修繕に 関する契約       購入 の購入 及び修繕に 関する契約       自長等が財政局 関する契約         内部等を除 の締結       上で定める額未 満の部長等指定 満の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定 第の部長等指定			契約管理課長への	Q Q			200万円以上		200万円未満	
物品(会議用       各課直接執 購入       二       200万円未満の指       定単価契約物品       定単価契約物品       定単価契約物品       万         物品等を除っりの購入       の助力       200万円未満の範       局長等が財政局       国民等が財政局       国内で局長等が       長に合議して定         及び修繕に       関する契約       財政局長に合議       める課長等の所       のる課長等の所       の総結       国する部の部長       第する部の部長         の総結       対の総       財政局長に合議       等       200万円未満の第       200万円未満の額			要求							
行に係るものの     定単価契約物品       の     200万円未満の範 局長等が財政局 関内で局長等が 長に合議して定財政局 財政局長に合議 める課長等の所 して定める額未 属する部の部長 満の部長等指定 等 物品	5	物品(会議用					200万円未満の指		50万円未満の指定	
の     200万円未満の範 局長等が財政局 囲内で局長等が 長に合議して定 財政局長に合議 める課長等の所 して定める額未 属する部の部長 満の部長等指定 等 物品		食糧費関係	行に係るも				定単価契約物品		単価契約物品	
200万円未満の範       局長等が財政局         囲内で局長等が       長に合議して定財政局         財政局長に合議       める課長等の所         して定める額未       属する部の部長         満の部長等指定       等         物品		物品等を除	6						10万円未満	
囲内で局長等が       長に合議して定財政局長に合議         財政局長に合議       める課長等の所         して定める額未       属する部の部長         満の部長等指定       等         物品       物品		く。)の購入					200万円未満の範	局長等が財政局	50万円未満の範囲	局長等が財政局
契約     財政局長に合議     める課長等の所       して定める額未     属する部の部長       満の部長等指定     等       物品		及び修繕に					囲内で局長等が	長に合議して定	内で局長等が財政	長に合議して定
して定める額未     属する部の部長       満の部長等指定     等       物品     物品		関する契約					財政局長に合議	める課長等の所	局長に合議して定	める課長等
部長等指定 等		の締結					して定める額未	属する部の部長	める額未満の部長	
							満の部長等指定	等	等指定物品	
HH CAL							物品			

7	会議用食糧	分議等	各課直接	2万円未満(茶		2万円未満の茶		
	費関係物品		執行に係	東類を除く。)		<b>東</b> 類		
	等に係る物		8 5 5 6					
	品の購入に	費に係						
	関する契約	るもの						
	の締結		部庶務担		2	200万円未満の指	50万円未満の指定	部庶務担当課長
			当課長等		<u></u>	定物品	物品	桊
			への要求				10万円未満	部庶務担当課長
			に係るも					华
			8					
		報償的	各課直接		20	200万円未満の指		
		経費に	執行に係			定単価契約物品		
		祭るむ	るもの		CA	2万円未満		
		9	部床務担		20	200万円未満の指	50万円未満の指定	部庶務担当課長
			当課長等			定物品	物品	≉
			くの要求				10万円未満	部庶務担当課長
			に係るも					≉
			6					
8	物品の借受けの契約管理課長への	・の契約管	理課長への			自動車(借受金額		
	要求				カ	が50万円以上で、		
					カ	かつ、借受期間が		
					<u>ස</u>	3月以上の年度内		
					人	借受けに限る。)		
6	物品の借受	各課直抄	各課直接執行に係	右以外のもの	2	200万円未満 (8	50万円未満	
	けに関する	540		(8の項に掲	Ō	の項に掲げるも		
	契約の締結			げるものを除	Q	のを除く。)		
				(°)				
10	不用物品の廃棄の決定	棄の決定			<u> </u>	全てのもの		
12	生産品等の処分(廃棄処分を除く。)	分(廃棄処	分を除く。)		4	全てのもの		

※ 11 は省略

公有財産に関する専決事項 この表において「自動販売機等」とは、自動販売機、地下埋設物、電柱(支柱、支線その他附属設備を含む。)、携帯電話基地局、仮設工作物その他これらに類するものをいう。 力 推

Ţ	備考   この衣においく「目動販元機等」とは、目動販元機、地下埋設物、単仕(文仕、文株での他阿馬設備を含む。)、携骨電話基地局、収設工作物での他これらに類するものをいう	とに、目則販冗機、」	型 /> 、理	(文仕、文楙 かの他	5  阿鳥設備を含む。/、抄	<b>号帝電話基</b> 地向、仮	設工作物その他これら	に類するものをいう。
梅	五年光世	111 	局長	等	部長	等	課 長	等
中			車 項	特定専決権者	事 項	特定専決権者	事項	特定専決権者
5	行政財産の目的外使用許可(自動販		許可期間が1年		許可期間が1年以		許可期間が1月以下	
	売機等以外に係るものに限る。)		を超えるもの		下のもの		のもの	
9	普通財産の貸付け(自動販売機等以		貸付期間が1年		貸付期間が1年以		貸付期間が1月以下	
	外に係るものに限る。)		を超えるもの		下のもの		のもの	
7	自動販売機等に係る行政財産の目				許可又は貸付期		許可又は貸付期間	
	的外使用許可又は貸付け若しくは				間が1月を超える		が1月以下のもの	
	私権の設定及び普通財産の貸付け				もの			
8	不動産の借受け		借受期間が1年		借受期間が1年以		借受期間が1月以下	
			を超えるもの		下のもの		のもの	
6	部所属施設の管理(5の項から8の				全てのもの			
	項までに掲げるものを除く。)							
10	) 保管物件及び諸設備の公共用一時						全てのもの	
	貸付け又は使用許可							
11	11 不動産の登記嘱託						全てのもの	維持管理課長

※ 1~4は省略

(2)~(4) 省略

(5) 係長等の専決事項

<u>ا</u> (	(の) がなすぐせいすぎ	
梅	力	*
中	等 (大 · ) * · (1)	等 伏 惟 有
1	諸証明及び閲覧の許可	一般部局の係長等
2	定例の調査統計類の作成及び報告	一般部局の係長等
က	軽易な照会、回答及び資料収集	一般部局の係長等
4	会議室、共用車等の使用申込み及びタクシーチケット等の保管交付	一般部局の係長等
2	所属職員の宿泊を伴わない市内の地域への出張の命令	一般部局の係長等
2	収入金の納入督励及び督促	
8	<b>(</b> 數収嘱託	

※ 6 は省略

### 10. 札幌市区民センター条例

昭和 48 年 12 月 20 日 条 例 第 49 号

最近改正 平成28年6月3日条例第32号

(設置)

- 第1条 地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もつて地域住民の福祉の 増進に寄与するため、本市に区民センターを設置する。
- 2 区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進するため、コミュニティセンター及び地区センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター(以下「区民センター等」という。)の 名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(事業)

- 第3条 区民センター等は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 各種講習会、講演会等の開催、体育、各種野外活動等のレクリエーション活動の推進その他必要な事業を行うこと。
  - (2) 一般の使用に供すること。

(休館日等)

- 第3条の2 区民センター等の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
  - (1) 開館時間 午前8時45分から午後9時まで
  - (2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、義務教育終了前の児童が区民センター等を利用できる時間は、午前8時 45分から午後5時までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の承認)

- 第4条 別表2に掲げる施設(以下「有料施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の 承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認(以下「使用承認」という。)を与える場合において、区民センター等の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

- 第5条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長に別表2に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付)
- 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、有料施設を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、 又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

- 第8条 使用者は、有料施設の使用に当たつて特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。 (使用等の不承認)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第1項の承認(以下「使用 承認等」という。)をしない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
  - (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
  - (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合 (承認の取消し等)
- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、有料施設の使用 の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。
  - (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
  - (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
  - (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
  - (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
  - (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

(入館の制限等)

- 第10条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区民センター等に入館しようとする者の 入館を禁じ、又は区民センター等に入館している者に区民センター等(有料施設を除く。)の使用の 停止若しくは区民センター等からの退館を命じることができる。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
  - (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
  - (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

- 第11条 区民センター等を使用した者は、区民センター等の使用を終了したとき、又は前2条の規定により区民センター等の使用の停止を命じられ、若しくは第10条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 区民センター等を使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第12条 区民センター等の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、 賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

- 第13条 市長は、区民センター等の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に区民センター等の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係

る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行つている団体(当該区民センター等を管理するために地縁による団体(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体に限る。)に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。この場合において、当該管理を行っている団体を構成員とする団体にあつては、これを当該管理を行つている団体とみなす。

- 3 第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
  - (1) 施設の維持及び管理(市長が定めるものを除く。)
  - (2) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施
  - (3) 使用承認等に関すること。
  - (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務
- 4 第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第3条の2、第4条、第8条から第10条の2まで及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金の収受等)

- 第14条 前条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合においては、当該 指定管理者に当該区民センター等の有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該 指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 2 前項の場合においては、第5条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、別表2に定める使用料の額と同額とする。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (委任)
- 第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
  - ※ 附則及び別表 1 ・ 2 は省略(別表 1 については 52~59 ページの表参照。また、別表 2 については 51 ページの表参照。)

### 11. 札幌市区民センター条例施行規則

昭和49年1月10日 規 則 第 2 号

最近改正 平成28年3月31日規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、札幌市区民センター条例(昭和48年条例第49号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の承認等)

- 第2条 条例第4条第1項の規定により条例別表2に掲げる施設(以下「有料施設」という。)の使用の 承認を受けようとする者は、あらかじめ使用承認申込書(様式1)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第8条の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。
- 3 市長は、区民センター等の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させた上、その者に対し使用承認書(様式2)を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除)

- 第3条 条例第5条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額(免除)申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、使用料の減額又は免除を決定したときは、使用料減額(免除)決定通知書(様式4)を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の環付)

- 第4条 条例第6条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 有料施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合
  - (2) 条例第10条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合
  - (3) 使用日の6日前までに使用者から使用の取下げ又は変更の申出があった場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めた場合

(遵守事項)

- 第5条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター(以下「区民センター等」という。)を 利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 危険物を持ち込まないこと。
  - (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
  - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
  - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
  - (2) 承認を受けた施設及び備品以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第6条 区民センター等を利用する者は、区民センター等において物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

- 第7条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第2条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払わせた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」とする。
- 2 条例第14条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 第4条第1号から第3号までのいずれかに掲げる場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 (委任)
- 第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。
  - ※ 附則及び様式は省略

### 12. 札幌市区民センター等使用承認取扱要領

平成元年3月28日 市民局長決裁 最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、札幌市区民センター条例(昭和48年条例第49号。以下「条例」という。)第3条の2の開館時間、第4条の使用の承認、第5条の使用料及び第9条の使用等の不承認並びに札幌市区民センター条例施行規則(昭和49年規則第2号。以下「規則」という。)第6条の販売行為等の禁止について必要な事項を定める。

(開館時間等)

- 第2条 次の各号の一に該当するときは、条例第3条の2第1項ただし書きに規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するものとする。
  - (1) 夜間区分を午後10時まで超過して使用しようとするものがあるとき
  - (2) 全日区分を午後10時まで超過して使用しようとするものがあるとき
  - (3) 公用又は公共用の使用にあたって午後9時以降使用しようとするものがあるとき
- 2 次の各号の一に該当するときは、条例第3条の2第2項ただし書きに規定する「特に認めた場合」 に該当するものとする。
  - (1) 保護者と一緒に利用する場合
  - (2) 保護者に代わる 18歳以上の者と一緒に利用する場合 (受付日及び時間)
- 第3条 区民センター等の窓口における使用承認申込及び使用料納付受付日は、休館日以外の日(以下「開館日」という。)とする。
- 2 区民センター等の窓口における使用承認申込の受付及び使用料納付の受付は午前8時45分から午後9時までとする。ただし、第2条第1項各号の規定によるとき、午後10時まで超過して受付するものとする。

(受付期間等)

- 第4条 区民センター等の使用承認申込書の受付期間は、次のとおりとする。
  - (1) ホールの使用は、使用日の3か月前の日(3か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日までの間とする。
  - (2) ホールを除く各室の使用は、使用日の2か月前の日(前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日までの間とする。ただし、ホールで行う講演会、音楽会、その他地域住民を対象とする事業に伴う出演者等の更衣、休憩、待機等のための控室として併用する必要があると認められる場合は、2室までに限り、ホールと同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときの使用承認申込書の受付期間は、使用日の 1か月前の日(前月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でな いときはその直前の受付日)から使用日までの間とする。
  - (1) 国又は地方公共団体が、その職員を対象として内部的な会議、研修、行事等を行うため使用するとき。
  - (2) 企業、個人事業主その他の営利又は営業を目的とする者が使用するとき。
  - (3) ホールの一部を使用するとき。
  - (4) 飲酒を主たる目的として使用するとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときの使用承認申込書の受付期間は、使用日の6か月前の日(6か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日までの間とする。
  - (1) 国又は地方公共団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推進に 役立つ事業又は行政サービスの一環としての説明会、臨時窓口開設等の事業 (委託した事業を含む。) を行う場合
  - (2) 連合町内会区域以上の地域的規模を有する住民組織等の公共的な団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進又は住民のコミュニティ活動の推進に役立つ事業を行う場合
  - (3) 前2号に掲げるほか、区長が特に必要やむを得ないと認める場合
- 4 前3項の規定にかかわらず、1時間単位での使用承認申込書の受付期間は、使用日の5日前の日から使用日までの間とする。
- 5 区民センター等の使用希望者は、使用承認申込書の受付期間が第1項に定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7開館日前から前開館日までの間に使用承認申込書を預けることができる。
- 6 前項の規定により使用承認申込書を預けた者の使用決定は、それぞれの室の受付開始日に行うものとする。この場合、使用承認申込書を預けた者及び第5条第4項の規定により予約の申し出をした者の間の使用希望が重複したときには、公開抽選により使用者を決定するものとする。
- 7 受付開始日において政治団体又は宗教団体とその他の者との間で使用希望が重複した場合は、前項の規定にかかわらず、その他の者の使用を優先する。
- 8 条例別表 2 備考 1 (1)~(4)については、前後の利用者の希望が重複した場合は、公開抽選により使用者を決定する。

(登録利用者)

- 第5条 区長が特に認めた者は、窓口における使用承認申込に代えて、各センターの状況に応じ、電話、ファクス又はインターネットによる使用承認申込ができるものとする。この場合、必要事項を申し出ることをもって使用承認申込書を提出したものと見なすものとする。
- 2 前項の使用承認申込の受付期間は、前条の規定によるそれぞれの室の受付開始日から使用日の2受付日前までを原則とする。ただし、区長が認めた場合は使用日の前日及び使用日にも使用承認申込ができるものとする。
- 3 第3条の規定は、第1項の使用承認申込について準用する。ただし、インターネットによる場合は 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)以外の日の午前8時45分から午後11時までとする(メ ンテナンス等に伴い停止する場合を除く。)。
- 4 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、使用承認申込書の受付期間が前条第1項に 定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7日前から2受付日前まで(区長が認めた場合は受 付開始日の前日まで)の間に、受付開始時に申込みの効力を発するよう予め申し出ておくことができ る。

(使用の承認)

- 第6条 窓口において使用承認申込があったときは、使用承認しない場合及び第4条第5項の規定による場合を除き、区長は速やかに使用の承認を決定する。このとき、使用承認書は使用料を納付させた後に交付するものとする。
- 2 第4条第5項又は第5条の規定により使用承認申込があったときは、区長は使用の承認を決定し、 使用の承認が決定した旨を電話・ファクス・メール等により伝える。このとき、使用承認書は使用料 を納付させた後に交付するものとする。

(使用料の納付時期)

- 第7条 使用料は、使用の前までに納付するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は区長が決定する納期限までに納付するものとし、納期限までに納付されない場合は、区長は使用承認を取り消すことができるものとする。
- 2 使用料納付前に使用の取下げを申し出た者は、その翌日から起算して7日以内に使用料を納付する ものとする。
- 3 規則第4条の規定により使用料が還付される見込みがある場合で区長が特に必要と認めるときの前 2項の使用料の納付は、使用料と還付額の差額の納付に代えることができるものとする。
- 4 国又は地方公共団体が使用する場合は、規則第2条第3項ただし書きの規定により、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の未納)

- 第8条 区長は、前条第1項及び第2項で定める納期限までに使用料を納付しなかった者(以下「使用料未納者」という。)に対し、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日から起算して20日目の日(この日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他の休日(以下「休日等」という。)にあたるときは、その直前の休日等以外の日)を納期限とした納付依頼書を送付する。
- 2 前項の納付依頼書は、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日に送付する。
- 3 使用料未納者に対しては、使用料を納付するまでの間、市内全ての区民センター等において、使用 料未納後の使用承認申込を不承認とする。
- 4 前条第1項で規定する納期限を超過しても使用料が未納の場合には、督促等を行う。 (使用承認の条件等)
- 第9条 条例第4条第2項の規定により「使用について条件を付することができる」場合は、次の各号の一に該当するときとする。
  - (1) 中学生以下の生徒・児童の団体が使用するとき。
  - (2) 不特定多数の市民が参集する事業で使用し、入場料等(入場券、金券、整理券等名称を問わず入場料等の徴収を目的とした証票の発行を含む)を徴収するとき。
  - (3) 会費等(運営費、受講料、月謝等名称を問わずサークル等の開催や運営のために徴収する金品を含む)を徴収するサークル等が使用しようとするとき。
  - (4) 飲酒を主たる目的として使用しようとするとき。
- 2 前項各号に付することができる条件は、次のとおりとする。
  - (1) 第1号に該当するときは、保護者又はこれに代わる18歳以上の者を同席させるものとする。
  - (2) 第2号に該当するとき (第11条の規定を適用する場合を除く。) は、入場料等の額及び実費 (使用料、講師謝礼、材料費等)の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。
  - (3) 第3号に該当するときは、会費等の額及び実費(使用料、講師謝礼、材料費等)の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。
  - (4) 第4号に該当するときは、夜間のみ使用させるものとする。ただし、酩酊して他人に迷惑を及ぼす等、区長が特に好ましくないと認めるときは、使用を中止させるものとする。
- 3 ホールの一部を使用する場合の使用承認の基準は、次のとおりとする。
  - (1) ホールの2分の1を単位として使用を承認するものとする。
  - (2) 同一時間帯に2者にホールの一部使用を承認する場合は、2者の使用内容、使用形態、使用目的等の別に関わりなく使用を承認するものとする。

(使用の不承認)

第 10 条 条例第 9 条第 3 号に定める「その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合」は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合
- (2) 葬儀のため使用しようとするとき。ただし、遺体の搬入や宿泊がなく、ろうそく・線香等の火気の使用がない、偲ぶ会・お別れ会形式のものは除くこととし、遮音性のある部屋に利用を限定する。
- (3) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (4) 使用料未納者が使用しようとするとき。ただし、区長が使用料について使用後の納付を認めた場合はこの限りではない。
- (5) その他区民センター等の設置目的に照らし区長が特に好ましくないと認めるとき。 (販売行為等の承認)
- 第 11 条 規則第6条ただし書の規定により販売行為等の承認をすることができる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
  - (2) 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
  - (3) 町内会等の住民組織、NPO 団体、福祉団体、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、その活動資金を得るための事業又はチャリティ事業として実施する販売行為等である場合
- 2 前項第3号の規定により販売行為等を承認する場合は、使用承認申込の際に販売行為等計画書(様式1)を提出させる。
- 3 第1項第3号の規定により販売行為等を承認できるのは、1団体につき原則月1回とする。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)
- 第12条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合におけるこの要領の適用については、第4条第3項、第5条、第6条、第7条、第8条第1項、第9条第2項及び第10条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第6条~第8条、第9条第2項及び第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条、第8条第3項中「納付する」とあるのは「支払う」と、第6条中「納付させ」とあるのは「支払わせ」と、第7条第1項中「納付され」とあるのは「支払われ」と、第3条、第7条第3項、第8条及び第10条中「納付」とあるのは「払込」と、第8条及び第10条中「未納」とあるのは「未払」とする。
- 2 第7条第4項の規定について、国又は地方公共団体以外が使用する場合でも、指定管理者が必要やむを得ないと定めた場合は、利用料金について使用後の払込を認めることができる。
- ※ 附則及び様式は省略

### 13. 札幌市地区集会所条例

昭和 25 年 4 月 1 日 条 例 第 13 号 最近改正 平成 24 年 10 月 3 日条例第 39 号

- 第1条 本市に市民の集会等の用に供するため、地区集会所(以下「集会所」という。)を設置し、その名称及び位置は、別表1のとおりとする。
- 第2条 集会所は、下記各号の一に該当する集会を行なう場合にはこれを使用することができない。
  - (1) 風俗又は公安を害する虞れのある場合
  - (2) 集会所及び備付物件をき損、滅失する虞れのある場合
  - (3) その他市長において不適当と認める場合
- 第3条 集会所を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 第4条 市長は、管理上必要があると認めたときは、その使用につき条件をつけることができる。
- 第5条 集会所の使用料は、別表2のとおりとする。但し、専ら公益のために使用するもので、市長が 必要と認めたときは、これを減免することができる。
- 第6条 使用料は、第3条による承認を受けるときは納付しなければならない。
- 第7条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 第8条 使用者が集会所使用にあたって、特殊物品の搬入又は特別の設備をしようとするときは、予め 市長の承認を受けなければならない。
- 第9条 次の各号の一にあてはまるときは、市長はその使用条件を変更し、使用を停止し又は使用承認 を取消すことができる。
  - (1) この条例及びこれに基く規則に違反したとき。
  - (2) 使用料承認の条件に違反したとき。
  - (3) 公益上巳むを得ない事由が生じたとき。
- 第10条 使用を終つたとき、又は使用承認を取消されたときは、使用者は直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。但し、前条第3号の場合は、この限りでない。

使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行しその費用を徴収する。

- 第11条 使用者が建物又は附属物若しくは備付物品をき損滅失したときは、市長の定めるところによってその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、市長は賠償額を減額又は免除することができる。
- 第12条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。
  - ※ 附則及び別表は省略(別表については44ページの表参照)

### 14. 札幌市地区集会所条例施行規則

昭和 25 年 4 月 1 日 規 則 第 18 号 最近改正 平成 6 年 3 月規則第 33 号

- 第1条 この規則は、札幌市地区集会所条例(昭和25年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 集会所を使用しようとするものは、札幌市地区集会所使用承認申請書(様式1)に所定の事項 を記入し、市長に提出しなければならない。
- 第3条 市長が使用を承認した場合は、所定の使用料を納付させた上、使用者に対し札幌市地区集会所 使用承認書(様式2)を交付する。
- 第4条 条例第7条の規定により、市長は、次の各号の一に該当する場合は、既納の使用料の全部又は 一部を還付することができる。
  - (1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用不可能となった場合
  - (2) 条例第9条第3号の規定により使用の承認を取り消した場合
  - (3) 使用の承認後、使用日の5日前までに使用承認の取消し又は変更の申し出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めた場合
- 第5条 使用者は集会所の内外において売店を設け、又は行商をなし、若しくは金品の寄附募集等の行 為をなし、又はなさしめる場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 第6条 返還の際は使用者において取片付の上、清潔に掃除をしなければならない。市長が特に必要と 認める場合は、前項の保証として、その費用に相当する金額を予め納付させることがある。
  - ※ 附則及び様式は省略

### 15. 札幌市民交流広場条例

平成8年3月29日 条 例 第 39 号

最近改正 平成 17年 10月 4日条例第 98号

(設置)

第1条 本市は、市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、地域住民のコミュニティ活動の助長及び都市における市民の交流の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、市民交流広場(以下「広場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
札幌市厚別中央市民交流広場	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市清田市民交流広場	札幌市清田区平岡1条1丁目

(使用の承認)

- 第2条 広場(駐車場を除く。)の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認を与える場合において、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

- 第3条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付)
- 第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、広場を承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその 権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするとき は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の承認をしない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - (3) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(承認の取消し等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項若しくは第6条の承認(以下「承認」という。)の条件を変更し、又は承認に係る使用の停止を命じ、若しくは承認を取り消すことができる。
  - (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 使用者が承認の条件に違反したとき。
  - (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(入場の制限等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場を利用しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用している者の退場を命じることができる。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 次条(第8号を除く。)の規定に違反したとき。
  - (4) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

- 第10条 広場内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用者が第5号から第7号までに掲げる行為を市長の承認を得て行うときその他市長が特に認めるとき、又は市長が広場の管理運営上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
  - (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
  - (3) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
  - (4) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
  - (5) 所定の場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
  - (6) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
  - (7) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
  - (8) その他市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為 (利用の禁止又は制限)
- 第11条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又は広場を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(原状回復)

- 第12条 使用者は、承認に係る使用を終了したとき、又は承認に係る使用の停止を命じられたとき、若 しくは承認を取り消されたときは、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 施設、備品、花木等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

- 第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。
  - ※ 附則及び別表は省略(別表については64ページの表参照)

### 16. 札幌市民交流広場条例施行規則

平成8年5月7日 規 則 第 44 号

最近改正 平成28年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市民交流広場条例(平成8年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

- 第2条 条例第2条第1項の規定により広場の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、あらかじめ使用承認申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第6条の規定により広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようと する者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。
- 3 市長は、広場の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたうえ、申請者に対し使用 承認書(様式2)を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料について 使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除をすることができる場合等)

- 第3条 条例第3条第2項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 公共団体又は公共的団体が使用する場合であって、市長が特に認めるとき
  - (2) その他市長が特に認める場合
- 2 条例第3条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の申請書 に必要な事項を記入しなければならない。

(使用料の還付をすることができる場合)

- 第4条 条例第4条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 第2条第3項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することができない事由により使用が不能となった場合
  - (2) 条例第8条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合
  - (3) 使用者が使用開始の日の5日前までに使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

- 第5条 条例第2条第1項の規定により市長の承認を受けて広場を使用する場合の使用期間は、引続き 3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (委任)
- 第6条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。
  - ※ 附則及び様式は省略

### 17. 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

令和 4 年 10 月 6 日 条 例 第 41 号

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境 美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札 幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動 促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来に わたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の 世代に継承していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の 責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者(以下「地域住民」という。)の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
  - (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。
  - (3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(基本的な考え方)

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。
- (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(町内会等の地域における役割)

- 第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らし やすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。
- 2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、 その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものと する。
- 3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。
- 4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、 地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。
- 5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。
- 6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内 会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内 会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(住宅の建築等を行う事業者等の役割)

- 第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理(これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。)を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、 町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。
- 3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施 策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務等)

- 第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の 活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連 携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。
- 3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。
- 4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活動の更なる活性化 を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。
- 5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(加入促進等)

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(負担軽減)

第 10 条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援 を行うものとする。

(広報啓発)

第 11 条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

(人材育成等)

第 12 条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施する ものとする。

(意見交換会等)

第 13 条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内 会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施 するものとする。

(推進体制の整備)

第 14 条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 18. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱

平成28年2月16日 市民まちづくり局長決裁 (最近改正 令和2年1月20日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業(以下「未来まち事業」という。)の 運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 未来まち事業は、各地域で進行の異なる人口減少や少子化・超高齢社会といった社会構造の変化により複雑多様化する地域課題等、地域の実情をしっかりと見つめ、市民、企業など地域で活動する様々な団体や人材と行政が、知恵を出し合い、地域の課題や目指すべき将来像を共有し、これらを解決、実現する「徹底した地域主義」で、心豊かで明るいさっぽろの未来を築くため、様々な事業を通じて、区や地域の特性を活かした市民自治の精神に基づく市民の主体的なまちづくり活動を支援することを目的とする。

(実施内容等)

- 第3条 区長は、前条の目的を達成するために、下記の事業を実施する。
  - (1) 地域住民のふれあい・交流、まちづくり団体による情報の共有・交流やネットワークの形成など、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援するために効果的な事業
  - (2) 区や地域が持つ自然・文化・歴史・産業・教育研究機関・企業などの資源や人材を活用し、又は様々な地域課題の解決に向けて実施する事業
  - (3) 地域のまちづくり活動を通じて、男女共同参画の推進、豊かなスポーツ環境の創造、高齢者の生涯学習や生きがいづくりを行うことを目的とした事業
  - (4) 区民協議会の活動への支援や同協議会の意見等を活かして区のまちづくりを活性化することを目的とした事業
  - (5) 将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」に資する事業
- 2 市民文化局長は、前条にある目的を達成する事業のうち、全市的に実施することが効果的と認める 事業を実施することができる。

(事業の定期的な見直し)

第4条 区は、地域の特性や状況などを考慮し、定期的な見直しを行い、事業展開の硬直化を招かないよう努めるものとする。

(計画書の提出)

- 第5条 市民文化局長は、年度ごとに未来まち事業を実施するに当たって必要な事項を定め、実施方針 として区長へ通知する。
- 2 区長は、前項にある実施方針に基づき「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業計画書」(以下「実施計画書」という。)を策定し、年度当初に市民文化局長に提出するものとする。

(区と事業部局との連携・調整)

- 第6条 区長は、前条の実施計画書の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて当該事業に関係する局(以下「事業部局」という。)と協議及び連携するとともに、関連する法令・例規、計画等の趣旨を十分に踏まえて実施するものとする。
- 2 区長は、事業に相当の効果が認められ、継続又は規模を拡大して実施する必要のあるときは、事業

部局に当該事業を引き継ぎ、又は事業部局と協働で行うよう調整するものとする。

(市民文化局の支援)

第7条 市民文化局長は、事業の円滑な推進を図るために、区長に対し必要な情報の提供を行うとともに、前条における区と事業部局との連携・調整に当たっては、適切な支援を行うものとする。

(予算の配分)

第8条 市民文化局長は、第5条の実施計画書の提出があったときは、速やかに予算の配分手続きを行 うものとする。ただし、全市的な観点から必要がある場合は、予算の一部を保留し、別途に配分する ことができる。この場合の手続きは、市民文化局長が別に定めるものとする。

(報告)

第9条 区長は、当該年度が終了したときは、実施事業の実績等について、別に定める様式により報告 書を作成し、市民文化局長に報告するものとする。

(留意事項)

第10条 区長は、事業の実施に当たっては、第2条及び第3条の趣旨に留意し、札幌市予算及び会計規則に基づき適正かつ効果的な運営を図るように努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則 (平成28年2月16日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(元気なまちづくり支援事業運営要綱の廃止)

2 元気なまちづくり支援事業運営要綱(平成17年3月8日制定)は、廃止する。

附 則(令和2年1月20日)

1 この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

### 19. 札幌市福祉に関する事務所設置条例

昭和 46 年 12 月 21 日 条 例 第 48 号 最近改正 令和 3 年 10 月 5 日条例第 28 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により、福祉 に関する事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(所務)

第3条 福祉に関する事務所は、法第14条第6項に規定する事務のほか、市長の定める事務を取り扱う。 ※ 附則は省略

### 別 表

名 称	位置	所 管 区 域
札幌市中央区保健福祉部	札幌市中央区大通西2丁目	中央区の区域
札幌市北区保健福祉部	札幌市北区北24条西6丁目	北区の区域
札幌市東区保健福祉部	札幌市東区北11条東7丁目	東区の区域
札幌市白石区保健福祉部	札幌市白石区南郷通1丁目南	白石区の区域
札幌市厚別区保健福祉部	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	厚別区の区域
札幌市豊平区保健福祉部	札幌市豊平区平岸6条10丁目	豊平区の区域
札幌市清田区保健福祉部	札幌市清田区平岡1条1丁目	清田区の区域
札幌市南区保健福祉部	札幌市南区真駒内幸町2丁目	南区の区域
札幌市西区保健福祉部	札幌市西区琴似2条7丁目	西区の区域
札幌市手稲区保健福祉部	札幌市手稲区前田1条11丁目	手稲区の区域

### 20. 札幌市保健所及び保健センター設置条例

平成9年3月28日 条 例 第 7 号

最近改正 令和3年10月5日条例第28号

(保健所の設置等)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、本市に保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称		位置		所 管 区 域								
札	幌	市	保	健	所	札幌市中央区大通西	19 丁目		市	内	全	域

(保健センターの設置等)

第2条 法第18条の規定に基づき、本市に保健センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

- 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
  - ※ 附則及び別表は省略(別表については65ページの表参照)

## 令和5年度 札幌市の区勢

令和5年10月発行

編集·発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL (011) 211-2252